

宇美町地域防災計画

【資料編】

宇美町地域防災計画 資料編

目 次

※ 資料編の番号は、本編の「第○章. 第○節. (第○部) -番号～」を記載する。

第1編 総則

【資料編 1.2-1】	地形分類図	1
【資料編 1.2-2】	地質分類図	2
【資料編 1.2-3】	気象概況	3
【資料編 1.2-4】	人口推移、町丁目別人口	4
【資料編 1.2-5】	土地利用の状況表	6
【資料編 1.3-1】	宇美町の主な災害履歴（水害）	7
【資料編 1.3-2】	宇美町の主な災害履歴（地震災害）	7
【資料編 1.3-3】	福岡県内の主な活断層	8
【資料編 1.3-4】	福岡県の想定地震	9
【資料編 1.3-5】	地震被害想定の結果	13
【資料編 1.3-6】	宇美町の主な災害履歴（火災の概要）	14
【資料編 1.4-1】	災害危険箇所等一覧	15
【資料編 1.4-2】	町災害危険箇所（水害・土砂）	16
【資料編 1.4-3】	災害危険河川区域	18
【資料編 1.4-4】	重要水防箇所（県）	18
【資料編 1.4-5】	宇美町防災ハザードマップ	19
【資料編 1.4-6】	防災重点農業用ため池	22
【資料編 1.4-7】	土砂災害警戒区域等一覧	22
【資料編 1.4-8】	土砂災害警戒区域等（土石流）	23
【資料編 1.4-9】	土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）	25
【資料編 1.4-10】	山地災害危険箇所	29
【資料編 1.4-11】	道路危険箇所（主要地方道・県道・町道）一覧	30

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

【資料編 2.1.1-1】	水防倉庫一覧	31
【資料編 2.1.3-1】	消防組織図	32
【資料編 2.1.3-2】	消防団の組織図	32
【資料編 2.1.3-3】	消防分団詰所	33
【資料編 2.1.6-1】	中高層建築物の現況	33
【資料編 2.1.9-1】	緊急輸送道路	34
【資料編 2.2.3-1】	防災単位区一覧表	35
【資料編 2.3.1-1】	災害応援協定一覧	36
【資料編 2.3.4-1】	町の雨量・水位観測計	38
【資料編 2.3.4-2】	町の計測震度計	38
【資料編 2.3.8-1】	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	39
【資料編 2.3.8-2】	避難地に必要な施設と設備（例）	44

第2章 災害応急対策計画

【資料編 3.1.1-1】	宇美町防災会議条例	45
	・宇美町防災会議委員名簿	
【資料編 3.1.1-2】	宇美町防災会議運営規程	47
【資料編 3.1.2-1】	宇美町災害対策本部条例	49
【資料編 3.1.2-2】	宇美町災害対策本部要綱	50
【資料編 3.1.3-1】	配備完了報告書	53
【資料編 3.1.4-1】	臨時ヘリポート設置場所	54
【資料編 3.1.4-2】	機種に準ずるヘリポートの基準	55
【資料編 3.1.6-1】	被害認定基準	56
【資料編 3.1.6-2】	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	58
【資料編 3.2.1-1】	注意報・警報・情報等の種類並びに発表の基準	61
【資料編 3.2.1-2】	警報、注意報等の定義及び種類	62
【資料編 3.2.1-3】	特別警報・警報・注意報の種類と概要	63
【資料編 3.2.1-4】	気象庁震度階級関連解説表	66
【資料編 3.2.1-5】	町防災行政無線	70
【資料編 3.2.2-1】	福岡県災害調査報告実施要綱（抄）	71
【資料編 3.2.2-2】	航空機との交信方法	76
【資料編 3.2.3-1】	安否情報の提供区分	77
【資料編 3.2.4-1】	避難の指示権者及び時期	78
【資料編 3.2.4-2】	避難準備情報、指示の発令基準	79
【資料編 3.2.4-3】	要配慮者利用施設一覧	82
【資料編 3.2.5-1】	水防警報の発令基準	84
【資料編 3.2.5-2】	水防信号	85
【資料編 3.2.5-3】	町の保有する水防資機材	85
【資料編 3.2.8-1】	救出活動を行う小隊及び各班	86
【資料編 3.2.9-1】	災害拠点病院	87
【資料編 3.2.9-2】	トリアージの判定	87
【資料編 3.2.10-1】	給水車・給水用機械・給水タンク保有数量	88
【資料編 3.2.14-1】	災害時における交通の規制にかかる標示の様式	89
【資料編 3.2.14-2】	緊急通行車両の証明書等（様式2～4）	91
【資料編 3.2.15-1】	災害時応援体制（宇美町関連事業者）	94

【資料編 3.2.15-2】 ぐみ・廃棄物・し尿処理施設	94
【資料編 3.2.15-3】 仮設トイレの設置依頼先	94
【資料編 3.2.18-1】 遺体安置所	95
【資料編 3.2.18-2】 近隣火葬場	95

第3章 災害復旧・復興計画

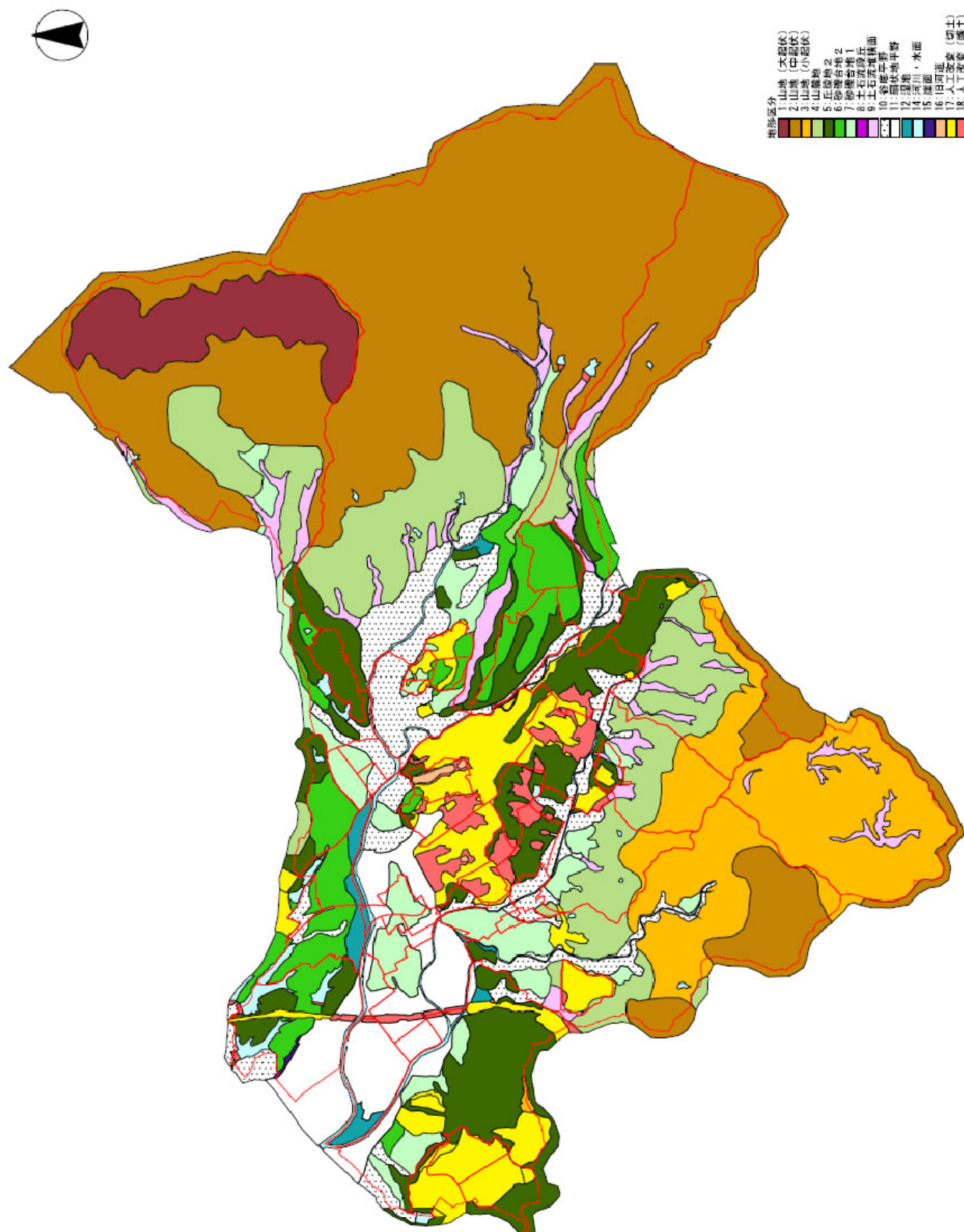
【資料編 4.6-1】 宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例	96
【資料編 4.6-2】 宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例 施行規則	100
【資料編 4.6-3】 宇美町災害見舞金等交付要綱	104
【資料編 4.6-4】 福岡県市町村災害共済基金組合格約	106
【資料編 4.6-5】 罹災証明交付申請書	111
【資料編 4.6-6】 被災証明申請書	113
【資料編 4.6-7】 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約	115

第4章 様式一覧

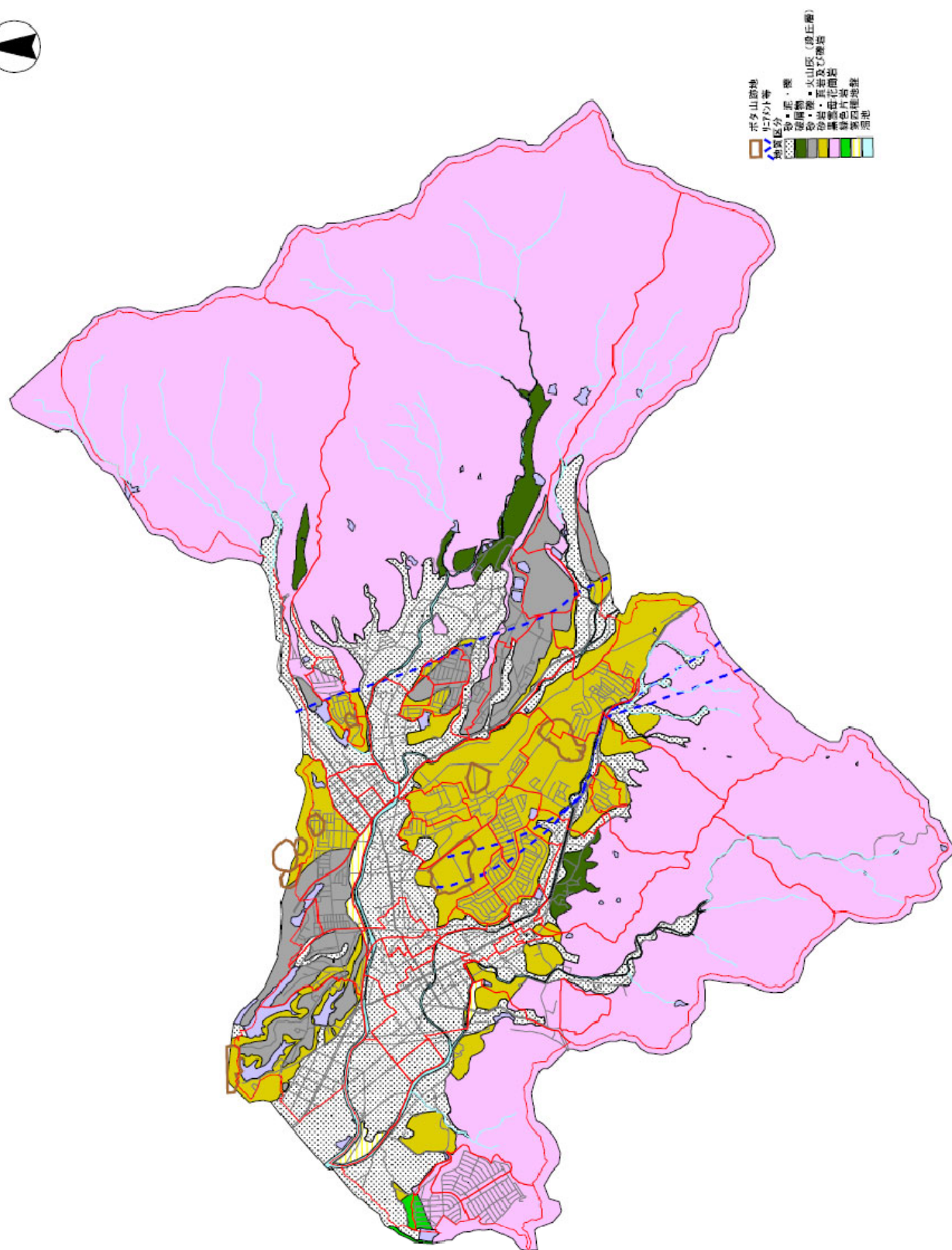
救助事務の処理に必要な帳簿様式	119
【様式-1】 参集記録票	120
【様式-2】 参集途上の被災状況記録票	121
【様式-3】 自衛隊の災害派遣要請（依頼）	122
【様式-4】 自衛隊の災害派遣部隊の撤収（依頼）	124
【様式-5】 行方不明者名簿	125
【様式-6】 医療救護所開設状況報告	126
【様式-7】 避難者名簿	127
【様式-8】 避難者カード	128
【様式-9】 避難所運営記録	129
【様式-10】 物品の受払簿（避難所用）	130
【様式-11】 物品の受払簿（物資集配拠点用）	131
【様式-12】 遺体処理票・遺留品処理票	132
【様式-13】 義援金品受領書	133
【様式-14】 福岡県被害状況等の調査・報告様式	134
1. 【様式第1号】 災害概況即報	135
2. 【様式第2号の1～16】 被害概況即報・詳報・確定報告	136
3. 【様式第3号の1～17】 被害状況・詳報・確定報告	153
4. 【様式第4号】 被害額報告	170
【防災関係機関連絡先】	171

第1編 風水害対策編 第1章 総則

【資料編 1.2-1】 地形分類図



【資料編 1.2-2】地質分類図



【資料編 1.2-3】 気象概況

■本町の気象（平年値）

番号	年	降水量 (mm)	日雨量 最大	時間雨量 最大	平均気温 (℃)	最高 気温	最低 気温	最大瞬間 風速(m/s)	日照時間 (h)
1	2014	1643.0	94.0	35.0	16.5	35.9	-2.4	26.2	1918.5
2	2015	1609.5	79.5	36.0	17.0	36.2	-2.7	23.1	1677.4
3	2016	2068.0	141.0	55.5	17.7	36.6	-4.4	20.6	1729.4
4	2017	1226.0	79.5	38.0	17.2	37.2	-2.6	22.6	1653.5
5	2018	1575.0	262.0	47.0	17.4	38.0	-3.1	31.4	1879.7
6	2019	1237.5	110.5	40.5	17.3	36.1	-1.6	34.0	1967.2
7	2020	1923.5	175.0	30.5	17.2	37.4	-1.0	39.1	1842.0
8	2021	1836.5	205.0	40.5	17.6	36.1	-3.0	28.3	1897.1
9	2022	1137.0	91.5	53.0	17.3	36.7	-2.1	32.4	1607.0
10	2023	1677.0	179.0	60.0	17.9	37.2	-3.3	26.7	1957.4
	平均	1631.5	143.4	45.9	17.3	36.8	-2.8	28.0	1898.5

資料：気象庁「気象統計情報」博多観測所

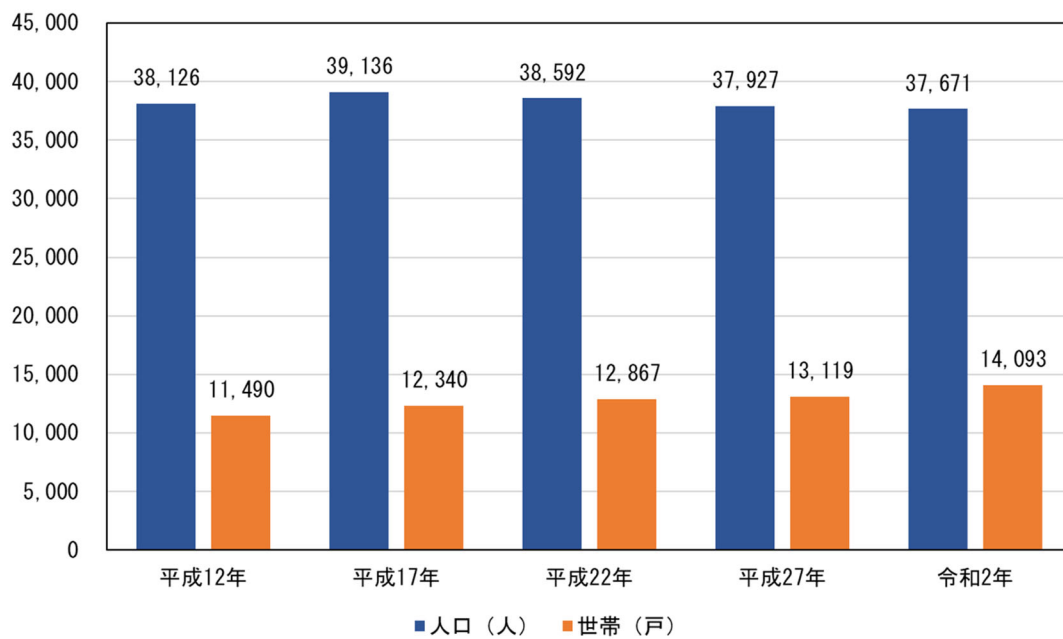
(注) 日照時間は太宰府観測所

【資料編 1-2-4】 人口推移、町丁目別人口

■宇美町の人口推移

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
人口（人）	38,126	39,136	38,592	37,927	37,671
世帯（戸）	11,490	12,340	12,867	13,119	14,093
人口密度	1261.6	1295	1277	1255.4	1247

資料：国勢調査



■町丁目別人口

大字・町名	丁目	総数(人)	大字・町名	丁目	総数(人)
大字井野		1,648	平和	一丁目	528
大字宇美		673		二丁目	574
大字四王寺		12	明神坂	一丁目	869
大字炭焼		4		二丁目	194
ひばりが丘	一丁目	629		三丁目	740
	二丁目	950	光正寺	一丁目	437
	三丁目	1,005		二丁目	761
四王寺坂	一丁目	928		三丁目	334
	二丁目	1,223	若草	一丁目	873
	三丁目	1,114		二丁目	234
とびたけ	一丁目	467		三丁目	0
	二丁目	571	宇美東	一丁目	346
	三丁目	614		二丁目	549
	四丁目	165		三丁目	178
宇美	一丁目	440	障子岳南	一丁目	404
	二丁目	321		二丁目	628
	三丁目	341		三丁目	233
	四丁目	531		四丁目	139
	五丁目	328		五丁目	46
	六丁目	891		六丁目	1,474
ゆりが丘	一丁目	490	障子岳	一丁目	104
	二丁目	217		二丁目	436
	三丁目	0		三丁目	151
	四丁目	38		四丁目	103
	五丁目	461		五丁目	92
	六丁目	515		六丁目	257
	七丁目	45	宇美中央	一丁目	423
桜原	一丁目	970		二丁目	624
	二丁目	594		三丁目	839
	三丁目	838		四丁目	658
貴船	一丁目	998	神武原	一丁目	224
	二丁目	934		二丁目	145
	三丁目	141		三丁目	1,061
	四丁目	264		四丁目	42
	五丁目	1,090		五丁目	14
				六丁目	274
原田	一丁目	712	合計		37,671
	二丁目	436			
	三丁目	646			
	四丁目	383			
	五丁目	56			

資料：国勢調査

【資料編 1.2-5】 土地利用の状況表

年 度	町面積 (ha)	農地 (ha)	森林 (ha)	水面・河 川・水路 (ha)	道路 (ha)	宅地 (ha)	その他 (ha)
平成 28 年	3,021	104	1,837	51	182	535	312
平成 29 年	3,021	102	1,837	51	185	539	307
平成 30 年	3,021	100	1,837	51	187	542	305
令和 1 年	3,021	98	1,837	50	187	544	305
令和 2 年	3,021	94	1,852	50	187	552	286
令和 3 年	3,021	93	1,852	50	186	552	288
令和 4 年	3,021	92	1,852	50	187	553	287
令和 5 年	3,021	92	1,852	50	187	556	284

・町面積は、各区項目の四捨五入値の合計と合わない場合がある。

資料：各年福岡県土地利用動向調査（令和5年度現在）

【資料編 1.3-1】宇美町の主な災害履歴(水害)

■被害区分別件数

NO	被害区分	H9	H11	H13	H15 7.19	H17 3.20	H21	H30 7.5	R3 8.12
1	住家破損(全半一部損壊)				12	55	1		
2	崩壊(崖崩れ等)	1	13	9	8		11		1
3	道路損壊・不通		9	9	8		2	4	
4	浸水流出(田畑他)			4			1	5	
5	溢水(その他)	3						1	
6	床上・床下浸水	5	14	2	177		76		
7	河川氾濫・浸食による被害			9	45		4		
8	その他	1		1				1	
	計	10	36	34	250	55	95	11	1

その他：空欄・原因不明等（町災害関連報告綴等による集計 令和6年現在）

【資料編 1.3-2】宇美町の主な災害履歴(地震災害)

■福岡県の大規模地震発生の概要

年代	名称・地域	震源規模
679年12月	筑紫	M6.5-7.5
1706年11月26日	筑紫	
1831年11月14日	佐賀	M 6.1
1848年 1月10日	筑紫	M 5.9
1872[明治 5]年 3月14日	浜田地震	M 7.1
1898[明治31]年 8月10日	糸島地震	M 6.0
1898[明治31]年 8月12日	糸島地震	M 5.8
1929[昭和 4]年 8月 8日	福岡県	M 5.1
1930[昭和 5]年 2月 5日	福岡市西部	M 5.0
1941[昭和16]年11月19日	日向灘	M 7.2
1966[昭和41]年11月12日	有明海	M 5.5
1968[昭和43]年 8月 6日	愛媛県西部	M 6.6
1991[平成 3]年10月28日	周防灘沖	M 6.0
2005[平成17]年 3月20日	福岡県西方沖	M 7.0
2005[平成17]年 4月20日	福岡県西方沖	M 5.8

(令和6年現在)

【資料編 1.3-3】 福岡県内の主な活断層

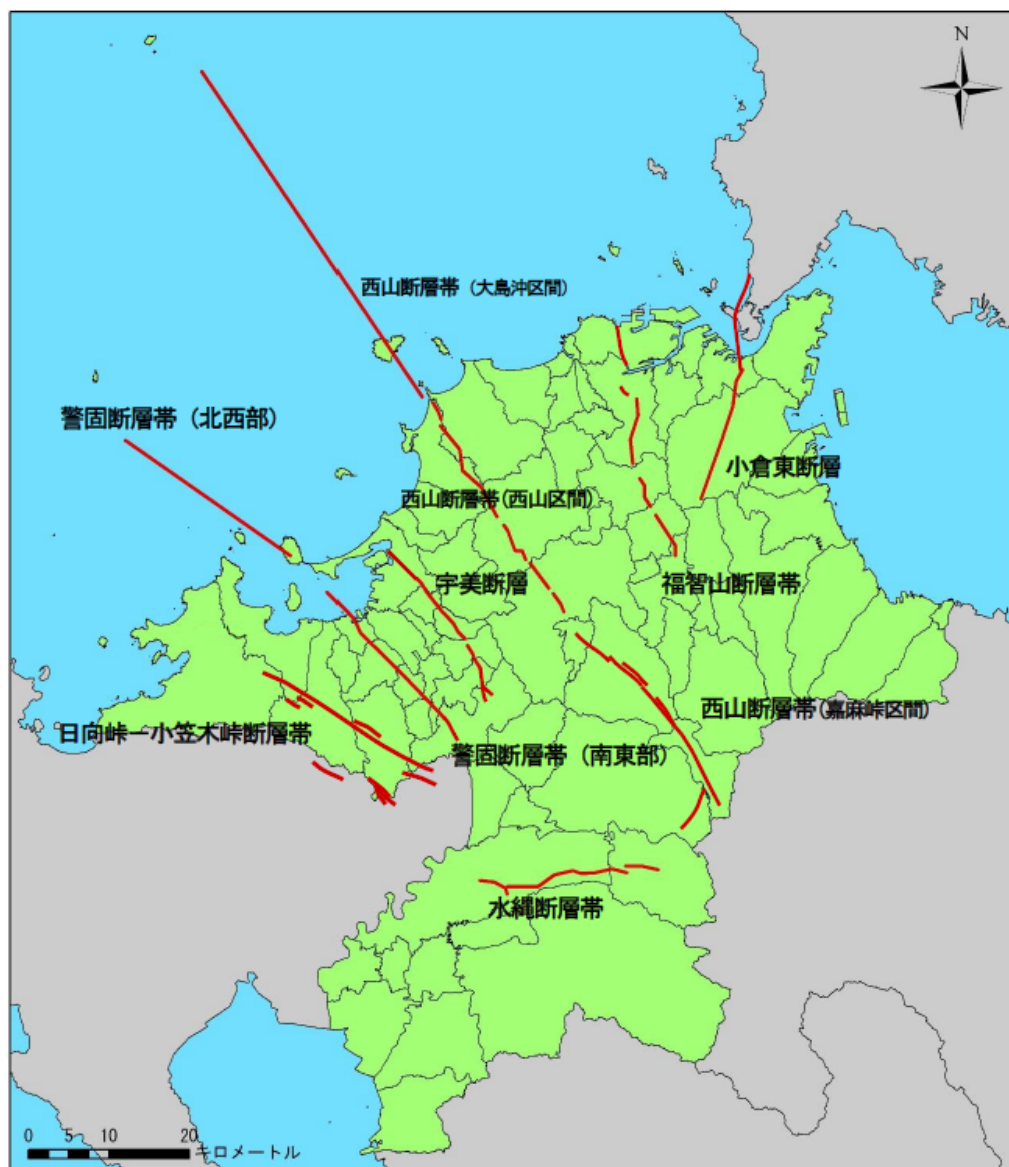
福岡県では、「福岡県地震に関する防災アセスメント調査（平成 24 年度）」により、福岡県内における地震断層を設定し、地震発生時における震度分布を公表している。

宇美町で最も影響があると想定される地震は、以下の状況である。

■福岡県の主な想定地震断層

断層		確実度	活動度	長さ	地域
1	小倉東断層	確実度 I	C～B	約17km	北九州市
2	西山断層	確実度 I	< C	約31km	飯塚市、宗像市
3	警固断層	確実度 I	C	20km以上	福岡市
4	水縄断層	確実度 I	B	約26km	久留米市
5	福智山断層	確実度 I	B～C	約20km	北九州市
6	宇美断層	確実度 I	C	約14km	福岡市－太宰府市

■福岡県の主な活断層

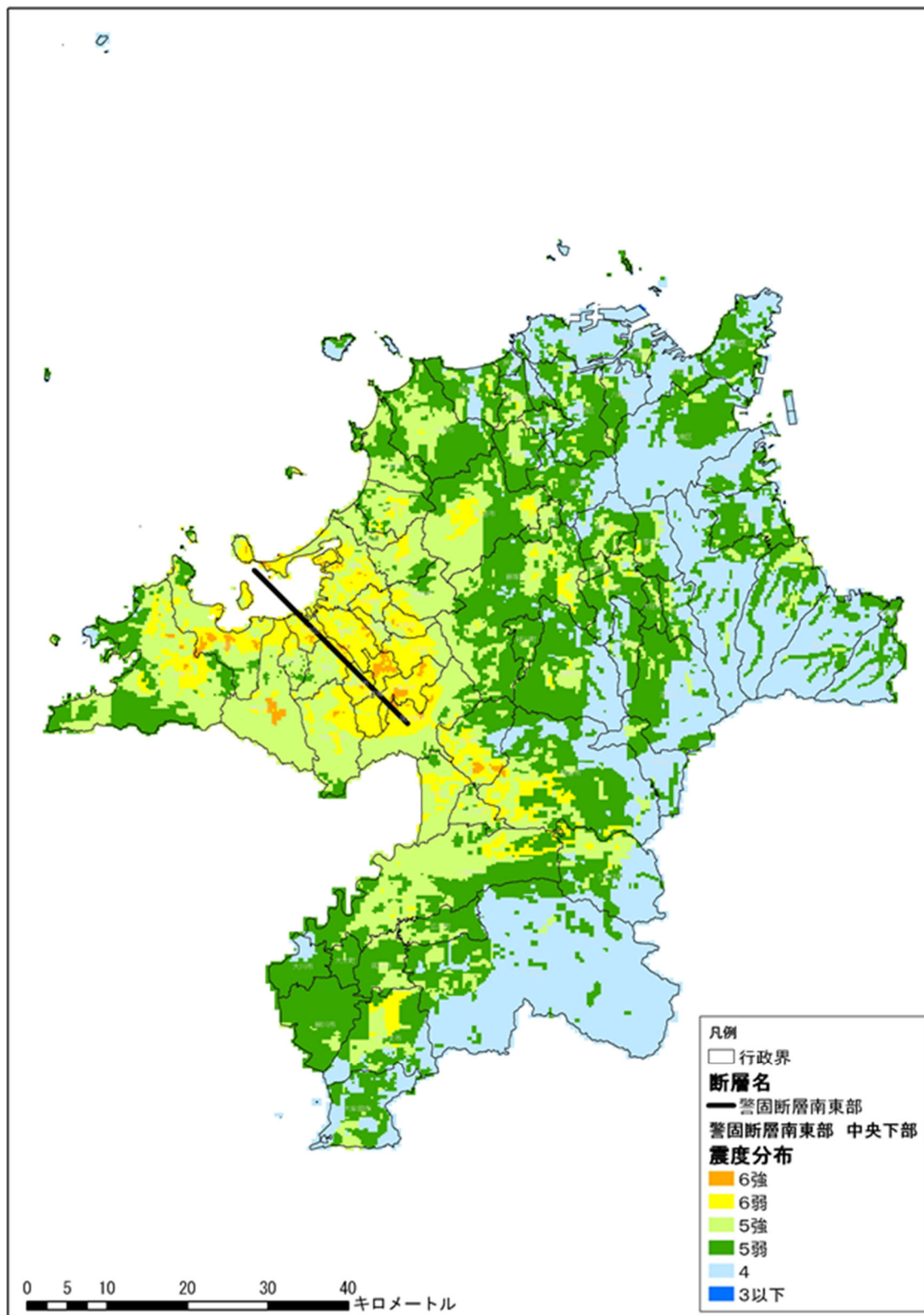


資料：福岡県地域防災計画（令和 6 年 3 月）

【資料編 1.3-4】 福岡県の想定地震

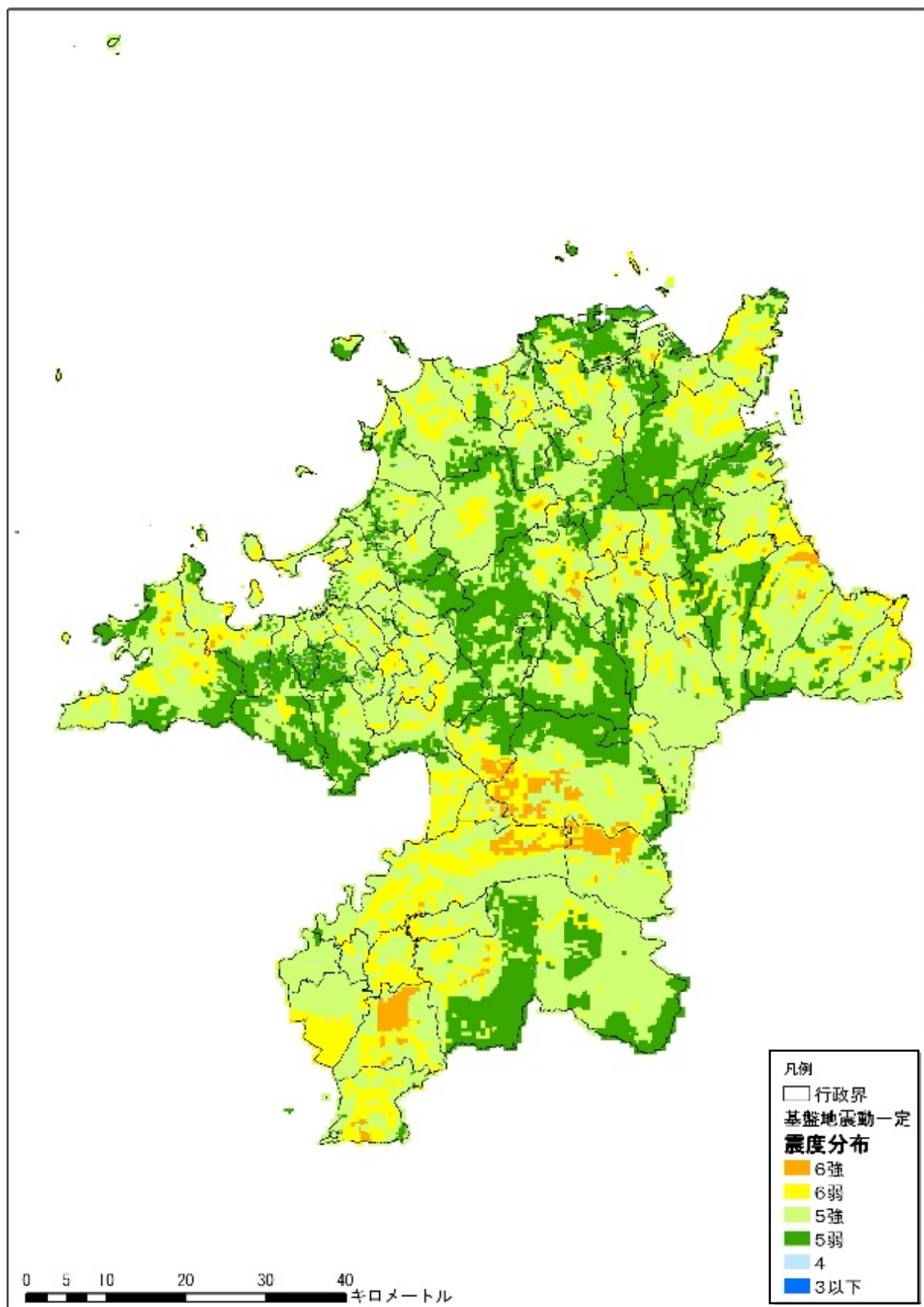
町における被害規模及び発生確率がともに大きい警固断層を震源とする震度分布を示す。

■想定震度分布図（警固断層南東下部）



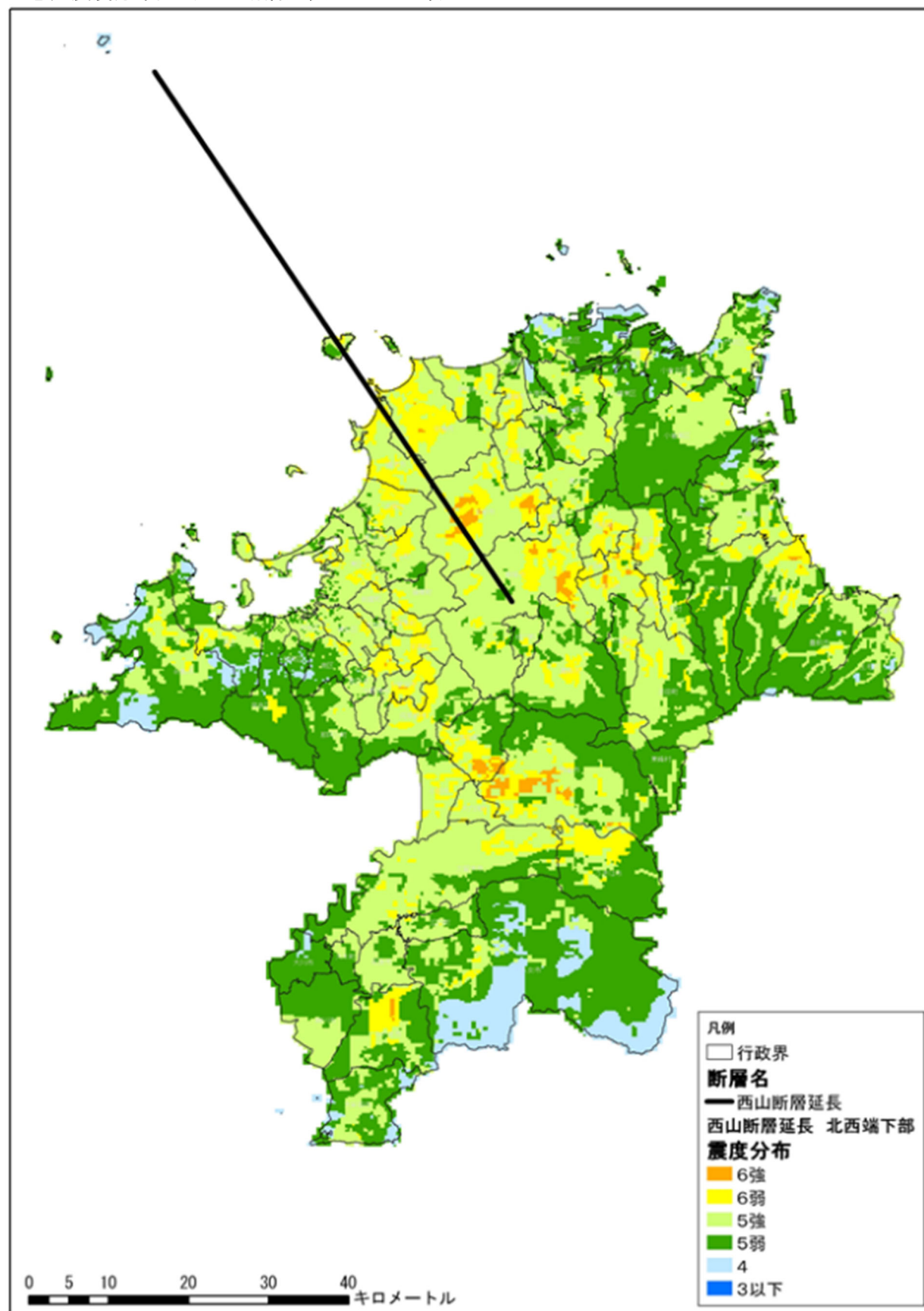
資料：福岡県地震に関する防災アセスメント調査（平成24年度）

■想定震度分布図（基盤一定 M6.9）



資料：福岡県地震に関する防災アセスメント調査（平成24年度）

■想定震度分布図（西山断層延長 北西下部）

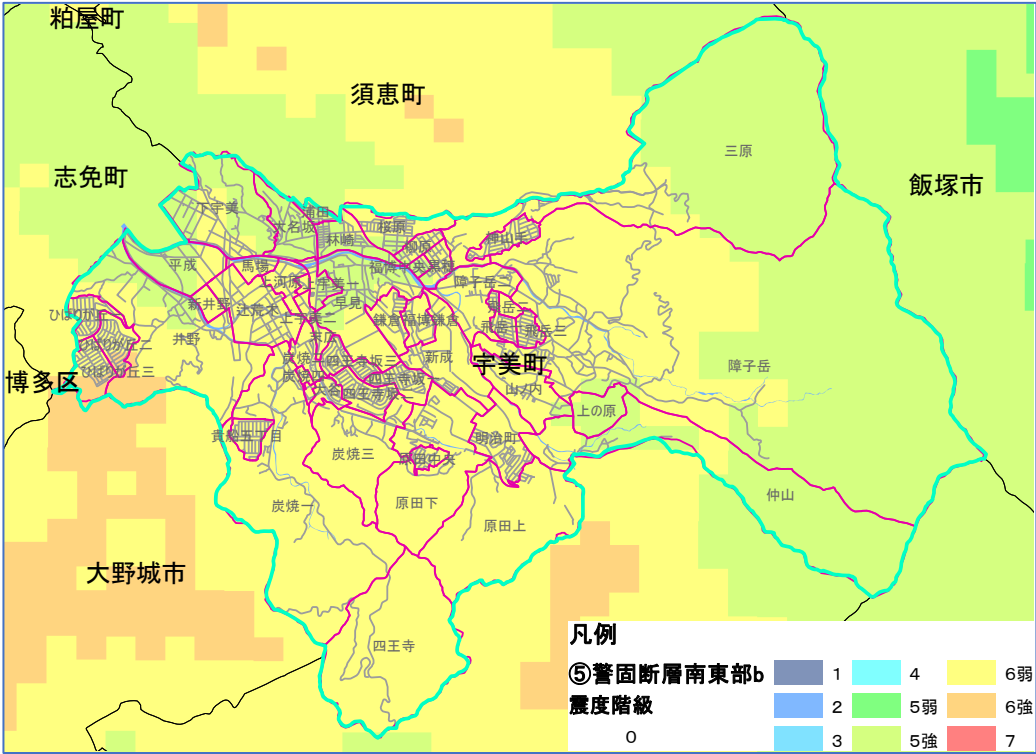


資料：福岡県地震に関する防災アセスメント調査（平成24年度）

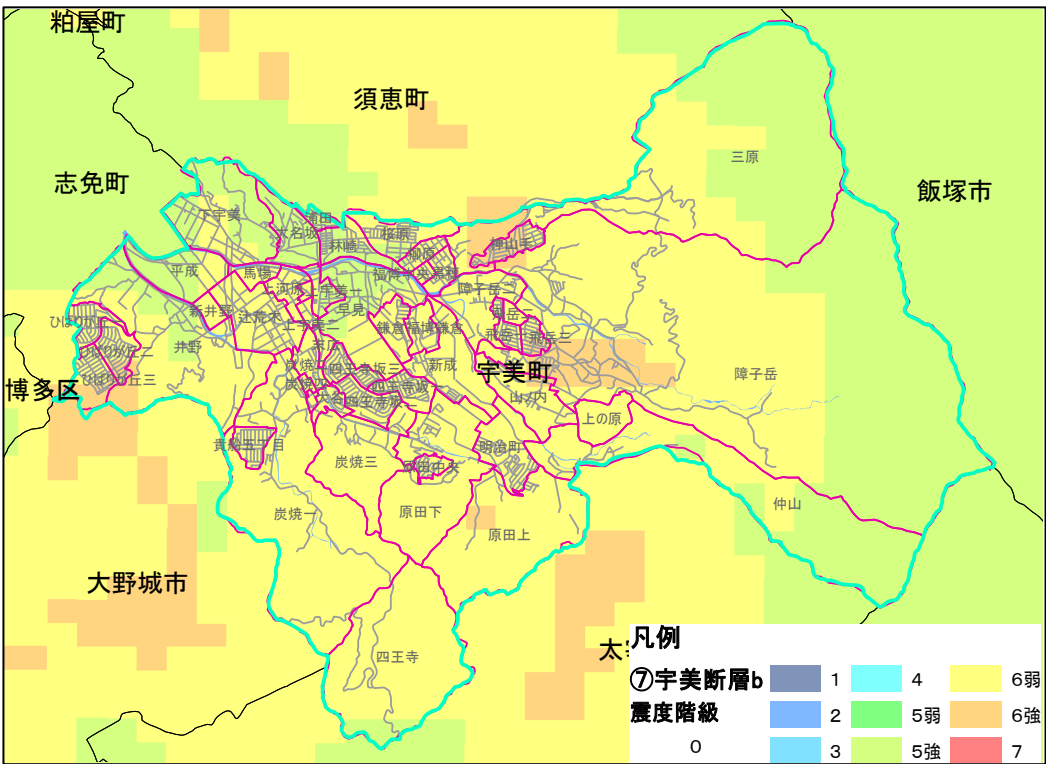
■想定震度分布図（警固断層南東下部）

断層名	規模	破壊開始	最大震度
警固断層（南東部）	M=7.2	南東下部	6 強
		中央下部	6 強
		北西下部	6 強

◆宇美町周辺の想定震度分布（警固断層南東部 中央下部）



◆宇美町周辺の想定震度分布（宇美断層 中央下部）



【資料編 1.3-5】 地震被害想定の結果

被害想定項目	被害想定(警固断層南東部)		
	破壊開始: 南東下部	破壊開始: 中央下部	破壊開始: 北西下部
死者	3	33	29
負傷者	175	730	668
要救出現場数	15	160	138
要救出者	16	161	140
要後方医療搬出者数	18	73	67
避難者数	82	889	767
帰宅困難者数	2, 808	2, 808	2, 808
エレベーター閉じ込め者数	40	85	85
斜面崩壊危険度(A)	4	12	9
斜面崩壊被災建物	2	13	12
建物全壊棟数	37	400	345
建物半壊棟数	170	357	323
非木造全壊棟数	1	21	19
非木造半壊棟数	6	37	31
木造全壊棟数	36	379	326
木造半壊棟数	164	320	292
上水道管被害箇所数	77	210	191
下水道管被害箇所数	2	30	25
電柱被害箇所数	1	4	4
プロパンガス被害箇所数	0	0	0
地震火災全出火棟数	0	3	3
地震火災焼失棟数	0	0	0

資料：福岡県地震に関する防災アセスメント調査（平成24年度）

【資料編 1.3-6】 宇美町の主な災害履歴(火災の概要)

■過去の火災発生件数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
建物出火	8	6	2	2	6	5	2	3	8	3
林野出火	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
車両出火	0	3	1	1	0	0	0	2	1	0
その他の出火	0	0	0	0	0	3	2	3	2	1
出火件数計	8	9	3	3	6	9	4	9	11	4
死者	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1
負傷者	0	1	0	3	1	2	0	3	0	0

資料：粕屋南部消防組合消防本部（令和5年10月）

【資料編 1.4-1】 災害危険箇所等一覧

指定者 区分	災害危険箇所名称	箇所数	詳細記載箇所
町	① 災害危険河川（町指定）	1	資料 1.4-2
	② 土砂災害危険箇所（町指定）	16	資料 1.4-2
	③ 危険ため池	0	
	④ 道路防災点検箇所（町道）	9	資料 1.4-11
	町指定計	26	
国・県	⑤ 災害危険河川区域	29	資料 1.4-3
	⑥ 重要水防箇所（県）	1	資料 1.4-4
	⑦ 洪水浸水想定区域図（宇美町防災ハザードマップ）	-	資料 1.4-5
	⑧ 防災重要農業用ため池		資料 1.4-6
	⑨ 土砂災害（特別）警戒区域	159	資料 1.4-7
	(1) 土砂災害（特別）警戒区域（土砂流）	(44)	資料 1.4-8
	(2) 土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地）	(115)	資料 1.4-9
	⑩ 山地災害危険箇所	59	資料 1.4-10
	(1) 山地災害（山腹崩壊）危険地区（民有林）	(19)	
	(2) 山地災害（崩壊土砂流出）危険地区（国有林）	(4)	
	(3) 山地災害（崩壊土砂流出）危険地区（民有林）	(35)	
	(4) すべり危険地区	(1)	
	道路危険箇所(主要地方道・県道)一覧	16	資料 1.4-11

【資料編 1.4-2】 町災害危険箇所(水害・土砂)

■町災害危険箇所（水害）

番号	災害種別	危険箇所	現況と予想される危険事態	予想される被害内容	災害履歴	当面の対策	避難所等
1	道路(冠水)	早見工業団地入口 交差点 第2分団車庫前	雨量が多くなると 水路より溢水のおそれ	溢水 早見工業団地入口付近	大雨による溢水	降雨時の警戒巡視を行い、交通事故等の防止を図る	

■町災害危険箇所（土砂）

番号	災害種別	危険箇所	現況と予想される危険事態	予想される被害内容	災害履歴	当面の対策	避難所等
1	土砂崩壊(がけ崩れ)	山の内高倉工務店 寮前 町道山の内～砥石 場線間	道路法面土砂崩落 及び落石のおそれ	法面崩れ 山の内～砥石場 線 高倉工務店前	道路上に落石	法面が急勾配で 擁壁工事を促進 する	山の内自治会公民館
2	土砂崩壊(がけ崩れ)	県道筑紫野～古賀 線 西村商店上法面	法面が急勾配のため 大雨による被害 のおそれ	法面流出 世帯数 人員 30 筑紫野～古賀線	なし	法面補強はなされているが、 降雨時のシート張りを行う	山の内自治会公民館
3	土砂崩壊(がけ崩れ)	山の内 上戸樋～障子岳線 浄水場下曲がり角	道路土砂崩落及び 落石のおそれ	法面崩れ	道路上に落石	落石防止の対策 を検討している	
4	土砂崩壊(がけ崩れ)	日の丸バス停南側	未届造成による土 石流失のおそれ	土石流 世帯数 3 人員 5	大雨による避難	土地所有者に安全管理の指導を 図ると共に、警戒巡視を行う	原田上自治会公民館
5	土砂崩壊(がけ崩れ)	原田下1組 真利宅裏	砂防工事はなされているが 土砂流出のおそれ	土石流 世帯数 7 人員 20	大雨による床上浸水	炭杭のボタ捨て 場で砂防工事はなされている が、降雨時の警戒巡視を図る	原田下自治会公民館
6	土砂崩壊(がけ崩れ)	炭焼字四時田昭和 町町営住宅下 町道原田～若草線 (四時田橋付近)	歩道及び道路上に 土砂崩落のおそれ	法面崩れ	大雨による法 肩崩壊	法面が急勾配で 擁壁の設置を検討する	
7	土砂崩壊(がけ崩れ)	井野井の上	裏山が墓地で地すべりの おそれ	地すべり 世帯数 3 人員 15	一部地すべり	警戒巡視の強化 を図る	井野区自治会民館
8	土砂崩壊(がけ崩れ)	勤労者体育センター前 町道正法～待掛線	擁壁及び法面吹付 モルタルに亀裂が生じ 法面崩壊のおそれ	法面崩れ 勤労者体育センター	なし	警戒巡視の強化 と共に、シート張りを行う	
9	土砂崩壊(がけ崩れ)	早見工業団地日建 リース福岡工場敷 地法面 L=100m	既設法面に会社の 廃材等放置のため 大雨による法面と 同時流失のおそれ	法面崩れ	一部法面崩れ	会社に対して安全管理徹底を 図ると共に、シート張りを行う	
10	土砂崩壊(がけ崩れ)	早見公園北側 町道早見～浦田線 L=300m	道路法面急勾配のため 落石等のおそれ	法面崩れ及び落石	落石	降雨時の警戒巡視を行う	
11	土砂崩壊(がけ崩れ)	障子岳極楽寺造成 地	山林造成により山腹を 切り取ったため土石流失 のおそれ	土石流失	なし	土地所有者への安全管理の徹底 を図ると共に、降雨時の警戒巡視 を行う	障子岳自治会公民館
12	土砂崩壊	仲山1-1旭鉄工主	切り土状況にある	浸水	雨水流入	降雨時の警戒巡	仲山自治

番号	災害種別	危険箇所	現況と予想される危険事態	予想される被害内容	災害履歴	当面の対策	避難所等
	(がけ崩れ)	要地方道筑紫野・古賀線側法面下側周辺民家	法面山林からの雨水流入のおそれ	世帯数3 人員10		視を強化する	会公民館
13	土砂崩壊 (がけ崩れ)	鎌倉谷公園南側法面	町有地法面が大雨により崩れるおそれ	法面崩れ 世帯数3 人員9	法面一部亀裂	降雨時の警戒巡視を図る	福博鎌倉自治会公民館
14	土砂崩壊 (がけ崩れ)	今屋敷林道粕屋南病院付近 L=障子岳方面300m	林道への土砂等流出のおそれ	法面崩れ	一部法面崩れ	降雨時の警戒巡視を図る	
15	土砂崩壊 (がけ崩れ)	ひばりが丘博多第2幼稚園横町有地 L=50m	町有地法面が大雨により崩れるおそれ	法面崩れ	法面崩れ	降雨時の警戒巡視を図る	
16	土砂崩壊 (がけ崩れ)	長谷～四王寺線ゆのき橋付近開発造成地 L=100m	路肩法面が大雨により崩れるおそれ	法面崩れ	法面崩れ	土地所有者への安全管理の徹底を図ると共に、降雨時の警戒巡視を図る	

(平成16年宇美町地域防災計画書)

【資料編 1.4-3】 災害危険河川区域

令和5年4月1日を基準日

箇所 番号	級別	水系名	河川名	左右 岸別	区域 延長 (m)	位置			
						市郡	区町村	大字	キロ杭位置
1911	二級	多々良川	井野川	右	52	糟屋郡	宇美町	宇美三丁目	黒川橋より下流
1912	二級	多々良川	井野川	左	27	糟屋郡	宇美町	宇美三丁目	黒川橋より下流
1913	二級	多々良川	井野川	左	30	糟屋郡	宇美町	宇美三丁目	目一つ堰下流
1914	二級	多々良川	井野川	左	27	糟屋郡	宇美町	貴船一丁目	扇橋より下流
1915	二級	多々良川	内野川	右	45	糟屋郡	宇美町	宇美6	雑頭橋より上流
1916	二級	多々良川	内野川	左	469	糟屋郡	宇美町	貴船3	木川橋より上流、木 川堰より上流、井ノ 上堰より上
1917	二級	多々良川	内野川	左右	177	糟屋郡	宇美町	貴船2	木川堰より下流山ノ 井堰より下流
1918	二級	多々良川	内野川	左	24	糟屋郡	宇美町	貴船4	清水橋より上流
1919	二級	多々良川	内野川	右	24	糟屋郡	宇美町	貴船2	清水橋より上流
1920	二級	多々良川	内野川	左右	42	糟屋郡	宇美町	貴船4	後川橋より上流
1921	二級	多々良川	内野川	右	24	糟屋郡	宇美町	炭焼	古屋敷堰より下流
1930	二級	多々良川	宇美川	右	100	糟屋郡	宇美町	明神坂一丁目	子安新橋より下流
1931	二級	多々良川	宇美川	左	90	糟屋郡	宇美町	宇美一丁目	子安新橋より上流、 宮井手堰より下流
1932	二級	多々良川	宇美川	左	45	糟屋郡	宇美町	宇美中央四丁目	妻附橋より上流
1933	二級	多々良川	宇美川	右	120	糟屋郡	宇美町	平和一丁目	妻附橋より上流
1934	二級	多々良川	宇美川	左右	169	糟屋郡	宇美町	宇美東二丁目	神武原橋より上流
1935	二級	多々良川	宇美川	右	78	糟屋郡	宇美町	障子岳一丁目	柚の木堰より上流
1936	二級	多々良川	宇美川	左	39	糟屋郡	宇美町	宇美東二丁目	平松橋より下流
1937	二級	多々良川	宇美川	右	50	糟屋郡	宇美町	障子岳四丁目	障子岳橋より下流
1938	二級	多々良川	宇美川	右	117	糟屋郡	宇美町	障子岳三丁目	今屋敷堰より上流、 後谷橋より下流
1939	二級	多々良川	宇美川	左右	113	糟屋郡	宇美町	障子岳三丁目	後谷橋より下流、大 山神社裏
1940	二級	多々良川	宇美川	右	39	糟屋郡	宇美町	障子岳六丁目	内野橋より下流
1959	二級	多々良川	仲山川	左	42	糟屋郡	宇美町	若草3	おぼる橋より上流
1960	二級	多々良川	仲山川	左	39	糟屋郡	宇美町	若草3	若草橋より下流
1961	二級	多々良川	仲山川	左	71	糟屋郡	宇美町	若草3	中川原より下流
1962	二級	多々良川	仲山川	左右	100	糟屋郡	宇美町	ゆりが丘3	中川原より下流、中 川原堰より上流
1963	二級	多々良川	仲山川	右	195	糟屋郡	宇美町	ゆりが丘3	上戸樋橋の下流
1964	二級	多々良川	仲山川	左	30	糟屋郡	宇美町	ゆりが丘4	上戸樋橋の直下
1965	二級	多々良川	仲山川	右	40	糟屋郡	宇美町	ゆりが丘4	上戸樋橋の上流

資料：福岡県地域防災計画

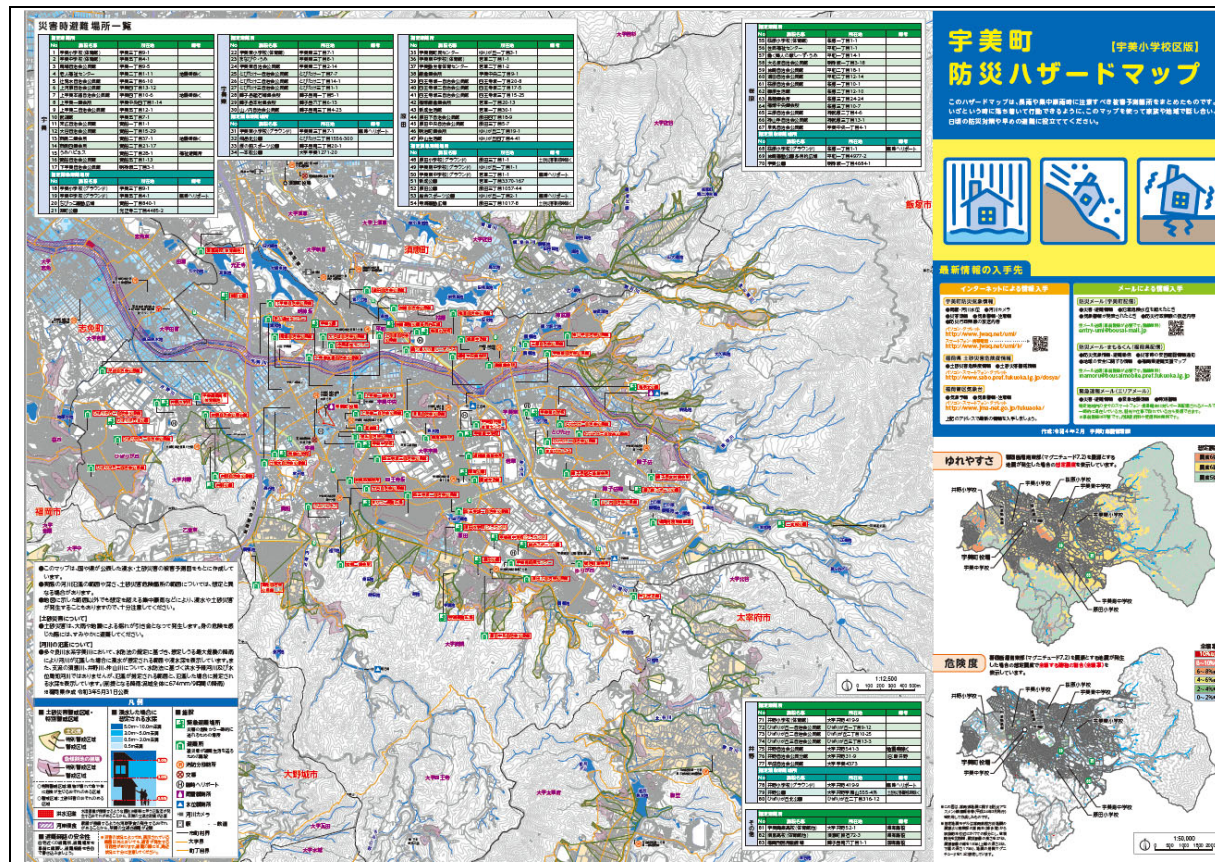
【資料編 1.4-4】 重要水防箇所(県)

県土整 備事業 所名	水系名	河川名	左右岸 別	延長(m)	位置				重要度	予想さ れる事 態	水防工 法
					市郡	区町村	大字	キロ杭 位置			
福岡	多々良 川	井野川	左 右	960 960	糟屋	宇美	貴船	樋ノ口 橋から 菖蒲橋 まで	A	溢水、 洗掘	積み土 のう工

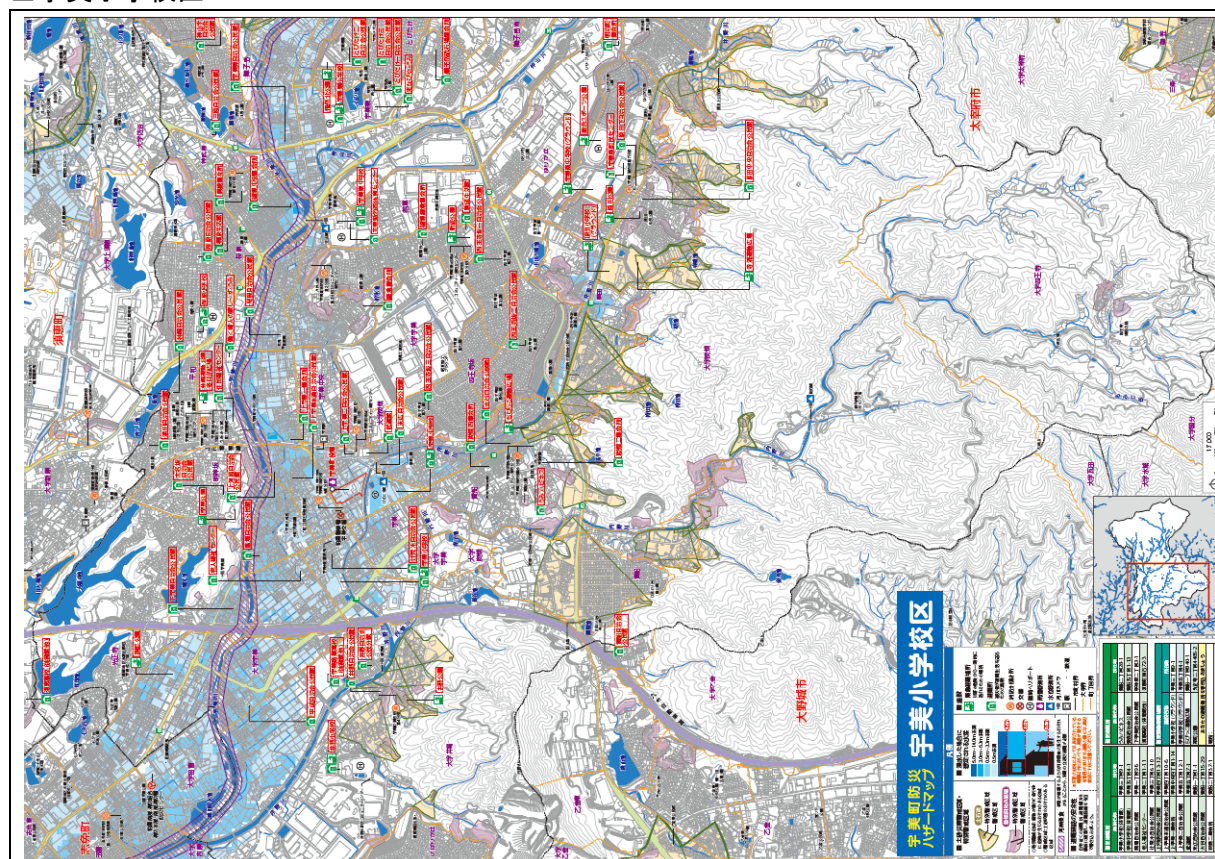
資料：福岡県地域防災計画

【資料編 1.4-5】 宇美町防災ハザードマップ

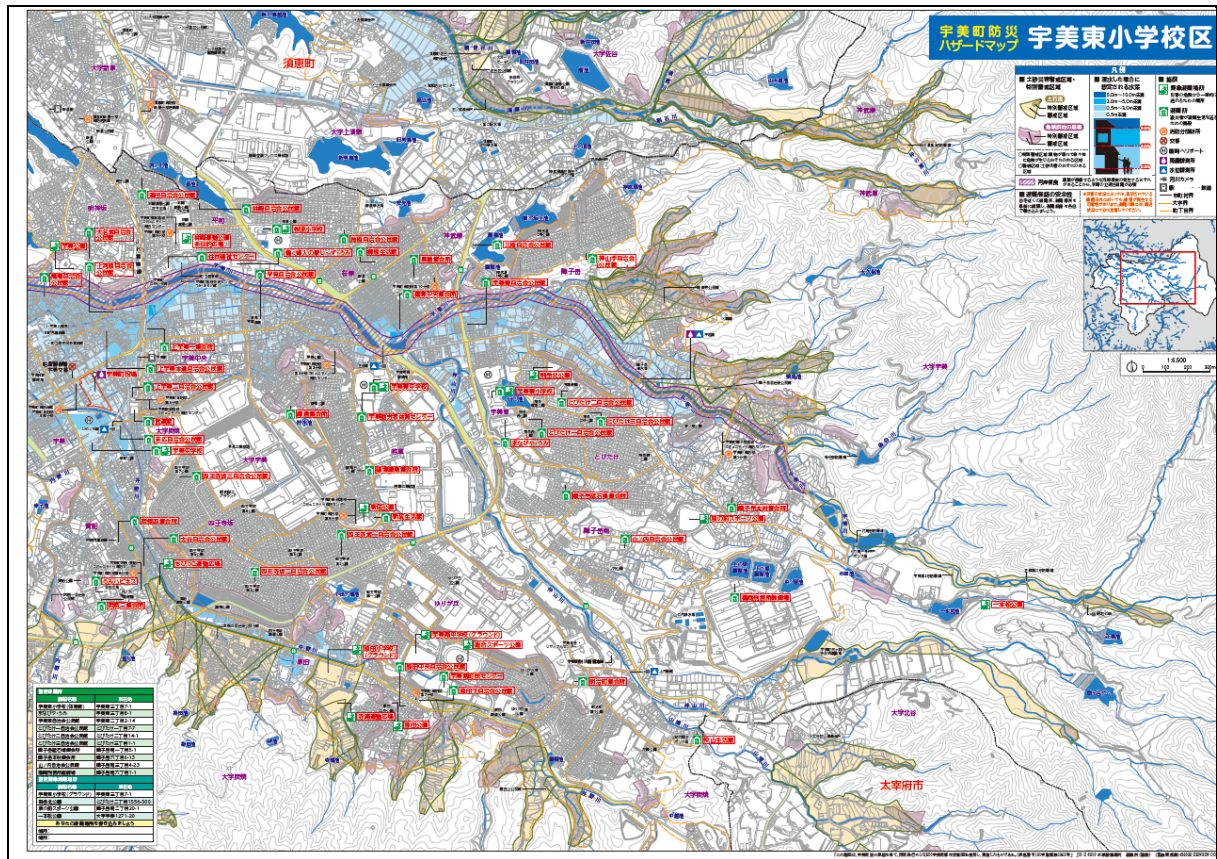
■宇美町防災ハザードマップ（共通おもて）



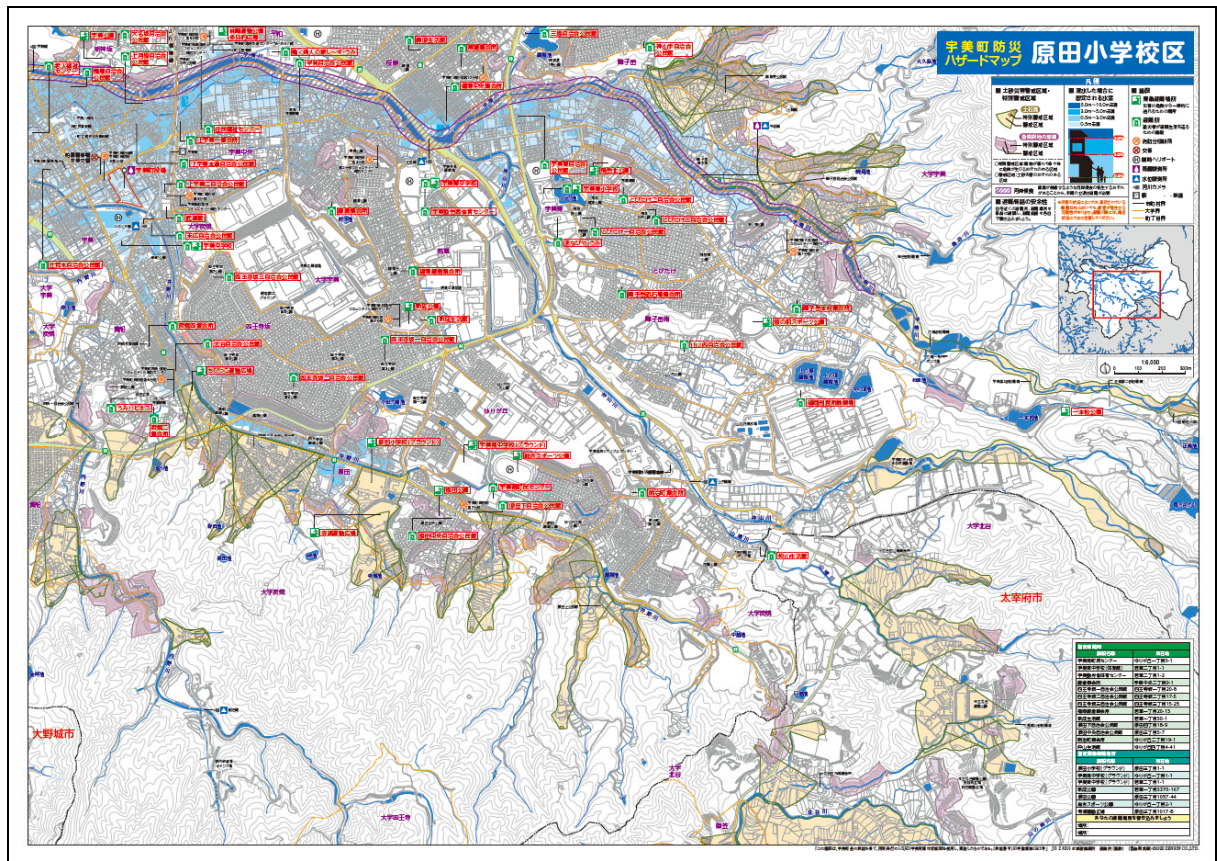
■宇美小学校区



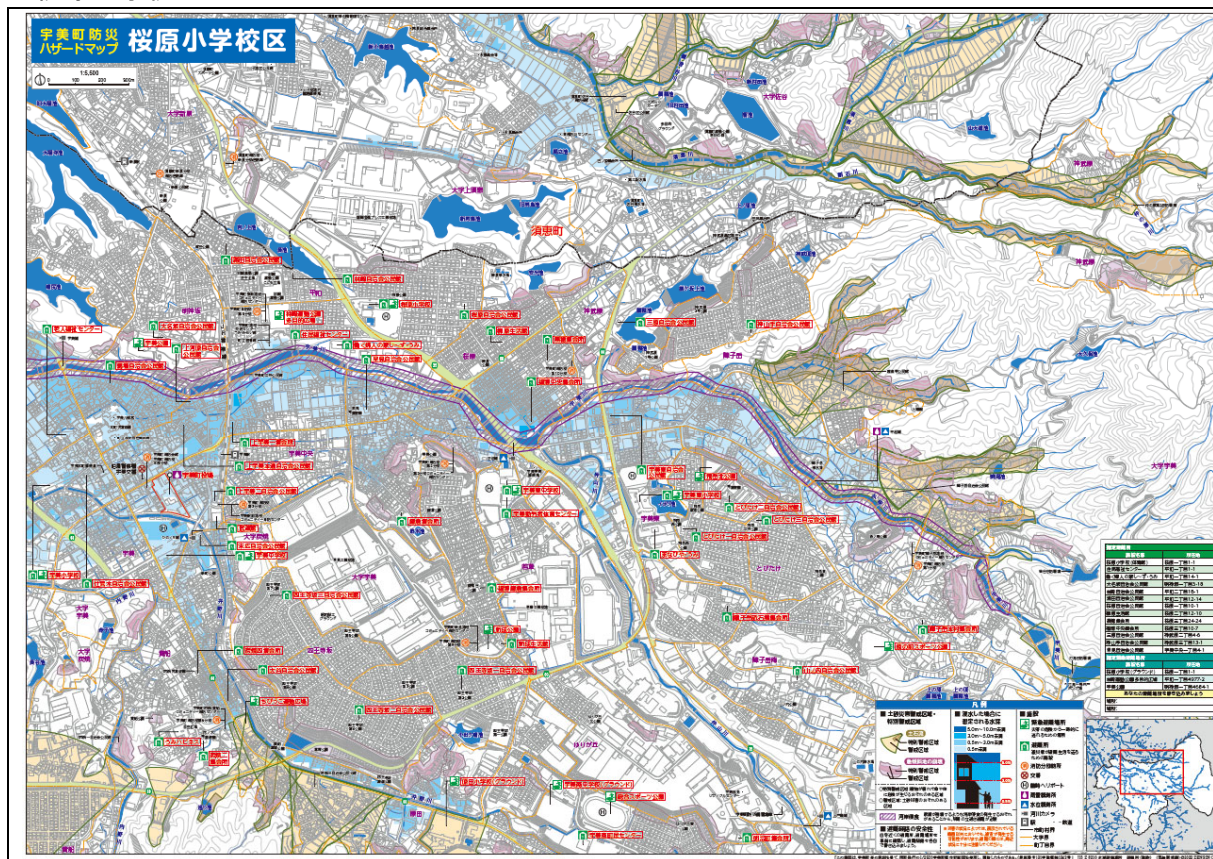
■宇美東小学校区



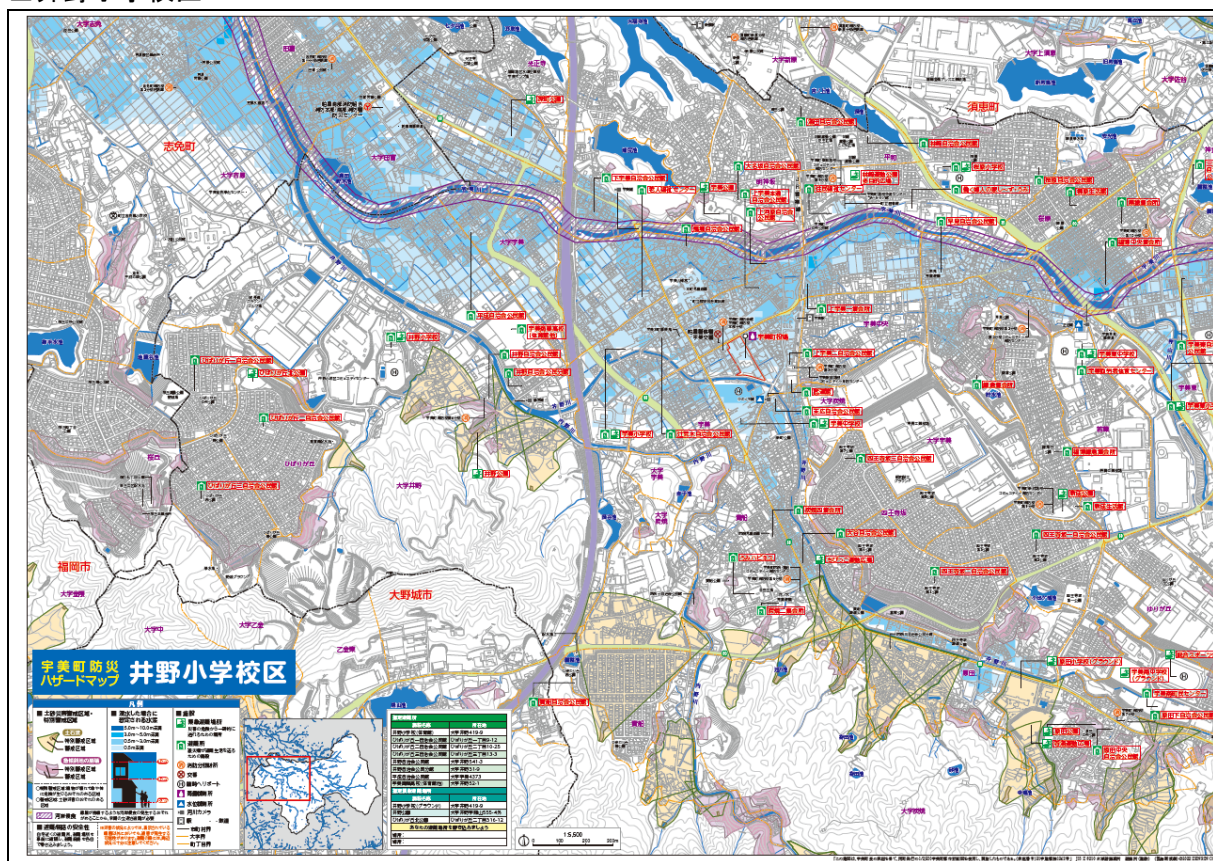
■原田小学校区



■桜原小学校区



■井野小学校区



【資料編 1.4-6】 防災重点農業用ため池

■防災重点農業用ため池

番号	ため池名称	番号	ため池名称	番号	ため池名称
2479	赤子池	2486	鎌ヶ谷池	2493	中の原池
2480	一本松池	2487	桐ヶ坂上池	2494	持田池
2481	イボリ池	2488	桐ヶ坂下池	2495	焼尾池
2482	打尾池	2489	小出ヶ浦池	2496	観音浦池
2483	浦尻池	2490	神武原池	2497	砂池
2484	大久保池	2491	天ヶ熊池	2498	熊山池
2485	金坪池	2492	長谷池	2499	花の木池

資料：福岡県地域防災計画（令和5年3月31日現在）

■ため池、頭首工及び湛水防除施設改修箇所

施設名	受益面積	備考
金坪池	4.2ha	
サヤ堰	3.9ha	宇美川

資料：福岡県地域防災計画

【資料編 1.4-7】 土砂災害警戒区域等一覧

土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和6年5月24日現在)

告示 年月日	土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		計		告示 番号
	土砂災害 警戒区域	うち土砂災害 特別警戒区域	土砂災害警 戒区域	うち土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂災害 特別警戒区 域	
H24.3.30	40	36	113	89	0	0	153	125	641、642
H24.7.20	0	0	2	1	0	0	2	1	1291、1292
H26.3.7	4	3	0	0	0	0	4	3	185、186
H30.2.2	0	0	-1	-1	0	0	-1	-1	72、73
H30.2.2	0	0	1	1	0	0	1	1	74、75
R2.6.16	0	0	-1	-1	0	0	-1	-1	509、510
R2.6.16	0	0	1	1	0	0	1	1	520、511
計	44	39	115	90	0	0	159	129	

資料：福岡県土砂災害警戒区域等の指定状況公表

【資料編 1.4-8】 土砂災害警戒区域等(土石流)

■土砂災害警戒区域等（土石流）

種類	区域番号	区域名称	所在地（糟屋郡宇美町）	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	福岡県告示番号 イエロー/レッド*
土石流	341-D-001	極楽寺谷	障子岳一丁目、障子岳二丁目及び大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-002	今山谷	障子岳一丁目、障子岳二丁目及び大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-003	極楽寺川	障子岳一丁目、障子岳二丁目及び大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-004	大久保川	障子岳一丁目、障子岳二丁目及び大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-005	焼尾川-1	障子岳一丁目、障子岳二丁目及び大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-006	焼尾川-2	障子岳一丁目、障子岳二丁目及び大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-007	焼尾川-3	障子岳一丁目、障子岳二丁目及び大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-008	今屋敷川	障子岳一丁目、障子岳二丁目及び大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-009	後谷川	障子岳三丁目、障子岳四丁目、障子岳六丁目及び大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-010	宇美川	大字宇美及び障子岳六丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-011	仲山川左支川	大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-012	原田谷山右支川	原田上、原田五丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-013	原田谷山川	原田上、原田五丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-014	原田川	原田五丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-015	勝田沢	原田三丁目、原田四丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-016	勝田谷	原田三丁目、原田四丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-017	勝田川	原田三丁目、原田四丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-018	本村沢	原田三丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-019	本村谷右支川	原田三丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-020	本村谷川	原田三丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-021	砂沢	原田一丁目、貴船1丁目及炭焼	○	—	H24. 3. 30	641
土石流	341-D-022	持田沢	原田一丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-023	持田谷	原田一丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-024	持田川	原田一丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-025	炭焼沢	原田一丁目、貴船一丁目、貴船二丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-026	炭焼谷	原田一丁目、貴船一丁目、貴船二丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-027	巡り谷	貴船一丁目、貴船二丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-028	大谷沢	大字炭焼及び貴船二丁目	○	—	H24. 3. 30	641
土石流	341-D-029	ゆのき谷-1	大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-030	ゆのき谷-2	大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-031	山祇沢	貴船四丁目及び大字炭焼	○	—	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-032	金坪沢	貴船四丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642

種類	区域番号	区域名称	所在地（糟屋郡宇美町）	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	福岡県告示番号 イロ-/レット
土石流	341-D-033	金坪谷	貴船四丁目及び大字炭焼内野谷	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-034	内野谷川	貴船四丁目及び大字炭焼内野谷	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-035	内野沢	貴船三丁目、貴船四丁目、貴船五丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-036	吉竹川	大字井野赤井手	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-037	吉竹谷	大字井野赤井手	○	—	H24. 3. 30	641
土石流	341-D-038	赤井手谷	大字井野赤井手	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-039	井野谷	大字井野	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-040	本城古城川	大字井野	○	○	H24. 3. 30	641/642
土石流	341-D-041	鬼岩川	大字宇美及び須恵町大字佐谷	○	○	H26. 3. 7	185/186
土石流	341-D-042	溝谷川	大字宇美及び須恵町大字佐谷	○	○	H26. 3. 7	185/186
土石流	341-D-043	仲の原川	大字宇美及び須恵町大字佐谷	○	—	H26. 3. 7	185
土石流	341-D-044	割石川	大字宇美及び須恵町大字佐谷	○	○	H26. 3. 7	185/186
土石流				44	39		

【資料編 1.4-9】 土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)

■土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）

種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	告示番号 イロ-レッド
急傾斜地	341-K-001	下宇美(a)	糟屋郡宇美町明神坂二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-002	下宇美(b)	糟屋郡宇美町明神坂二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-003	中宿	糟屋郡宇美町明神坂一丁目 及び明神坂二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-004	大名坂(b)	糟屋郡宇美町明神坂一丁目 及び明神坂二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-005	宇美	糟屋郡宇美町明神坂一丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-006	桜原 2 丁目(a)	糟屋郡宇美町桜原二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-007	柳原下(a)	糟屋郡宇美町大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-008	柳原下(b)	糟屋郡宇美町大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-009	桐ヶ坂-1	糟屋郡宇美町大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-010	桐ヶ坂-2	糟屋郡宇美町大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-011	神武原(b)	糟屋郡宇美町大字宇美神武原	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-012	神武原(a)	糟屋郡宇美町大字宇美神武原	○	—	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-013	神山手団地-2	糟屋郡宇美町大字宇美神武原	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-014	神山手団地-1	糟屋郡宇美町大字宇美神武原	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-015	神武原(c)	糟屋郡宇美町大字宇美神武原	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-016	仲の原(a)	糟屋郡宇美町大字宇美仲の原	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-017	大久保(a)	糟屋郡宇美町大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-018	今屋敷(d)	糟屋郡宇美町大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-019	打尾	糟屋郡宇美町大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-020	極楽寺(a)	糟屋郡宇美町障子岳二丁目 及び大字宇美	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-021	極楽寺(d), (b)	糟屋郡宇美町障子岳二丁目 及び大字宇美極楽寺	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-022	極楽寺(c)	糟屋郡宇美町障子岳二丁目 及び大字宇美極楽寺	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-023	極楽寺(e)	糟屋郡宇美町障子岳二丁目 及び大字宇美極楽寺	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-024	極楽寺(1)-1	糟屋郡宇美町障子岳二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-025	極楽寺(1)-2	糟屋郡宇美町障子岳二丁目、 障子岳三丁目及び大字宇美山	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-026	極楽寺(2)	糟屋郡宇美町障子岳二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-027	今屋敷(b)	糟屋郡宇美町障子岳三丁目 及び大字宇美山の下	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-028	今屋敷(a)	糟屋郡宇美町障子岳三丁目 及び大字宇美今屋敷	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-029	後谷	糟屋郡宇美町障子岳三丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-030	本村	糟屋郡宇美町障子岳六丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-031	後小路-1	糟屋郡宇美町障子岳六丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-032	後小路-2	糟屋郡宇美町障子岳六丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-033	塔尾	糟屋郡宇美町障子岳五丁目	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-034	とびたけ 2 丁目(a)	糟屋郡宇美町とびたけ二丁目 及びとびたけ四丁目	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-035	とびたけ 2 丁目(b)	糟屋郡宇美町とびたけ二丁目、 とびたけ三丁目及びとびた	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-036	上の原(b)	糟屋郡宇美町障子岳南一丁目 及び宇美東一丁目	○	—	H24. 3. 30	641

種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	告示番号 イロ-レツ*
急傾斜地	341-K-037	最上町(a), (b)	糟屋郡宇美町大字宇美及び若草一丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-038	福博鎌倉	糟屋郡宇美町大字宇美鎌倉及び若草一丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-039	早見鎌倉	糟屋郡宇美町大字宇美鎌倉及び大字宇美	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-040	今長谷-1	糟屋郡宇美町大字宇美早見	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-041	今長谷-2	糟屋郡宇美町大字宇美早見	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-042	湯湧(2)	糟屋郡宇美町大字炭焼及び大字宇美上宇美	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-043	末広町	糟屋郡宇美町貴船一丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-044	四王寺坂3丁目(b)	糟屋郡宇美町貴船一丁目及び四王寺坂三丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-045	四王寺坂3丁目(a)	糟屋郡宇美町貴船一丁目、四王寺坂二丁目及び四王寺坂3	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-046	本村谷左	糟屋郡宇美町貴船1丁目及び四王寺坂二丁目	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-047	花の木(e)	糟屋郡宇美町貴船二丁目	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-049	大谷(a)-1	糟屋郡宇美町貴船二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-050	大谷(a)-2	糟屋郡宇美町貴船二丁目	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-051	大谷(a)-3	糟屋郡宇美町貴船二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-052	辻荒木	糟屋郡宇美町貴船三丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-053	長谷	糟屋郡宇美町大字炭焼及び大字井野	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-054	内野谷(d)	糟屋郡宇美町大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-055	内野谷(f)	糟屋郡宇美町貴船四丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-056	内野谷(g)	糟屋郡宇美町貴船四丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-057	内野谷(k)	糟屋郡宇美町貴船四丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-058	内野谷(e), (i), (h)	糟屋郡宇美町貴船四丁目及び大字炭焼内野谷	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-059	内野谷(j)	糟屋郡宇美町貴船四丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-060	内野谷(b)	糟屋郡宇美町貴船4丁目	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-061	貴船4丁目	糟屋郡宇美町貴船4丁目及び貴船五丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-062	内野谷(c)	糟屋郡宇美町貴船四丁目	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-063	四王寺坂2丁目	糟屋郡宇美町四王寺坂二丁目	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-064	花の木(c)	糟屋郡宇美町原田一丁目及び大字炭焼	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-065	花の木(b)	糟屋郡宇美町原田一丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-066	花の木(a)	糟屋郡宇美町原田一丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-067	持田	糟屋郡宇美町原田一丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-068	原田(c)	糟屋郡宇美町原田一丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-069	原田(b)	糟屋郡宇美町原田一丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-070	原田(a)	糟屋郡宇美町原田一丁目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642

種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	告示番号 イロ-/レット*
急傾斜地	341-K-071	炭焼-1	糟屋郡宇美町原田二丁目 及び四王寺坂二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-072	炭焼-2	糟屋郡宇美町原田二丁目 及び四王寺坂二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-073	炭焼-3	糟屋郡宇美町原田二丁目、 四王寺坂一丁目及び四王寺坂 二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-074	原田下(b)	糟屋郡宇美町原田二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-076	四時田(2)	糟屋郡宇美町原田四丁目 及びゆりが丘一丁目	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-077	原田下(a)	糟屋郡宇美町原田三丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-078	船石(2)	糟屋郡宇美町原田三丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-079	新田原(b)	糟屋郡宇美町原田三丁目 及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-080	新田原(g)	糟屋郡宇美町原田三丁目 及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-081	船石(1)	糟屋郡宇美町原田三丁目	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-082	新田原(a), (c)	糟屋郡宇美町原田三丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-083	新田原(d)	糟屋郡宇美町原田三丁目 及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-084	原田山-2	糟屋郡宇美町原田三丁目 及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-085	原田山-1	糟屋郡宇美町原田三丁目、 原田5丁目及び大字炭焼、	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-086	新田原(e)	糟屋郡宇美町原田五丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-087	新田原(h)	糟屋郡宇美町原田五丁目 及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-088	新田原(i)	糟屋郡宇美町原田五丁目 及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-089	新田原(f)	糟屋郡宇美町原田上、原田五丁 目及び大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-090	山之内	糟屋郡宇美町ゆりが丘二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-091	ゆりヶ丘(b)	糟屋郡宇美町ゆりが丘一丁目 及びゆりが丘二丁目	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-092	ゆりヶ丘(a)	糟屋郡宇美町ゆりが丘一丁目、 ゆりが丘二丁目及びゆりが	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-093	田屋の前	糟屋郡宇美町ゆりが丘一丁目	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-094	田屋/前(2)	糟屋郡宇美町ゆりが丘五丁目	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-095	府内(b)	糟屋郡宇美町ゆりが丘六丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-096	府内(f)	糟屋郡宇美町大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-097	府内(g)	糟屋郡宇美町大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-098	府内(c)	糟屋郡宇美町大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-099	府内(d)	糟屋郡宇美町大字炭焼	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-100	府内(e)	糟屋郡宇美町大字炭焼	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-101	府内(a)	糟屋郡宇美町大字炭焼	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-102	猫坂(a)	糟屋郡宇美町大字四王寺	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-103	猫坂(b)	糟屋郡宇美町大字四王寺	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-104	猫坂(c)	糟屋郡宇美町大字四王寺	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-105	赤井手(a)	糟屋郡宇美町大字井野赤井手	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-106	赤井手(b)	糟屋郡宇美町大字井野赤井手	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-107	井野(d)	糟屋郡宇美町大字井野	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-108	井野(c)	糟屋郡宇美町大字井野	○	○	H24. 3. 30	641/642

種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	告示番号 イロ-/レット*
急傾斜地	341-K-109	ひばりが丘2丁目	糟屋郡宇美町大字井野、ひばりが丘一丁目、ひばりが丘二丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-110	井野(b)	糟屋郡宇美町ひばりが丘二丁目及び大字井野	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-111	井野(a)	糟屋郡宇美町ひばりが丘二丁目及び大字井野	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-112	ひばりが丘3丁目	糟屋郡宇美町ひばりが丘三丁目	○	○	H24. 3. 30	641/642
急傾斜地	341-K-113	ひばりが丘3丁目	糟屋郡宇美町ひばりが丘三丁目及び大字井野	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-114	桜原1丁目	糟屋郡宇美町桜原一丁目及び須恵町大字上須恵	○	—	H24. 3. 30	641
急傾斜地	341-K-115	桜原2丁目(b)	糟屋郡宇美町桜原二丁目、大字宇美及び須恵町大字佐谷	○	○	H24. 7. 20	1291/
急傾斜地	341-K-116	花の木(f), (d)	糟屋郡宇美町貴船二丁目	○	○	H24. 7. 20	1291/
急傾斜地				115	90		

【資料編 1.4-10】 山地災害危険箇所

■山地災害危険箇所数及び各危険箇所における保全対象数

区分	山腹崩壊危険地区		崩壊土砂流出 危険地区		地すべり危 険地区	合計
	国有林	民有林	国有林	民有林	民有林	
危険箇所数	0	19	4	35	1	59
人家戸数	0	243	185	1,566	9	2,003
公共施設数	0	1	0	12	0	13

資料：福岡県地域防災計画

※ 山地災害危険箇所は、福岡県地域防災計画（危険箇所編）を参照する。

【資料編 1.4-11】 道路危険箇所(主要地方道・県道・町道)一覧

■道路危険箇所(町道) 一覧

事務所名	道路 種別	路線名	字	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
宇美町	町道(2級)	炭焼新田原線	炭焼	0057A010	要対策	落石崩壊	ロックネット工
計	1箇所						
宇美町	町道(1級)	井野吉原線	井野	0001A010	防災カルテ	落石崩壊	切土整形
宇美町	町道(1級)	宇美新原線	宇美	0005A010	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付
宇美町	町道(1級)	竹ヶ下桜ヶ丘線	ひばりが丘	0013A010	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
宇美町	町道(1級)	竹ヶ下桜ヶ丘線	ひばりが丘	0013F020	防災カルテ	盛土	法枠工
宇美町	町道(1級)	竹ヶ下桜ヶ丘線	ひばりが丘	0013G020	防災カルテ	擁壁	もたれ式擁壁
宇美町	町道(1級)	竹ヶ下桜ヶ丘線	ひばりが丘	0013G030	防災カルテ	擁壁	ブロック積擁壁
宇美町	町道(2級)	山ノ内砥石場線	宇美	0060A010	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵・切土整形
宇美町	町道(2級)	早見浦田線	宇美	0067A010	防災カルテ	落石崩壊	ロックネット工
計	8箇所						
合計	9箇所						

資料：宇美町内落石等防災点検（平成 25 年）

■道路危険箇所(主要地方道・県道) 一覧

事務所名	道路種別	路線名	字	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	障子岳南	A035A001	防災カルテ	落石崩壊	モルタル補修、アンカー工
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	障子岳南	A035A006	防災カルテ	落石崩壊	バイパス工事による掘削除去
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	平和1丁目	A035A022	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	障子岳南	A035C001	防災カルテ	地すべり	バイパス工事による掘削除去
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	ゆりが丘	A035G201	防災カルテ	擁壁	法枠+アンカー、 河川護岸の洗掘防止工
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	炭焼	A060A141	要対策	落石崩壊	法枠工
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	四王寺坂	A060F051	防災カルテ	盛土	法枠+アンカー
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	四王寺坂	A060G071	防災カルテ	擁壁	法枠+鉄筋挿入工
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	四王寺坂	A060G081	要対策	擁壁	法枠+アンカー
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	炭焼	A068A011	要対策	落石崩壊	道路改良で除去
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	炭焼	A068F01	要対策	盛土	河川護岸の更新
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	原田	A068G001	要対策	擁壁	所有者に指導
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	原田	A068G003	要対策	擁壁	河川護岸の洗掘防止工
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	炭焼	A068G004	要対策	擁壁	河川護岸の更新、洗掘防止工
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	炭焼	A068G005	防災カルテ	擁壁	河川護岸の洗掘防止工
福岡	主要地方道	筑紫野古賀	炭焼	A068G006	要対策	擁壁	河川護岸の洗掘防止工

資料：福岡県地域防災計画（令和 6 年 3 月）

第1章 災害予防計画

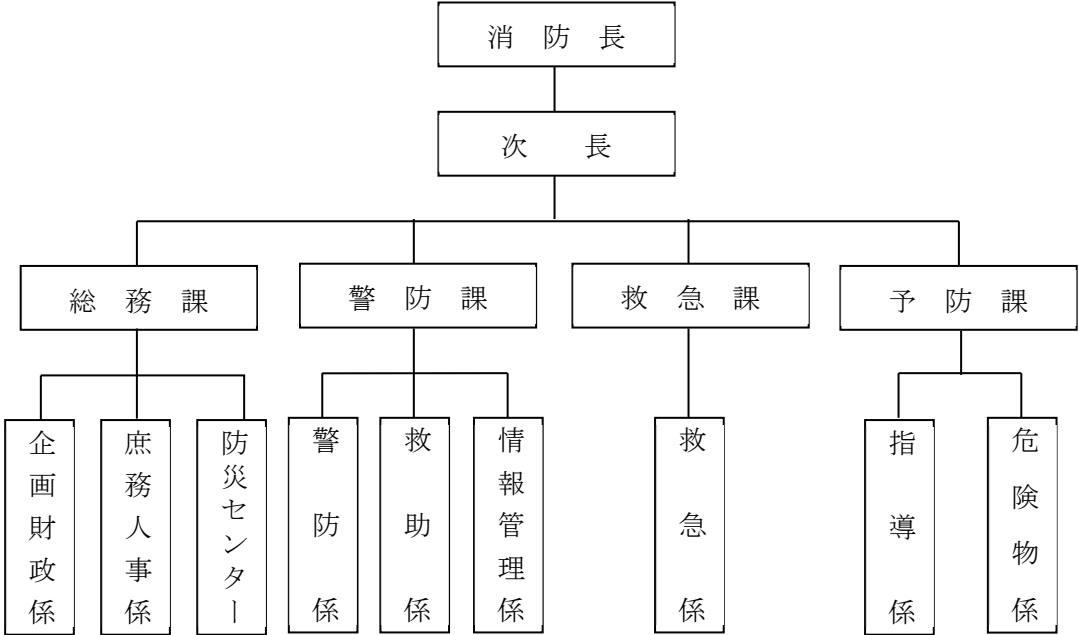
【資料編 2.1.1-1】 水防倉庫一覧

■水防倉庫一覧

番号	倉庫名	所在地	資機材	備考
1	防災倉庫（コンテナ式）	光正寺三丁目 3-1	救助資器材・トラロープ・棒杭・ブルーシート	光正寺古墳駐車場
2	し〜ず・うみ	平和一丁目 11-1	土のう	
3	防災倉庫（コンテナ式）	神武原一丁目 2965-3	救助資器材・トラロープ・棒杭・ブルーシート	第十分団駐車場
4	防災倉庫（コンテナ式）	大字宇美 4373	救助資器材・トラロープ・棒杭・ブルーシート	平成自治会公民館
5	宇美町消防会館	宇美五丁目 2-13	テント・一輪車・スコップ・のこぎり・照明灯	
6	防災倉庫（コンテナ式）	宇美五丁目 1-1	トラロープ・棒杭・ブルーシート	役場表駐車場
7	防災倉庫（コンテナ式）	宇美五丁目 1-1	救助資器材・布団	役場裏駐車場
8	旧二分団格納庫	宇美中央二丁目 1-1	土のう・土のう袋・オイル吸着マット	
9	防災倉庫（コンテナ式）	宇美中央二丁目 21-7	救助資器材・トラロープ・棒杭・ブルーシート	第二分団格納庫
10	防災倉庫（コンテナ式）	障子岳五丁目 10-6	救助資器材・トラロープ・棒杭・ブルーシート	第一分団格納庫
11	防災倉庫（コンテナ式）	大字井野 400-1	救助資器材・トラロープ・棒杭・ブルーシート	ひばりが丘入口
12	旧九分団格納庫	若草一丁目 27-6	土のう	
13	防災倉庫（コンテナ式）	貴船二丁目 40-1	救助資器材・トラロープ・棒杭・ブルーシート	第六分団格納庫
14	防災倉庫（コンテナ式）	原田四丁目 18-15	救助資器材・トラロープ・棒杭・ブルーシート	第七分団格納庫

【資料編 2.1.3-1】 消防組織図

■消防組織図



消防年報（令和5年）

【資料編 2.1.3-2】 消防団の組織図

町長 団長 副団長	分団名	担当区域
	本部分団	辻荒木
	第1分団	上ノ原、障子岳、宇美東、山ノ内、飛岳1、飛岳2、飛岳3
	第2分団	福博中央、早見、四王寺坂3
	第3分団	上宇美1、下宇美2、上宇美本通り、上河原
	第4分団	井野、平成、ひばりが丘1、ひばりが丘2、ひばりが丘3
	第5分団	桜原、馬場、下宇美、林崎、浦田、大名坂
	第6分団	炭焼1、炭焼2、炭焼3、炭焼4、大谷、四王寺、末広、貴船
	第7分団	原田下、原田中央、原田上、明治町、仲山、四王寺坂2
	第9分団	鎌倉、福博鎌倉、新成、四王寺坂1
	第10分団	三原、黒穂、柳原、神山手

消防年報（令和5年）

【資料編 2.1.3-3】 消防分団詰所

■消防分団詰所一覧

番号	分団詰所名		所在地(宇美町)	電話番号
1	本部分団詰所	消防会館	宇美五丁目2-13	
2	第1分団詰所	障子岳地域コミュニティ消防センター	障子岳五丁目10-6	934-2514
3	第2分団詰所	第二分団地域コミュニティ消防センター	宇美中央二丁目21-7	
4	第3分団詰所	宇美駅前地域コミュニティ消防センター	宇美五丁目12-27	
5	第4分団詰所	井野小学校区コミュニティ消防センター	井野542-1	
6	第5分団詰所	弥勒地域コミュニティ消防センター	平和一丁目5-5	
7	第6分団詰所	炭焼・貴船コミュニティ消防センター	貴船二丁目40-1	
8	第7分団詰所	原田地域コミュニティ消防センター	原田四丁目18-15	
9	第9分団詰所	新成地域コミュニティ消防センター	若草一丁目30-12	
10	第10分団詰所	詰所	桜原三丁目31-22	933-7771
		機動車格納庫	宇美2794-3	
①	粕屋南部消防本部消防組合		志免町田富170	935-5111
	南部消防署			

■宇美町消防車両

装備	台数
普通消防ポンプ車	6
小型動力ポンプ積載車	4
小型動力ポンプ	4
機動車	1
指令車	1
合計	16

(令和6年度現在)

【資料編 2.1.6-1】 中高層建築物の現況

■中高層建築物の現況

階層	棟数	階層	棟数
15階	1	9階	1
14階	0	8階	1
13階	0	7階	1
12階	0	6階	6
11階	0	5階	27
10階	1	4階	34
-	-	合計	72

消防年報(令和5年)

【資料編 2.1.9-1】 緊急輸送道路

■福岡県緊急輸送道路ネットワーク

区分	路線名	区分	備考
高速道路	九州縦貫自動車道 鹿児島線	1次ネットワーク	門司区黒川～大牟田市
主要地方道35	筑紫野古賀線	1次ネットワーク	筑紫野市～古賀市
主要地方道60	飯塚大野城線	2次ネットワーク	飯塚市～大野城市
主要地方道68	福岡太宰府線	2次ネットワーク	福岡市～筑紫野市
町	井野～吉原線 早見団地1号線 柳原～大名坂線	3次ネットワーク	宇美町役場との連絡区間



凡 例		
1次ネットワーク	高速道路等 有料道路等	—
	自動車専用道路	—
	一般道	—
2次ネットワーク	自動車専用道路	—
	一般道	—
3次ネットワーク	一般部	—

【資料編 2.2.3-1】 防災単位区一覧表

No	校区	コード	自治区域名	No	校区	コード	自治区域名
1	宇美小学校	13	上宇美一	26	原田小学校	30	原田下
2		14	上宇美二	27		31	原田中央
3		15	上宇美本通	28		32	原田上
4		16	上河原	29		33	明治町
5		17	辻荒木	30		36	仲山
6		18	馬場	31		51	四王寺坂一
7		19	下宇美	32		52	四王寺坂二
8		24	四王寺	33		53	四王寺坂三
9		25	炭焼一	34	桜原小学校	03	三原
10		26	炭焼二	35		04	黒穂
11		28	炭焼四	36		05	柳原
12		29	大谷	37		06	桜原
13		48	末広	38		07	福博中央
14		56	貴船	39		12	早見
15		01	上の原	40		20	林崎
16		02	障子岳	41		21	浦田
17	宇美東小学校	40	飛岳一	42	井野小学校	47	大名坂
18		41	飛岳二	43		55	神 hands
19		42	飛岳三	44		22	井野
20		43	宇美東	45		23	新井野
21		49	山ノ内	46		44	ひばりが丘一
22	原田小学校	08	鎌倉	47		45	ひばりが丘二
23		09	福博鎌倉	48		46	ひばりが丘三
24		10	新成	49		54	平成
25		27	炭焼三				

【資料編 2.3.1-1】 災害応援協定一覧

No.	協定、覚書等の名称	締結日	締結相手	協定、覚書等の内容
1	一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書	平成 12 年 12 月 25 日	福岡市、古賀市、宇美町、 篠栗町、志免町、須恵町、 新宮町、久山町及び粕屋町	災害等における一般廃棄物の処理
2	福岡県広域航空消防応援実施要綱	平成 14 年 8 月 1 日	福岡県	災害時における相互応援
3	災害時における福岡県内市町村間の 相互応援に関する基本協定	平成 17 年 4 月 26 日	福岡県	被災市町村の応急対策及び復旧対策に 係る福岡県内市町村の相互協力、相互 応援
4	宇美町災害復旧等緊急工事に関する 協定書	平成 21 年 6 月 11 日	宇美町土木組合	災害復旧及び災害防止に係る相互協力
5	宇美町災害復旧等緊急工事に関する 協定書	平成 21 年 6 月 23 日	21・建設クラブ・福岡	災害復旧及び災害防止に係る相互協力
6	宇美町災害復旧等緊急工事に関する 協定書	平成 21 年 6 月 30 日	宇美町建設協力会	災害復旧及び災害防止に係る相互協力
7	福岡都市圏水道災害時相互応援に関 する協定書	平成 21 年 7 月 23 日	福岡都市圏市町	災害時における相互応援
8	宇美町災害復旧等緊急工事に関する 協定書	平成 22 年 4 月 16 日	宇美町管工組合	災害復旧及び災害防止に係る相互協力
9	宗像・粕屋地域消防広域化協議会の 設置に関する協議書	平成 22 年 7 月 1 日	宗像・粕屋地域市町村	宗像・粕屋地域における消防広域化の 協議会設置
10	災害時における福祉避難所施設利用 に関する協定（福岡自治振興組合）	平成 25 年 2 月 1 日	大野城市、福岡県職員研修所	災害時福祉避難所の利用
11	大規模災害時に福岡刑務所鍛錬場を 避難施設として使用することに関す る協定書	平成 25 年 3 月 19 日	福岡刑務所	大規模災害時の福岡刑務所鍛錬場の避 難施設の使用
12	避難所施設利用に関する協定書	平成 25 年 11 月 1 日	宇美商業高校	災害時における宇美商業高等学校体育 館等の避難所の使用
13	地震等大規模災害時における災害廃 棄物の仮集積所の提供に関する協定 書	平成 25 年 11 月 1 日	倉敷レーザー株式会社	大規模災害時の災害廃棄物の仮集積所 及び管理事務所としての提供
14	避難所施設利用に関する協定書	平成 25 年 11 月 1 日	須恵高校	災害時における須恵高等学校体育館等 の避難所の使用
15	福岡都市圏消防通信指令業務の共同 運用に関する基本協定書	平成 25 年 11 月 8 日	福岡都市圏構成市町村	福岡都市圏が連携して取り組むことに より、消防業務全般にわたる住民サー ビスの向上や効果的・効率的な消防通 信指令業務の運用に資することを目的 とする。
16	宇美町における大規模な災害時の応 援に関する協定書	平成 26 年 3 月 10 日	国土交通省九州地方整備局	大規模災害の被害の拡大、二次災害の 防止のための応援
17	宇美町災害ボランティアセンターの 設置及び運営に関する協定書	平成 27 年 2 月 9 日	宇美町社会福祉協議会	災害発生における宇美町災害ボランテ ィアセンターの設置運営
18	災害時における地図製品等の供給等 に関する協定書	平成 27 年 12 月 1 日	株式会社ゼンリン	災害時のゼンリンの地図製品等の供給 及び利用の取り決め
19	福岡都市圏市町村消防相互応援協定 書	平成 27 年 12 月 15 日	福岡都市圏市町・消防組合	福岡都市圏市町の火災、救急救助事案 その他の災害が発生時の被害の防止
20	災害発生時における宇美町と宇美町 関係郵便局の協力に関する協定	平成 28 年 2 月 1 日	日本郵便株式会社 宇美本町郵便局	災害発生時の相互協力要請
21	災害時における飲料水の提供に関す る協定書	平成 28 年 4 月 1 日	株式会社ジャパンビバレッ ジホールディングス	災害発生時の飲料水の確保、供給その 他の被災者応急救助に係る協力要請

No.	協定、覚書等の名称	締結日	締結相手	協定、覚書等の内容
22	粕屋南部消防組合南部三町モーターサイレン吹鳴装置の管理及び運用に関する協定覚書	平成 28 年 5 月 24 日	志免町・須恵町・粕屋南部消防組合	サイレン吹鳴装置の管理及び運用
23	特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書	平成 29 年 1 月 4 日	西日本電信電話株式会社福岡支店	災害発生時の通信の確保
24	災害廃棄物の処理等に関する協定書	平成 30 年 4 月 1 日	公益社団法人福岡県産業廃棄物協会	災害発生時の災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分、協力要請
25	災害時における情報伝達等に関する基本協定書	平成 30 年 5 月 17 日	九州テレ・コミュニケーションズ株式会社	災害情報を町民へ伝達
26	宇美町地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	平成 30 年 11 月 1 日	一般社団法人 粕屋医師会	医療救護活動に係る協力
27	福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	平成 31 年 4 月 1 日	福岡国際空港株式会社	空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港における火災等の緊急事態に係る消火救難活動、被害の防止又は軽減
28	宇美町災害復旧に関する覚書	令和元年 10 月 10 日	九州電力株式会社福岡東配電事務所	大規模災害発生時のライフラインの早期復旧（復旧用資材置き場や復旧要員の宿泊場所に利用、重要施設への送電・復旧）
29	防災パートナーシップに関する協定	令和元年 9 月 13 日	九州朝日放送株式会社	災害情報を町民へ伝達
30	福岡県消防相互応援協定書	令和 2 年 3 月 11 日	福岡県	大規模災害時における消防力を活用した相互応援
31	福岡県防災・行政情報通信ネットワークの管理運営に関する協定書	令和 2 年 3 月 30 日	福岡県	宇美町庁舎の通信設備の管理運営及び経費負担
32	宇美町災害復旧等緊急工事に関する協定書	令和 4 年 4 月 1 日	宇美町造園組合	災害復旧及び災害防止に係る相互協力
33	災害に関する情報発信等に関する協定	令和 4 年 4 月 4 日	ヤフー株式会社	災害に備え、町民への情報提供、行政機能低下の軽減に係る相互協力
34	災害時における物資供給に関する協定	令和 5 年 11 月 15 日	株式会社ナフコ	災害時における物資供給
35	福祉避難所の設置運営に関する協定	令和 6 年 3 月 6 日	社会福祉法人相互福祉会希望学園	福祉避難所の設置運営
36	原子力災害における広域避難協定	調整中	糸島市	玄海原発事故発生時の広域的な避難が必要となった場合に備え、県の原子力災害広域避難基本計画に基づいた糸島市民の避難対策

【資料編 2.3.4-1】 町の雨量・水位観測計

区分	設置場所	区分	設置場所
雨量計	宇美町役場	Web カメラ	正法橋
	平松橋		上戸樋橋
水位計	平松橋		ひのくち橋
	正法橋		船石橋
	上戸樋橋		昭和の森
	ひのくち橋		宇美橋
	船石橋		参宮橋

(令和6年度現在)

【資料編 2.3.4-2】 町の計測震度計

区分	設置場所	設置者
計測震度計	宇美町役場 庁舎内	県

(令和6年度現在)

【資料編 2.3.8-1】 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

※収容可能人数

建物の収容基準：有効面積（延床面積の 70%、*印は現地計測による居室面積）を基準とし、1人あたり 4㎡（畳1枚分 2㎡に余裕面積）とし、一部施設は、5～6㎡/人で算出した。

※構造 S：鉄骨造、RC：鉄筋コンクリート造、木：木造

■指定避難所（宇美小学校）

No.	施設名称	収容可能人数 ※	延床面積 (㎡)	建物 構造	所在地	連絡先	地震	水害	土砂	備考
1	宇美小学校(体育館)	208	831	RC	宇美三丁目 9-1	932-0069	○	○	○	
2	宇美中学校(体育館)	398	1,593	RC	宇美五丁目 4-1	932-0108	○	○	○	
3	馬場自治会公民館	24	94	木	宇美一丁目 9-5	—	○	○	○	
4	老人福祉センター	190	760	RC	宇美二丁目 1-11	933-1111	—	○	○	地震時除く
5	辻荒木自治会公民館	33	132	木	宇美三丁目 6-10	—	○	○	○	
6	上河原自治会公民館	37	149	木	宇美四丁目 13-12	932-2229	○	○	○	
7	上宇美本通自治会公民館	11	42	S	宇美四丁目 10-6	—	—	○	○	地震時除く *現地計測
8	上宇美一集会所	41	165	S	宇美中央四丁目 1-14	—	○	○	○	集会所
9	上宇美二自治会公民館	36	144	木	宇美五丁目 12-1	—	○	○	○	
10	武道館	404	2,018	RC	宇美五丁目 7-1	—	○	○	○	※5㎡/人
11	末広自治会公民館	21	84	木	貴船一丁目 1-1	—	○	○	○	
12	大谷自治会公民館	21	84	木	貴船一丁目 15-29	—	○	○	○	
13	炭焼二集会所	64	256	木	貴船二丁目 37-1	—	—	○	○	集会所 地震時除く
14	炭焼四集会所	37	146	木	貴船二丁目 21-17	—	○	○	○	集会所
15	うみハピネス	561	3,363	RC	貴船二丁目 28-1	933-0777	○	○	○	福祉避難所 ※6㎡/人
16	貴船自治会公民館	13	50	木	貴船五丁目 1-13	—	○	○	○	*現地計測
17	下宇美自治会公民館	14	54	木	明神坂二丁目 3-1	933-7836	○	○	○	*現地計測

■指定緊急避難場所（宇美小学校）

No.	施設名称	所在地	備考
18	宇美小学校(グラウンド)	宇美三丁目 9-1	
19	宇美中学校(グラウンド)	宇美五丁目 4-1	ヘリポート
20	ちびっこ運動広場	貴船一丁目 840-1	
21	深町公園	光正寺二丁目 4485-2	

■指定避難所（宇美東小学校）

No.	施設名称	収容可 能人数 ※	延床 面積 (㎡)	建物 構造	所在地	連絡先	地 震	水 害	土 砂	備考
22	宇美東小学校(体育館)	200	798	RC	宇美東三丁目 7-1	932-0112	○	○	○	
23	まなびや・うみ	84	504	RC	宇美東三丁目 8-1	—	○	○	○	※ 6 ㎡/人
24	宇美東自治会公民館	14	55	木	宇美東二丁目 2-14	—	○	○	○	*現地計測
25	とびたけ一自治会公民館	25	101	RC	とびたけ一丁目 7-7	—	○	○	○	
26	とびたけ二自治会公民館	25	100	RC	とびたけ二丁目 14-1	—	○	○	○	
27	とびたけ三自治会公民館	25	101	S	とびたけ三丁目 1-1	—	○	○	○	
28	障子岳砥石場集会所	8	32	木	障子岳南一丁目 5-1	—	○	○	○	*現地計測
29	障子岳本村集会所	46	185	S	障子岳六丁目 6-13	—	○	○	○	
30	山ノ内自治会公民館	11	45	木	障子岳南三丁目 3-58	932-2262	○	○	○	*現地計測

■指定緊急避難場所（宇美東小学校）

No.	施設名称	所在地	備考
31	宇美東小学校(グラウンド)	宇美東三丁目 7-1	ヘリポート
32	飛岳北公園	とびたけ二丁目 1556-300	
33	原の前スポーツ公園	障子岳南二丁目 20-1	
34	一本松公園	大字宇美 1271-20	

■指定避難所（原田小学校）

No.	施設名称	収容可 能人数 ※	延床 面積 (㎡)	建物 構造	所在地	連絡先	地 震	水 害	土 砂	備考
35	宇美南町民センター	284	1,418	R C	ゆりが丘一丁目 3-1	934-1115	○	○	○	※ 5 ㎡/人
36	宇美東中学校（体育館）	399	1,594	R C	若草二丁目 1-1	933-2500	○	○	○	
37	宇美勤労者体育センター	296	1,182	R C	若草二丁目 1-2	—	○	○	○	
38	鎌倉集会所	36	142	木	宇美中央二丁目 9-1	—	○	○	○	集会所
39	四王寺坂一自治会公民館	36	144	木	四王寺坂一丁目 20-8	—	○	○	○	
40	四王寺坂二自治会公民館	36	144	木	四王寺坂二丁目 17-5	—	○	○	○	
41	四王寺坂三自治会公民館	36	144	木	四王寺坂三丁目 15-25	—	○	○	○	
42	福博鎌倉集会所	34	134	S	若草一丁目 20-13	—	○	○	○	集会所
43	新成生活館	39	155	S	若草一丁目 30-1	—	○	○	○	生活館
44	原田下自治会公民館	30	120	木	原田四丁目 18-9	933-8083	○	○	○	*現地計測
45	原田中央自治会公民館	35	138	R C	原田三丁目 5-7	932-7942	○	○	○	
46	明治町集会所	54	216	木	ゆりが丘二丁目 19-1	—	○	○	○	集会所
47	仲山生活館	33	132	S	ゆりが丘四丁目 4-41	—	○	○	○	生活館

■指定緊急避難場所（原田小学校）

No.	施設名称	所在地	備考
48	原田小学校(グラウンド)	原田三丁目 1-1	土砂災害警戒時除く
49	宇美南中学校(グラウンド)	ゆりが丘一丁目 1-1	
50	宇美東中学校(グラウンド)	若草二丁目 1-1	ヘリポート
51	新成公園	若草一丁目 3370-167	
52	原田公園	原田三丁目 1057-44	
53	総合スポーツ公園	ゆりが丘一丁目 2-1	ヘリポート
54	寺浦運動広場	原田三丁目 1017-8	土砂災害警戒時除く

■指定避難所（桜原小学校）

No.	施設名称	収容可 能人数 ※	延床 面積 (㎡)	建物 構造	所在地	連絡先	地 震	水 害	土 砂	備考
55	桜原小学校（体育館）	210	840	木	桜原一丁目 1-1	933-6000	○	○	○	
56	住民福祉センター	258	1,549	R C	平和一丁目 1-1	933-2607	○	○	○	※ 6 ㎡/人
57	働く婦人の家し〜ず・うみ	321	1,926	R C	平和一丁目 14-1	932-0365	○	○	○	※ 6 ㎡/人
58	大名坂自治会公民館	19	78	S	明神坂一丁目 3-18	—	○	○	○	*現地計測
59	林崎自治会公民館	10	40	木	平和二丁目 18-1	—	○	○	○	*現地計測
60	浦田自治会公民館	8	33	S	平和二丁目 12-14	934-1838	○	○	○	*現地計測
61	桜原自治会公民館	31	123	S	桜原一丁目 10-1	—	○	○	○	
62	柳原生活館	50	201	S	桜原二丁目 12-10	—	○	○	○	生活館
63	黒穂集会所	36	142	木	桜原三丁目 24-24	932-2299	○	○	○	集会所
64	福博中央集会所	36	142	木	桜原三丁目 10-7	—	○	○	○	集会所
65	三原自治会公民館	9	36	木	神武原二丁目 4-6	—	○	○	○	*現地計測
66	神山手自治会公民館	41	165	S	神武原三丁目 13-1	—	○	○	○	*現地計測
67	早見自治会公民館	16	64	木	宇美中央一丁目 4-1	—	○	○	○	*現地計測

■指定緊急避難場所（桜原小学校）

No.	施設名称	所在地	備考
68	桜原小学校(グラウンド)	桜原一丁目 1-1	へリポート
69	林崎多目的広場	平和一丁目 4977-2	
70	宇美公園	明神坂一丁目 4684-1	

■指定避難所（井野小学校）

No.	施設名称	収容可能人数※	延床面積(m ²)	建物構造	所在地	連絡先	地震	水害	土砂	備考
71	井野小学校（体育館）	280	1,120	R C	大字井野 419-9	934-1122	○	○	○	
72	ひばりが丘一自治会公民館	25	99	木	ひばりが丘一丁目 9-12	933-5603	○	○	○	
73	ひばりが丘二自治会公民館	25	99	木	ひばりが丘二丁目 10-25	—	○	○	○	
74	ひばりが丘三自治会公民館	25	99	木	ひばりが丘三丁目 13-3	932-7837	○	○	○	
75	井野自治会公民館	30	119	R C	大字井野 541-3	932-3151	—	○	○	地震時除く
76	井野自治会公民分館 （旧：新井野）	16	62	S	大字井野 31-9	—	○	○	○	
77	平成自治会公民館	19	76	木	大字宇美 4373	—	○	○	○	

■指定緊急避難場所（井野小学校）

No.	施設名称	所在地	備考
78	井野小学校(グラウンド)	大字井野 419-9	ヘリポート
79	井野公園	大字井野字熊山 555-4 外	土砂災害警戒時除く
80	ひばりが丘北公園	ひばりが丘二丁目 316-12	

■指定避難所（その他）

No.	施設名称	収容可能人数※	延床面積m ²	建物構造	所在地	連絡先	備考
81	宇美商業高校(体育館他)	344	1,376	RC	大字井野52-1	932-0135	県有施設
82	須恵高校(体育館他)	687	2,748	RC	須恵町旅石72-3	936-5566	県有施設
83	福岡刑務所鍛錬場	312	1,248	RC	障子岳南六丁目 1-1	932-0395	国有施設

【資料編 2.3.8-2】 避難地に必要な施設と設備(例)

計画項目		内容
避難地及び付属施設	避難広場	芝生広場、裸地
	避難地内通路	道路、通路
	出入口施設等	門、へい
	防災樹林帯等	防護壁、樹林
防災施設	防災センター	総合管理施設。防災教育施設、備蓄施設、その他
	貯水施設	飲料水施設
	応急施設	仮設トイレ、仮設テント、寝具（毛布）、ゴミ捨て場
	備蓄施設	食料、医薬品
	誘導施設	照明施設、案内板、ランドマーク
	情報施設	受信、発信施設、航法装置
	消防・水防設備等	防災7道具 ①防災設備（土のう、放水銃、その他消火機械） ②工作用具 ③破壊用具 ④工作材料 ⑤運搬具（タンカー等） ⑥炊き出し道具 ⑦情報装置（トランシーバー等）

第2章 災害応急対策計画

【資料編 3.1.1-1】宇美町防災会議条例

(昭和41年10月7日条例第25号)

改正 昭和56年12月19日条例第22号 昭和59年6月28日条例第19号

平成9年6月30日条例第12号 平成12年3月30日条例第10号(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、宇美町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宇美町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 宇美町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があつたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 福岡県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
- (3) 教育長
- (4) 消防長及び消防団長
- (5) その他町長が特に必要と認めた者

6 第5項の委員の任期は4年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、宇美町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 12 月 19 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 6 月 28 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 6 月 30 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 12 年 3 月 30 日条例第 10 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

■宇美町防災会議委員名簿（令和 6 年度現在）

委員区分			機関名	役職名	備考
1	会長		宇美町	町長	
2	第 1 号委員	都道府県の職員	福岡県粕屋保健福祉事務所	総務企画課長	
3			福岡県福岡農林事務所	所長	
4			福岡県福岡県土整備事務所	地域整備企画監	
5	第 2 号委員	市町村の副町長	宇美町	副町長	2 名
6	第 3 号委員	教育長	宇美町教育委員会	教育長	
7	第 4 号委員	消防長・消防団長	粕屋南部消防組合消防本部	消防長	
8			宇美町消防団	団長	
9	第 5 号委員	当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関	粕屋警察署	署長	
10	第 5 号委員	自衛隊に所属する者	陸上自衛隊第 4 後方支援連隊	本部付隊長	
11	第 5 号委員	指定公共機関及び指定地方公共機関	西日本電信電話(株) 福岡支店 設備部	災害対策室長	
12			九州電力送配電(株) 福岡支店 福岡東配電事業所	所長	
13			西日本鉄道(株)自動車事業本部 宇美自動車営業所	所長	
14			日本郵便(株) 粕屋南郵便局	局長	
15	第 5 号委員	学識経験者・ボランティア等	宇美町社会福祉協議会	会長	
16			宇美町自治会長会	会長	
17			NPO 法人 宇美こども子育てネット・う～みん	代表	

【資料編 3.1.1-2】 宇美町防災会議運営規程

(昭和41年10月7日規程第7号)改正 昭和56年12月19日規程第8号 平成8年4月1日規程第5号
平成19年3月30日告示第46号 平成23年7月1日告示第38号
令和元年12月27日告示第54号 令和5年6月30日告示第67号

(趣旨)

第1条 この規程は、宇美町防災会議条例(昭和41年条例第25号)第5条の規定に基づき、宇美町防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

[宇美町防災会議条例(昭和41年条例第25号)第5条]

(招集)

第2条 防災会議の招集は会長が行う。

2 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を附記しなければならない。

3 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議)

第3条 防災会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 会長は、防災会議の議長となり議事を整理する。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会における準用)

第4条 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において「会長」とあるのは「部会長」と、「防災会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(専決処分)

第5条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 宇美町防災会議に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(6) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。

(7) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(会議録)

第6条 会長は職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ保管しなければならない。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、地域コミュニティ課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年12月19日規程第8号)

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年4月1日規程第5号)

この規程は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第46号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月1日告示第38号)

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(令和元年12月27日告示第54号)

この告示は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和5年6月30日告示第67号)

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

【資料編 3.1.2-1】 宇美町災害対策本部条例

(昭和 41 年 10 月 7 日条例第 26 号)改正 昭和 56 年 12 月 19 日条例第 23 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項の規定に基づき、宇美町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、町長をもつて充てる。

2 本部長は、災害対策本部(以下「本部」という。)の事務を総括し、所班の職員を指揮監督する。

3 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

4 本部班員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(班)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部班員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長の指名する者がこれにあたる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 12 月 19 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料編 3.1.2-2】 宇美町災害対策本部要綱

(昭和41年10月7日規程第8号)

改正 昭和56年12月19日規程第7号 平成15年6月30日訓令第12号
平成18年9月29日訓令第8号 平成19年3月30日訓令第3号
平成27年4月1日訓令第2号 平成30年6月28日訓令第7号
令和元年12月27日訓令第6号 令和5年6月30日訓令第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇美町災害対策本部条例(昭和41年宇美町条例第26号)第4条の規定に基づき、宇美町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

[宇美町災害対策本部条例(昭和41年宇美町条例第26号)第4条]

(本部の位置)

第2条 本部は、宇美町役場内に置く。

(副本部長及び班員)

第3条 宇美町災害対策本部に災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)2人を置き、副町長及び教育長をもって充てる。

2 災害対策本部班員(以下「本部班員」という。)は職員をもって充てる。

3 本部に班長を置き、班長は災害対策副本部長(以下「本部長」という。)が指名する。

(本部会議の設置)

第4条 本部に、災害に関する応急対策について協議するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び班長をもって構成する。

3 本部会議は、必要に応じ本部長が招集する。

(本部の組織)

第5条 本部に次の班を置く。

- (1) 総括班
- (2) 福祉・環境班
- (3) 上下水道班
- (4) 土木建築班
- (5) 経済班
- (6) 教育班

(班の分掌事務)

第6条 班長は、本部班員の指揮監督を行い、宇美町地域防災計画に定める班の事務を分掌する。

2 本部長が必要があると認めるときは、前項に定めた班の分掌事務を臨時に変更し、又は班に新たな事務を分掌させることができる。

(配備)

第7条 本部長は、次に掲げる配備により本部を設置したとき、又は本部設置後において配備の規模を変更する必要があるときは、その規模を指定する。

(1) 第1次配備

気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく警報が発令される等、災害が発生するおそれがある場合、地域コミュニティ課、都市整備課、環境課及び上下水道課の職員が配置につき、状況により第2次配備に移行しうる態勢

(2) 第2次配備

現に災害が発生しつつあり、かつ相当な災害の発生が予想される場合、各班の所要の人員が配置につきしかも他の必要な人員を待機させ状況によりいつでも第3次配備に移行しうる態勢

(3) 第3次配備

町全域にわたって大災害が発生し、若しくは発生が予想される場合、又は町全域ではないが被害が特に甚大な場合各班の全員が配置につき直ちに活動しうる態勢

(4) その他災害の規模及び特殊性により前各号の配備態勢により難いときは、本部長はその都度臨機応変の配備態勢を指令する。

(班長の職務)

第8条 班長は、配備態勢に応じて職員を配備したときはその状況を本部長へ報告しなければならない。

2 班長は、配備完了報告と同時に、班の連絡担当職員を指名し、常に本部と連絡をとらなければならない。

3 班長及び本部班員は、災害の発生を知ったとき、又は発生が予想されるときは、常に所在を明らかにし所属長の指示をうけるものとする。

4 総括班長は、配備編成名簿を毎年4月1日に作成しておかななければならない。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定める事務を処理するに当たっては、原則として他の全ての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第10条 災害救助法(昭和22年法律第118号)、消防法(昭和23年法律第186号)、水防法(昭和24年法律第193号)その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

第11条 この要綱に定める以外の本部に関する活動事項については、宇美町地域防災計画の定めるところによる。

第12条 この要綱により処理した事項についての残務整理は、班長がこれに当たり、関係事績等を保管するものとする。

第13条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年12月19日規程第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月30日訓令第12号)

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日訓令第8号)

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日訓令第2号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成30年6月28日訓令第7号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(令和元年12月27日訓令第6号)

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和5年6月30日訓令第8号)

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

別表(省略)

【資料編 3.1.3-1】 配備完了報告書

■様式 1

配備完了報告書（例）

月 日 第 配備 班		
班 員 名	配備完了時間	備 考

上記のとおり配備が完了したので報告します。
宇美町災害対策本部長 殿

班長名 _____

【資料編 3.1.4-1】 臨時ヘリポート設置場所

■臨時ヘリポート設置場所

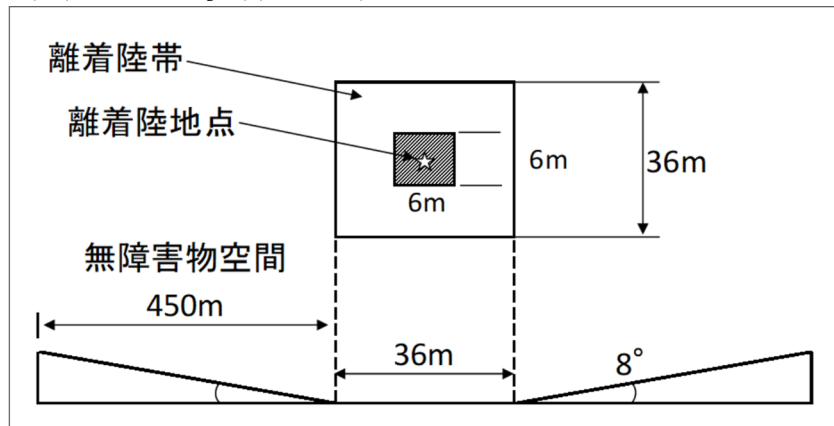
番号	ヘリポート名	所在地	管理者	広さ(m) 巾×長さ
1	宇美東小学校	宇美東三丁目7-1	町教育委員会学校教育課	80×55
2	桜原小学校	桜原一丁目1-1	町教育委員会学校教育課	90×70
3	井野小学校	大字井野419-9	町教育委員会学校教育課	70×55
4	宇美中学校	宇美五丁目4-1	町教育委員会学校教育課	75×60
5	宇美東中学校	若草二丁目1-1	町教育委員会学校教育課	100×80
6	総合スポーツ公園	ゆりが丘一丁目2-1	町教育委員会社会教育課	100×60

(令和6年度現在)

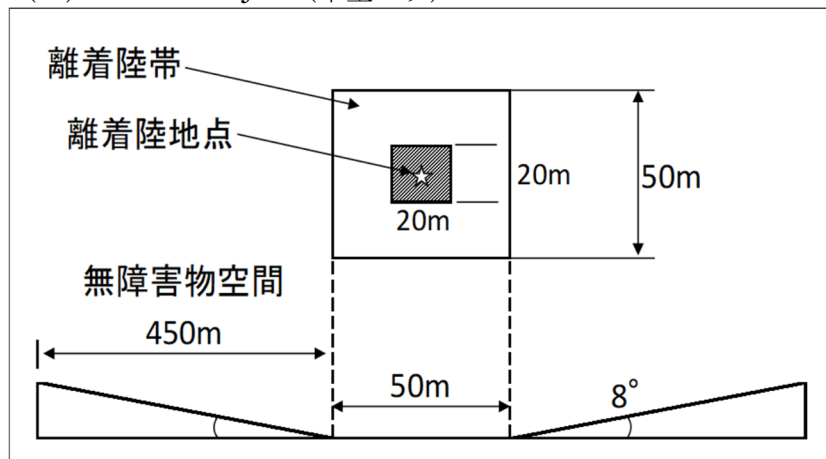
【資料編 3.1.4-2】機種に準ずるヘリポートの基準

■機種に準ずるヘリポートの基準

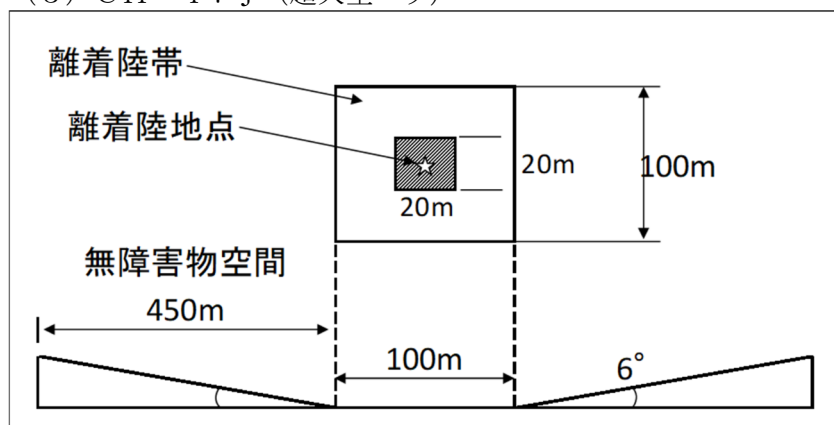
(1) UH-1J (中型ヘリ)



(2) UH-60JA (中型ヘリ)



(3) CH-47J (超大型ヘリ)



※着陸点とは、安全、安易に接地できるように準備された地点をいう。

着陸帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。

この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

資料：福岡県地域防災計画

【資料編 3.1.6-1】被害認定基準

■被害認定の基準

分類	用語	被害程度の判定基準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	負傷者	重傷者 当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
		軽傷者 当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住 家	現に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取り扱う。
	全壊、全焼 又は流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。報告については棟数並びに世帯数及び人員とする。
	半壊又は半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が量を超えた程度のものをいう。又は、全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	一部破損	損壊の程度が全半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が割れた程度のものを除く。
非住家被害	非 住 家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの。
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。
	冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道(道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ)の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋梁を除いたものとする。
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川(河川法の適用若しくは準用される河川)の堤防あるいはため池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
世帯数	被災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	被 災 者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火 災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建 物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危 険 物	消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	そ の 他	建物及び危険物以外のもの。

■その他用語の解説

用語	概 要
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、家畜、畜舎等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

【資料編 3.1.6-2】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

■救助の程度及び期間、実施弁償の基準

(令和2年7月14日)

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間			備 考		
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。		災害発生の日から7日以内			1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能		
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費		災害発生の日から20日以内着工			1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内		
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供			1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。		
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内		災害発生の日から7日以内			食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のため の水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内			輸送費、人件費は別途計上		
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		災害発生の日から10日以内			1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		金額の範囲内 区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増すごとに 加算
		全壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		全焼	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		流失							
		半壊	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		半焼	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
		床上浸水							

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の当該地域の慣行料金の100分の80の以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たりの限度額 ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊、（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により、使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200 円以内 小人（12歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から10日以内	発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする	（洗浄・消毒等） 1 体当たり 3,500 円以内（一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内（検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たり 137,900 円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1 人1日当り 医師、歯科医師 22,800 円以内 薬剤師、診療放射線技師 臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,900 円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700 円以内 救急救命士 14,300 円以内 土木技術、建築技術者 15,500 円以内 大工 26,300 円以内 左官 27,000 円以内 とび職 24,200 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は内閣総理大臣大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法等及び期間を定めることができる。

【資料編 3.2.1-1】 注意報・警報・情報等の種類並びに発表の基準

■警報・注意報発表基準一覧

(福岡管区気象台 令和6年5月23日)

種類			発表の基準		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	29	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	213	
	洪水	流域雨量指数基準	宇美川流域=14.3、井野川流域=6、内野川流域=8.4		
		複合基準*1	-		
		指定河川洪水予報による基準	-		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10 cm	
			山地	12 時間降雪の深さ 20 cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	17		
		土壌雨量指数基準	149		
	洪水	流域雨量指数基準	宇美川流域=11.4、井野川流域=4.8、内野川流域=6.7		
		複合基準*1	-		
		指定河川洪水予報による基準	-		
	暴風	平均風速	12m/s		
	暴風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 3 cm	
			山地	12 時間降雪の深さ 5 cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%			
	なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上			
	低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下			
	霜	11 月 20 日までの早霜、3 月 15 日からの晩霜 最低気温 3℃以下			
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度 90%以上			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110 mm		

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

【資料編 3.2.1-2】 警報、注意報等の定義及び種類

■警報、注意報等の定義及び種類

区分	定義	発令される情報
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるために重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	大雨、暴風、暴風雪、高潮、波浪、大雪
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、高潮、波浪、大雪
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	大雨、洪水、強風、風雪、高潮、波浪、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着氷、着雪、融雪
気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。	福岡管区気象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む）気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。「雨を要因とする特別警報」を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。

【資料編 3.2.1-3】 特別警報・警報・注意報の種類と概要

■気象等の特別警報の種類と内容

種類	内容
大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表する。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表する。
大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表する。
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表する。
暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表する。
波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表する。
高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表する。

■気象等の警報の種類と内容

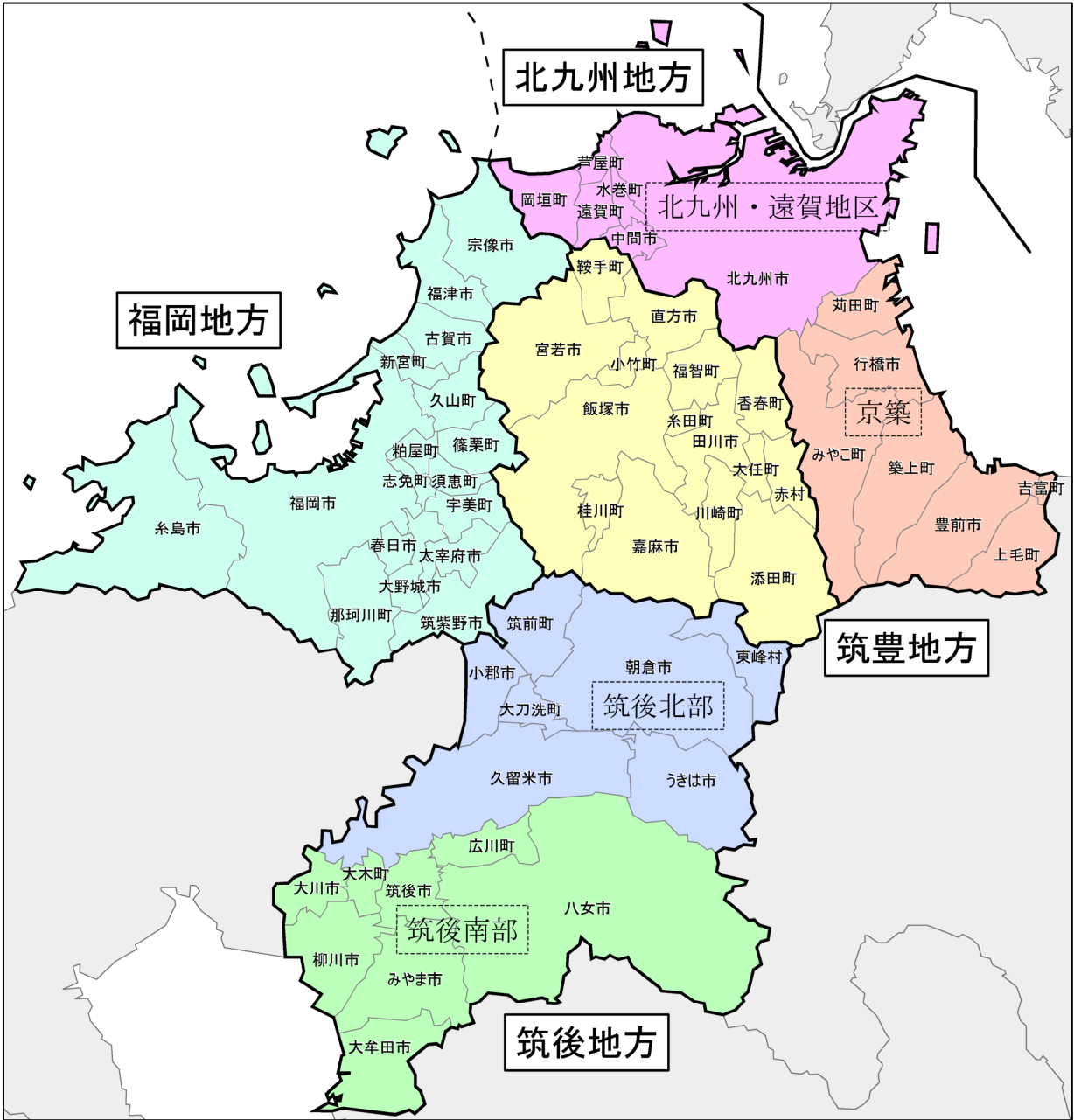
種類	内容
大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表する。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
大雪警報	大雪警報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
暴風雪警報	暴風雪警報は、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけます。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表する。
波浪警報	波浪警報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。

■気象等の注意報の種類と内容

種類	内容
大雨注意報	大雨注意報は、大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
洪水注意報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
大雪注意報	大雪注意報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
風雪注意報	風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表する。
波浪注意報	波浪注意報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
高潮注意報	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
なだれ注意報	なだれ注意報はなだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
着氷注意報	着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表する。
着雪注意報	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表する。
融雪注意報	融雪注意報は、融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表する。

種類	内容
霜注意報	霜注意報は、霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表する。
低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表する。

■福岡県の警報・注意報発表区域図



気象庁「福岡県の警報・注意報発表区域図（平成 30 年 10 月 1 日）」

【資料編 3.2.1-4】 気象庁震度階級関連解説表

1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

(令和4年3月)

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2) 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

注1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいもののほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいもののほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

4) 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

注1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

注2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

注3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

6) 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

【資料編 3.2.1-5】 町防災行政無線

■宇美町防災無線呼出名称

局名	呼出名称	設置場所
基地局	うみぼうさい	宇美五丁目 1-1 町役場内
陸上移動局（車載型）	うみぼうさい 1	町消防団 第一分団
	うみぼうさい 2	〃 第二分団
	うみぼうさい 3	〃 第三分団
	うみぼうさい 4	〃 第四分団
	うみぼうさい 5	〃 第五分団
	うみぼうさい 6	〃 第六分団
	うみぼうさい 7	〃 第七分団
	うみぼうさい 8	〃 本部分団
	うみぼうさい 9	〃 第九分団
	うみぼうさい 10-1	〃 第十分団
	うみぼうさい 10-2	〃 第十分団
	うみぼうさい 21	〃 指令車
	うみぼうさい 22	町役場都市整備課
	うみぼうさい 23	町役場環境課
	うみぼうさい 24	町役場学校教育課
	うみぼうさい 25	町役場上下水道課（浄水場）
	うみぼうさい 26	町役場上下水道課
	うみぼうさい 27	町役場地域コミュニティ課
	うみぼうさい 28	町役場環境課
	うみぼうさい 29	町役場都市整備課
	うみぼうさい 30	町役場都市整備課

【資料編 3.2.2-1】 福岡県災害調査報告実施要綱(抄)

制定 昭和39年5月21日

改正 平成 6年 4月 1日

平成10年 4月 1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。

2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

1 災害救助法の適用基準に合致するもの。

2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。

3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。

5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって

報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に揚げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあつては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10 時 00 分	15 時 00 分
出 先 機 関 の 長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に揚げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

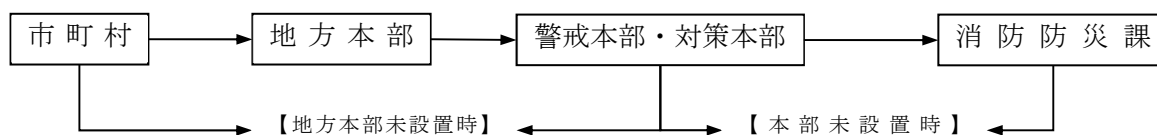
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害順序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

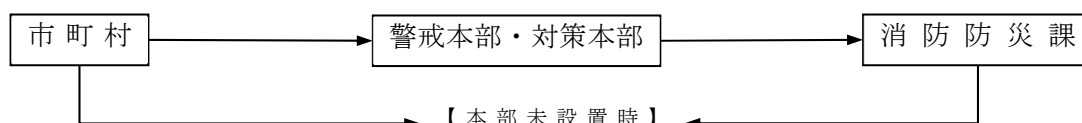
(1) 災害概況及び被害状況即報

(様式1号・様式2号の1)



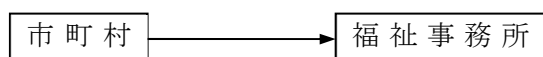
(2) 被害状況確定報告

(様式第2号の1)

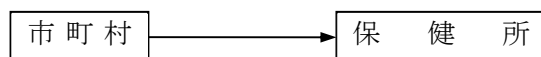


(3) 社会福祉施設関係被害即報

(様式第2号の2)



(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の3、様式第3号の1)



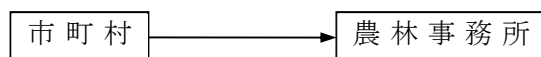
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の4、様式第3号の2)



(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)



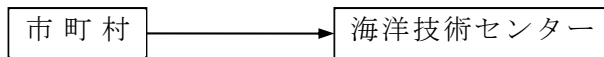
(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の6、7、8、9、10、)



(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の11、12、)



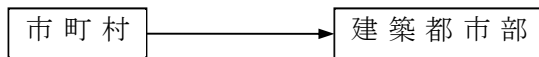
(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の13、様式第3号の16)



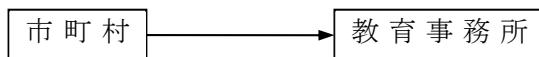
(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の14、15、様式第3号の17)



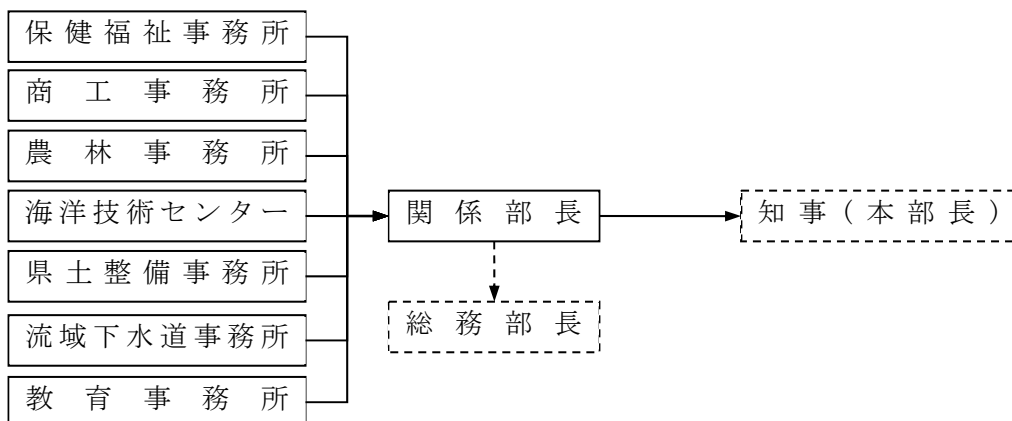
(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部

長（消防防災課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

【資料編 3.2.2-2】 航空機との交信方法

(1) 地上から航空機に対する信号の種類

旗色	事態	事態の内容	希望事項	摘要
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振る。
黄旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答要領

事項	信号
了解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。）
了解できず	蛇行飛行（機首を左右交互に向ける。）

(3) 航空機から地上に対する信号要領

事項	信号	信号の内容
投下	急降下	物資又は信号筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す。
誘導	旋回等で捜索隊又は住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向かい直線飛行し、目的地上空で急降下を繰り返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径7m以上のHを図示し、風向きを吹流し、又はT字形（風向き→└）で明確に示す。

【資料編 3.2.3-1】 安否情報の提供区分

■ 安否情報の提供区分

照会に係る被災者との関係	提供を行う情報の範囲
被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合	居所 負傷又は疾病の状況 連絡先その他安否の確認に必要な情報
被災者の親族または職場の関係者その他の関係者である場合	負傷又は疾病の状況
被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合	保有している安否情報の有無

【資料編 3.2.4-1】 避難の指示権者及び時期

■避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市町村長 (委任を受けた吏員)	災対法 第 60 条 第 1 項、 第 3 項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立ち退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	必要と認める地域の居移者、滞在者、その他の者	①立ち退きの指示 ②立退き先の指示(※1) ③緊急安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口：防災危機管理局)
知事 (委任を受けた吏員)	災対法 第 60 条 第 6 項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法 第 61 条 警察官職務執行法 第 4 条	全災害 ・市町村長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	・必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 ・危害を受けるおそれのある者	①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③緊急安全確保措置の指示 ④避難の措置(特に急を要する場合)	災対法第 61 条による場合は、市町村長に通知 (市町村長は知事に報告)
海上保安官	災対法 第 61 条	全災害 ・市町村長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 ①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③緊急安全確保措置の指示 市町村長に通知(市町村長は知事に報告)	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③緊急安全確保措置の指示	市町村長に通知 (市町村長は知事に報告)
自衛官	自衛隊法 第 94 条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(※2)	警察官職務執行法第 4 条の規定を準用
知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法 第 25 条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法 第 29 条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知 (※3)

※1 立ち退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定する

※2 警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

※3 水防管理者が行った場合に限り。

(注) 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

【資料編 3.2.4-2】 避難準備情報、指示の発令基準

【水害】

■広範囲を対象とした発令基準

項 目		発令基準
気象情報等	① 降水ナウキャスト	降水ナウキャストによる5分毎の実況値、予測値（60分後まで）データにより、河川水位が急激に上昇すると予想されるときは、早めの避難指示等判断を行う。
	② 解析雨量・降水短時間予報	解析雨量・降水短時間予報により30分毎の実況値、予測値（6時間先まで）により、河川水位が急激に上昇すると予想されるときは、早めの避難指示等判断を行う。
	③ 記録的短時間大雨情報（110mm/時間）	記録的短時間大雨情報（110mm/時間）が発表された時は、発表雨量観測所や発表地域を確認する。特に河川の上流域で発表された場合は、短時間で急激に河川水位が上昇する可能性が高いため、早めの避難指示等判断を行う。
	④ 特別警報	特別警報が発表されたときは、発表地域を確認する。短時間で急激に河川水位が上昇する可能性が高いため、早めの避難指示等判断を行う。
	⑤ 上流域の規格化版流域雨量指数	上流域の規格化版流域雨量指数が1.0を超えるなどにより、水位が急激に上昇すると予想されるときは、早めの避難指示等判断を行う。 ※降雨が小康状態でも、規格化版流域雨量指数を見ると依然として危険性が増している状況があることに留意する。
	⑥ 上流域の流域雨量指数	上流域の流域雨量指数が洪水警報基準を超えるなどにより、水位が急激に上昇すると予想されるときは、早めの避難指示等判断を行う。 ※降雨が小康状態でも、流域雨量指数を見ると依然として危険性が増している状況があることに留意する。
現地からの情報	① 築堤	護岸天端まで水位が上昇し、更に水位が上昇すると予想されるとき、水位が護岸天端を越え、更に水位が上昇し、破堤する恐れがあると判断されるとき等、予想される被害の状況等を考慮し、適切な避難情報を発令する。
	② 河川管理施設	亀裂、漏水、洗掘等を確認したとき、河川水位の高さ、継続時間等を考慮し、適切な避難情報を発令する。 また、堤防からのオーバーフロー、堤防の破堤等を確認したとき、速やかに避難情報等を発令する。

■河川毎の発令基準

宇美川、仲山川、井野川、内野川の氾濫等により被害が予想される地域に対しては、次の発令基準に基づき避難指示等を発令する。

区分	発令基準								
高齢者等避難	1	洪水警報が発表							
	2	水位、雨量および流域雨量指数を監視し、下記のいずれかの条件に該当するとき (1) 各河川の水位観測所の水位がはん濫注意水位に到達した場合 (2) 各河川の水位観測所の水位がはん濫注意水位に到達すると見込まれ、かつ、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 水位観測所上流の水位が急激に上昇している場合 ② 川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に達する場合）							
		流域雨量指数 (洪水警報基準)	<table><tr><td>宇美川</td><td>14.5</td></tr><tr><td>内野川</td><td>8.5</td></tr><tr><td>井野川</td><td>6.1</td></tr></table>	宇美川	14.5	内野川	8.5	井野川	6.1
	宇美川	14.5							
	内野川	8.5							
井野川	6.1								
	③ 水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量に おいて、累加雨量が 100 mm以上、又は時間雨量が 30 ミリ以上となる場合）								
3	堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合								
4	警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点に発令）								
避難指示	1	洪水警報が発表							
	2	水位、雨量および流域雨量指数を監視し、下記のいずれかの条件に該当するとき (1) いずれかの観測所の水位がはん濫危険水位に到達した場合 (2) 各河川の水位観測所の水位がはん濫危険水位に到達すると見込まれ、かつ、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 水位観測所上流の水位が急激に上昇している場合 ② 川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）							
		流域雨量指数 (大きく超過した基準)	<table><tr><td>宇美川</td><td>16.0</td></tr><tr><td>内野川</td><td>9.4</td></tr><tr><td>井野川</td><td>6.7</td></tr></table>	宇美川	16.0	内野川	9.4	井野川	6.7
	宇美川	16.0							
	内野川	9.4							
井野川	6.7								
	③水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が 150 mm以上、又は時間雨量が 40 ミリ以上となる場合）								
3	堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合								
4	警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点に発令）								
緊急安全確保	1	大雨特別警報が発表 (災害が切迫)							
	2	河川の水位が、堤防を越えた場合または明らかに超えると予想される場合							
	3	堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 (災害発生を確認)							
	4	堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合							

■各河川の水位観測所及び基準水位

河川	観測所	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位
宇美川	平松橋（町）	－	1.93m	－	2.33m
	正法橋（町）	－	1.61m	－	2.01m
仲山川	上戸樋橋（町）	－	1.37m	－	1.77m
井野川	ひのくち橋（町）	－	2.22m	－	2.62m
内野川	船石橋（町）	－	1.12m	－	1.52m

【土砂災害】

区分	発令基準
高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。 1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])（2～3時間先までに大雨警報の土壌雨量指数基準に到達）となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
避難指示	1～5のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 土砂災害警の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
緊急安全確保	1～2のいずれかに該当する場合に、避難安全確保を発令する。 （災害が切迫） 1 大雨特別警報(土砂災害警戒レベル5相当)が発表された場合（災害発生を確認） 2 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合

【資料編 3.2.4-3】 要配慮者利用施設一覧

×印：洪水浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に該当する施設

1. 医療施設

	区分	施設名	住所	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
1	病院	廣徳会 岡部病院	明神坂 1-2-1	932-0025	—	×
2	病院	みなみ 粕屋南病院	神武原 6-2-7	933-7171	—	×
3	診療所	ごとう整形外科	宇美 1-8-15	410-8581	×	—
4	診療所	かよ皮ふ科	宇美 1-9-19	692-7339	×	—
5	診療所	まえだ脳神経外科	明神坂 2-1-28	957-6657	×	—
6	診療所	まき内科	明神坂 2-1-33	692-1822	×	—
7	診療所	おかべ小児科クリニック	宇美光正寺 1-1-18	933-7161	×	—
8	診療所	山崎産婦人科小児科医院	宇美中央 1-2-13	933-8000	×	—

2. 福祉施設

	区分	施設名	住所	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
1	グループホーム	グループホーム紫苑のさと	井野 15-9	410-9364	×	—
2	デイサービス	ライフケア宇美Ⅱ号館	井野 532-1	775-6121	×	—
3	デイサービス	みらいデイサービスセンター	宇美 1-4-25	933-7645	×	—
4	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスひかり	宇美 1-8-8	957-6886	×	—
5	老人福祉施設	宇美町立老人福祉センター	宇美 2-1-11	931-1111	×	—
6	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ウィズ・ユー宇美	宇美 4-1-3	719-1037	×	—
7	地域密着デイ	デイサービスえがお	宇美 5-8-22GYC 宇美	692-9836	×	—
8	放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等 デイサービスA c e 学園	宇美中央 1-14-10	710-9910	×	—
9	障がい者グループホーム	大楠早見	宇美中央 1-5-28	410-5381	×	—
10	地域密着デイサービス	きららデイサービスセンター	宇美中央 1-3-3	932-0405	×	—
11	デイサービス	デイサービスなかよし	宇美東 2-15-19	957-6130	×	—
12	住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームなかよし	宇美東 2-15-19	957-6130	×	—
13	障がい者グループホーム	グループホームららの家	宇美東 2-6-10	692-6787	×	—
14	障がい者グループホーム	ターニーホーム	貴船 1-18-27	934-1900	—	×
15	ショートステイ	特別養護老人ホーム 同行園	貴船 1-2-3	933-4811	×	—
16	老人福祉施設	ユニット型特別養護老人ホーム 同行園	貴船 1-2-3	933-4811	×	—
17	共同作業所	地域活動支援センターわかくす	貴船 2-40-3	932-8510	×	×
18	就労継続支援B型	ターニーワーク	原田 1-1-19	携帯	—	×
19	就労継続支援B型	ターニーワークⅡ	原田 1-5-30	—	×	×
20	有料老人ホーム	エルスリー福岡糟屋	原田 1-18-19	934-1950	—	×
21	住宅型有料老人ホーム	パールヴィラ宇美 ふれあい館	原田 2-8-2	—	×	—
22	就労継続支援A型	ソフトバンクノバ	光正寺 1-3-48	674-3002	×	—
23	障がい者グループホーム	障害者グループホーム ゆりの家	桜原 3-7-18	600-1965	×	—
24	デイケア	医療法人 みなみ 粕屋南病院	神武原 6-2-7	933-7171	—	×
25	デイケア	老人デイケア 菜の花	明神坂 1-2-1	932-0025	—	×
26	デイサービス	デイサービスセンター神苑	明神坂 1-2-23	933-5181	—	×
27	住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム 神苑	明神坂 1-2-23	—	—	×

3. 保育園・幼稚園施設

	区分	施設名	住所	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
1	保育施設	原田保育園	原田 3-2-1	932-0115	—	×
2	保育施設	宇美八幡宮保育園	宇美 1-8-34	932-0583	×	—
3	保育施設	めばえ保育園	井野 560-2	692-1361	×	×
4	保育施設	柳原ぶらす保育園	宇美東 2-2-15	932-0181	×	—
5	認定こども園	チムニーズ ENGLISH スクール	宇美 4361-2	933-3063	×	—
6	認定こども園	空とぶくじら幼児園 うみ園	貴船 2-41-27	934-0048	—	×
7	認定こども園	宇美タンポポこども園	宇美 6-10-22	933-1208	×	—
8	地域型保育施設	どれみ乳幼児園	宇美 4-7-33	934-1026	×	—
9	地域型保育施設	すみれ乳幼児園	光正寺 1-4-5	692-9320	×	—
10	幼稚園	宇美幼稚園	とびたけ 4-1-3	933-0970	×	—
11	幼稚園	三葉幼稚園	宇美 3-6-26	932-0512	×	—
12	届出保育施設	朝陽(あさひ)こどもえん	宇美 4-1-3 メディカルビル	957-9160	×	—

3. 児童クラブ等施設

	区分	施設名	住所	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
1	児童クラブ	宇美小学校うみっこクラブ	宇美 3-9-1	934-1955	×	—
2	児童クラブ	原田小学校はるだっこクラブ	原田 3-1-1	934-3988	—	×
3	児童クラブ	放課後キッズ	大字宇美 4317-3	—	×	—

4. 教育施設

	区分	施設名	住所	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
1	小学校	宇美小学校	宇美 3-9-1	932-0069	×	—
2	小学校	原田小学校	原田 3-1-1	933-1151	—	×
3	中学校	宇美中学校	宇美 5-4-1	932-0108	×	—
4	中学校	宇美南中学校	ゆりが丘 1-1-1	934-3300	—	×

【資料編 3.2.5-1】 水防警報の発令基準

■水防警報の発令基準

段階	発令基準	指示内容
第1段階 待機	はん濫注意水位に達すると思われるとき	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
第2段階 準備	はん濫注意水位を突破すると思われるとき	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
第3段階 出動	はん濫注意水位に達し、なお上昇の見込みのあるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
第4段階 警戒	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第5段階 厳重警戒	はん濫危険水位に達し、はん濫発生のおそれがあるとき	出水状況及びその河川状況を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第6段階 解除	はん濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

【資料編 3.2.5-2】水防信号

■水防信号

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1 信号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの	○休止○休止○休止 (1点打)	(約5秒)(約15秒)(約5秒)(約15秒)(約5秒) ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第2 信号	消防団員及び消防機関に属するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ (3点打)	(約5秒)(約6秒)(約5秒)(約6秒)(約5秒) ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第3 信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが水防の応援に出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○ (4点打)	(約10秒)(約5秒)(約10秒)(約5秒)(約10秒) ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第4 信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱 打	(約1分) (約5秒) (約1分) ○ー 休止 ○ー

資料：福岡県水防計画書

【資料編 3.2.5-3】町の保有する水防資機材

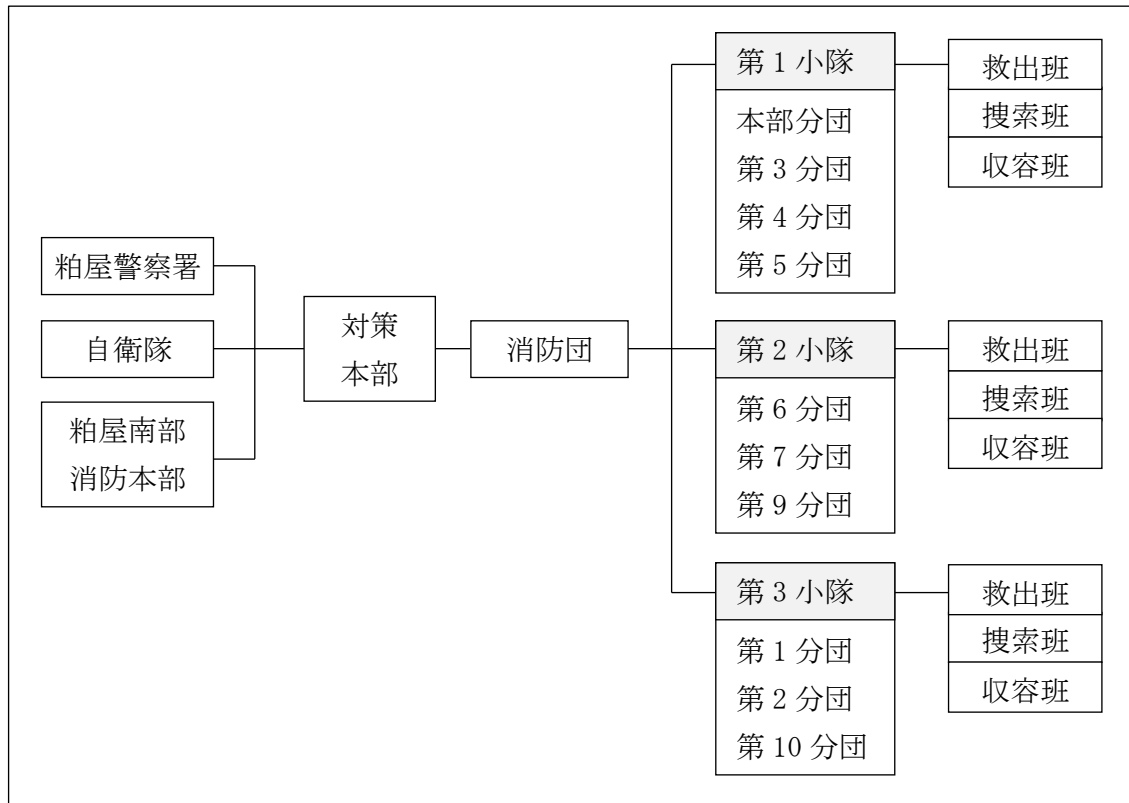
■町の保有する水防資機材

資機材名称	宇美町	福岡県土整備事務所	資機材名称	宇美町	福岡県土整備事務所
トラック	2	-	ノコギリ	10	1
小型車・ジープ	3	-	トビロ	30	2
一輪車	3	-	ペンチ	12	-
リヤカー	-	-	照明灯	11	4
舟	-	-	麻袋	-	-
無線機	46	-	土のう袋	3,000	6,800
カケヤ	21	7	杭丸太	230	-
スコップ	65	24	竹	-	-
ハンマー	11	8	鉄線	50	-
タコ	-	-	ビニールシート	50	36
ツルハシ	10	5	ロープ(巻)	1	10
カキ板	-	8	ビニールひも	5	2
クワ	-	11	爪	-	-
カマ	5	17	斧	-	-
ザル	-	-	大型土のう	100	160

資料：福岡県地域防災計画（令和6年）

【資料編 3.2.8-1】 救出活動を行う小隊及び各班

■救出活動を行う小隊及び各班



【資料編 3.2.9-1】 災害拠点病院

番号	医療機関名	所在地	備考
1	九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1	基幹災害拠点病院 救命救急センター
2	福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1	
3	福岡県済生会二日市病院	筑紫野市湯町3-13-1	
4	福岡徳洲会病院	春日市須玖北4-5	
5	福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町長者原西4-11-8	救命救急センター
6	福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	地域救命救急センター

資料：福岡県地域防災計画（令和5年度）

【資料編 3.2.9-2】 トリアージの判定

■ トリアージの判定

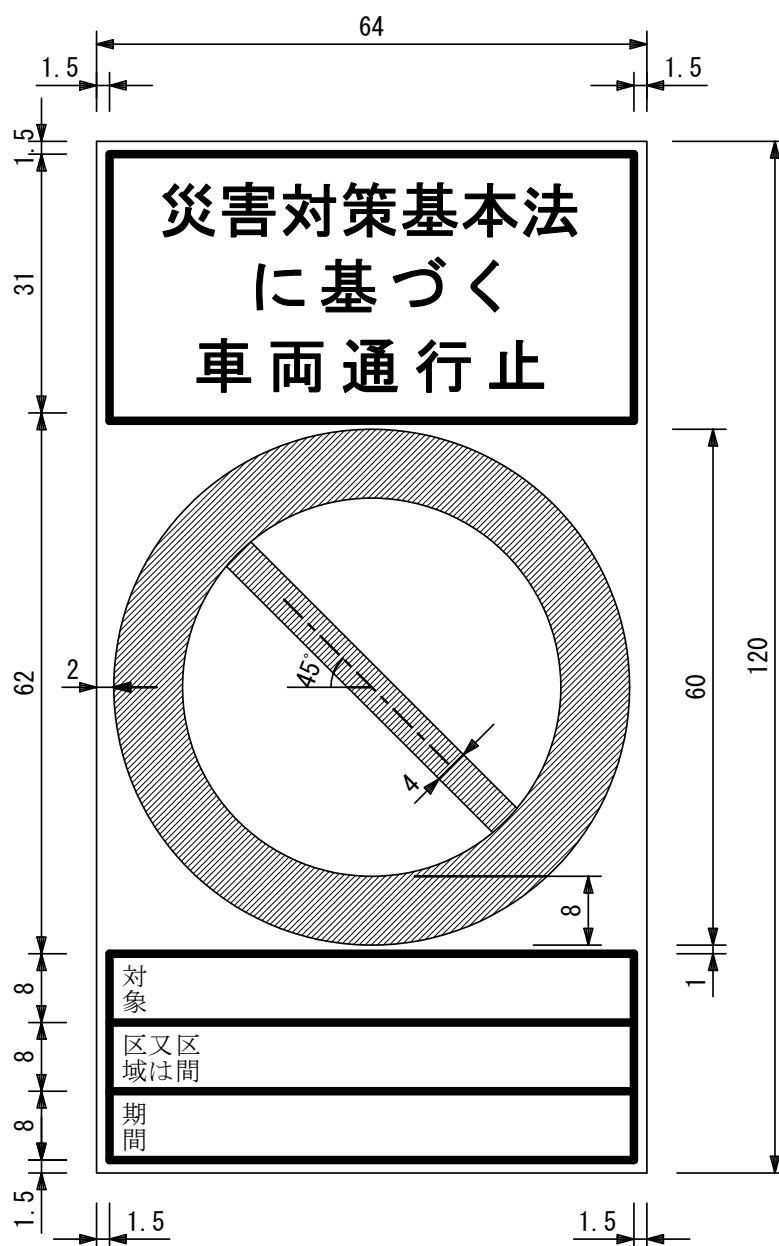
順位	分類	識別色	内 容
第1順位	最優先治療群 （重傷群）	赤色 （Ⅰ）	直ちに処置を行えば、救命が可能な者
第2順位	非緊急治療群 （中等症群）	黄色 （Ⅱ）	多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者
第3順位	軽処置群 （軽症群）	緑色 （Ⅲ）	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者
第4順位	不処置群 （死亡群）	黒色 （Ⅳ）	既に死亡している者又は直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者

【資料編 3.2.10-1】 給水車・給水用機械・給水タンク保有数量

■給水車・給水用機械・給水タンク保有数量

区分	給水車			トラック						給水タンク				
	3t 以上	2t	1t	3t	2t	1.5t	1.25t	1t	軽 0.35 t	2t	1.5t	1.2t	1t	0.5t
保有 台 数	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-

資料：福岡県地域防災計画（令和5年4月現在）

【資料編 3.2.14-1】 災害時における交通の規制にかかる標示の様式
■ 様式第2（災害対策基本法施行規則第5条関係）


- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

■様式第3（災害対策基本法施行規則第6条関係）

15

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年 月 日

21

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【資料編 3.2.14-2】 緊急通行車両の証明書等(様式2～4)

■緊急通行車両事前届出書

応急対策用	
緊急通行車両等事前届出書	
年 月 日	
福岡県公安委員会 殿	
申請者住所 （電話） 氏名 印	
番号標に標示 されている番号	
車両の用途 （緊急輸送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名）	
使用者	住所 （ ） 局 番
	氏名
出発地	
（注） この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。	

■緊急通行車両確認申請書

災害応急対策用			
緊急通行車両確認申請書			
年 月 日			
福岡県知事 殿			
申請者 住所 電話 氏名 印			
番号標に表示されている番号 (車両ナンバー)			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
出発地		目的地	
備考			
(注) この申請書は、申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類及び自動車検査証の写しを添付の上、総務部消防防災課又は農林事務所に提出して下さい。 ※例 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類一県との協定書の写し等			

■緊急通行車両確認証明書

別記様式第4（災害対策基本法施行規則第6条関係）

第 号			年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書				
知 事			印	
公安委員会			印	
番号票に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通行日時				
通行経路	出 発 地	目 的 地		
備 考				

備考 用紙は日本工業規格A5とする

【資料編 3.2.15-1】 災害時応援体制(宇美町関連事業者)

■工事業者

施設名	住所	電話番号(092)
宇美町管工事組合	—	
宇美町指定給水装置工事事業者	—	

【資料編 3.2.15-2】 ごみ・廃棄物・し尿処理施設

■ごみ焼却・廃棄物処理施設

施設名	住所	電話番号(092)
須恵町外二ヶ町清掃施設組合 クリーンパークわかすぎ	篠栗町大字若杉 779-18	947-5304

■し尿処理施設

施設名	住所	電話番号(092)
宇美志免浄化センター	志免町大字吉原 443	957-8180

■し尿収集処理、運搬量の算出基準

し尿の必要処理量 (※1 戸あたり)	市街地	約 400 $\frac{\text{リットル}}{\text{戸}}$
	農漁村	約 500 $\frac{\text{リットル}}{\text{戸}}$
バキュームカーの1日平均処理 能力	1.8 t 車	約 5.4k1 (所要人員 2 人)
	2 t 車	約 7.2k1 (所要人員 2 人)
	3.5 t 車	約 8.0k1 (所要人員 2 人)

【資料編 3.2.15-3】 仮設トイレの設置依頼先

■仮設トイレの設置依頼先

依頼先	住所	電話番号(092)
日建九州リース	大字宇美 3426-9	933-1211
稲尾産業	博多区西月隈 5-4-46	581-1327

【資料編 3.2.18-1】 遺体安置所

番号	名 称	住所	電話番号	対 象 地 区
1				
2				
3				
4				
5				
	例) 寺・墓地			

【資料編 3.2.18-2】 近隣火葬場

名 称	住所	電話番号 092-	処理能力	
			施設	火葬炉
北筑昇華苑組合 北筑昇華苑	古賀市青柳 145-1	943-7921	収骨室 3 室	16 基
筑慈苑施設組合 筑慈苑	筑紫野市大字山家 3475-1	926-1892	収骨室 3 室	12 基

第3章 災害復旧・復興計画

【資料編 4.6-1】宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年3月28日条例第1号)

改正 昭和49年10月11日条例第18号 昭和50年3月27日条例第8号
昭和52年10月1日条例第26号 昭和53年7月1日条例第5号
昭和56年7月6日条例第12号 昭和57年10月2日条例第16号
昭和62年3月31日条例第10号 平成10年3月30日条例第3号
平成23年9月22日条例第11号 平成31年3月28日条例第1号
令和元年12月16日条例第10号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、宇美町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

[第1条]

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者
ロ 子
ハ 父母
ニ 孫
ホ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいわせられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

〔第2条〕

- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

[第7条] [第8条]

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

[第3条]

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円

ニ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項の括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金の貸付利率は年3パーセントを超えない範囲の規則で定める。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

[第8条] [第9条] [第12条]

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月30日から適用する。

附 則(昭和49年10月11日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年3月27日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年10月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年7月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年7月6日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年10月2日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年3月31日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第3号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月22日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成31年3月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により災害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月16日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料編 4.6-2】 宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例 施行規則

(昭和 49 年 3 月 29 日規則第 3 号)改正 昭和 49 年 10 月 11 日規則第 8 号 昭和 57 年 10 月 2 日規則第 3 号

平成元年 1 月 17 日規則第 1 号 平成 10 年 3 月 30 日規則第 2 号

平成 31 年 3 月 28 日規則第 3 号 令和元年 12 月 16 日規則第 7 号

令和 3 年 7 月 1 日規則第 18 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、宇美町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、宇美町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別紙様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(貸付利率)

第6条 条例第14条に規定する貸付利率は、年1パーセントとする。ただし、据置期間中は、利子を付さない。

(借入れの申込)

第7条の2 災審援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月の1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第8条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別紙様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(別紙様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けて、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、速やかに、借用書(別紙様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第11条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第12条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別紙様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第7号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(別紙様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別紙様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別紙様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(別紙様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別紙様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別紙様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別紙様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第17条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条 借受人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名変更届(別紙様式第16号)を提出しなければならない。

ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族が代ってその旨を届け出るものとする。

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年7月30日から適用する。

附 則(昭和49年10月11日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和 57 年 10 月 2 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成元年 1 月 17 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年 1 月 8 日から適用する。

附 則(平成 10 年 3 月 30 日規則第 2 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 3 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 16 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 1 日規則第 18 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

【資料編 4.6-3】 宇美町災害見舞金等交付要綱

(平成 10 年 3 月 30 日要綱第 1 号)

改正 平成 12 年 10 月 1 日要綱第 20 号 平成 15 年 8 月 6 日要綱第 86 号

平成 21 年 2 月 16 日告示第 12 号 平成 24 年 6 月 18 日告示第 52 号令和 3 年 7 月 1 日告示第 72 号
宇美町災害見舞金等交付要綱(昭和 48 年宇美町要綱第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害及び住宅の火災(以下「災害」という。)による被災者に対する災害見舞金、弔慰金及び災害救援物資(以下「見舞金等」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 町長は、町内において、次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を交付するものとする。

- (1) 災害により住家が全壊、半壊、全焼、半焼、流失又は床上浸水した世帯
- (2) 同一災害による死者又は、行方不明者並びに重傷者
- 2 被災者は、本町に居住し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条に規定する住民基本台帳に記録されている者とする。
- 3 町長は、第 1 項の基準に達しない災害であっても、必要と認めるときは、見舞金等を交付することができる。

(見舞金等の額及び品名)

第3条 見舞金等の額及び品名は、次の各号に定める金額とする。

- (1) 全壊、全焼又は流失 1 世帯当たり 100,000 円
- (2) 半壊又は半焼 1 世帯当たり 50,000 円
- (3) 床上浸水 1 世帯当たり 20,000 円
- (4) 死者に対する弔慰金、又は行方不明者に対する見舞金 1 人につき 100,000 円
- (5) 重傷者
医師の診断による要治療見込日数が 1 か月以上 3 か月未満 30,000 円、3 か月以上 6 か月未満 40,000 円、6 か月以上 50,000 円
- (6) 第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、町長が必要と認める者に災害救援物資として、1 人につき布団 1 組を交付することができる。
- 2 前項第 1 号から第 3 号までの見舞金については、同一敷地内に 2 以上の世帯を有する場合、生計を同じくするときは、一の世帯とみなして交付する。

(支給の制限)

第4条 見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

(適用除外)

第5条 宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例第 3 条に規定する災害弔慰金及び同条例第 9 条に規定する災害障害見舞金に該当する場合は、要綱第 3 条第 4 号及び同条第 5 号は適用しないものとする。

(交付の方法)

第6条 町長は、別紙様式 1 による被災者名簿を作成し、別紙様式 2 により速やかに交付するもの

とする。

- 2 災害見舞金は、被災世帯主又は重傷者本人に、弔慰金は遺族に、災害救援物資は被災世帯主に
対し交付するものとする。ただし、行方不明者に対する見舞金は、弔慰金に準じて交付する。
(遺族の範囲等)

第7条 前条第2項に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者(届出をしないが死亡当時事実上、婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、死亡当時そのものと生計を同じくしていたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、死亡当時そのものと生計を同じくしていた親族

- 2 前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。

- 3 第1項に掲げる者が、見舞金等を受ける順位は、同項各号の順位による。ただし、同項2号に
掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(宇美町見舞金等交付要綱の廃止)

- 3 宇美町見舞金等交付要綱(昭和48年要綱第1号)は、廃止する。

4

附 則(平成12年10月1日要綱第20号)

この要綱は、平成12年9月21日から適用する。

附 則(平成15年8月6日要綱第86号)

この告示は、公示の日から施行し、平成15年7月19日から適用する。

附 則(平成21年2月16日告示第12号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成24年6月18日告示第52号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和3年7月1日告示第72号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の各告示の規定に基づいて提出されている様式
(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各告示の規定による様式とみなす。

- 3 この告示の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用すること
ができる。

様式1～(1)(第6条)

【資料編 4.6-4】 福岡県市町村災害共済基金組合同規約

昭和 48 年 4 月 10 日

(平元年 3 月 30 日・平 7 年 8 月 2 日・一部改正)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この組合は、福岡県内の市町村が災害に関する費用に充てるため互助共済の方式によって行なう積立金に関する事務及びこの積立金利息による災害防止を目的とする事業への補助に関する事務並びに公営競技収益金均てん化納付金による基金に関する事務を共同処理し、もって市町村の財政運営の健全化に資することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この組合は、福岡県市町村災害共済基金組合と称する。

(組合を組織する市町村)

第 3 条 この組合は、福岡県内の全市町村（以下「組合市町村」という。）をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 4 条 この組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。

(1) 組合市町村が災害による減収を補てんし、又は災害応急復旧事業費その他災害に関する費用に充てるため及び組合が災害防止を目的とする事業に補助するための基金（福岡県市町村災害共済基金（以下「災害基金」という。））に関する事務

(2) 組合市町村の行政水準の向上を目的とする事業の財源に充てるための基金（福岡県公営競技収益金均てん化基金（以下「均てん化基金」という。））に関する事務

(組合の事務所の位置)

第 5 条 この組合の事務所は、福岡市に置く。

第 2 章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 6 条 この組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は 14 人とし、組合市の長の互選により 7 人、組合町村の長の互選により 7 人を選出する。

(組合の議員の任期)

第 7 条 この組合の議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補欠選挙)

第 8 条 この組合の議員に欠員が生じたときは、欠員が生じた日から 50 日以内に補欠選挙を行なわなければならない。

(議会の議長及び副議長)

第9条 この組合の議長及び副議長は、議会において議員の互選により選出する。

第3章 執行機関等

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第10条 この組合に組合長及び副組合長1人を置く。

- 2 この組合に会計管理者1人を置く。
- 3 組合長及び副組合長は、組合の議会において、組合市町村の長のうちから選挙する。
- 4 会計管理者は、組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が命ずる。
- 5 組合長及び副組合長の任期は、2年とする。ただし、組合長及び副組合長が組合市町村の長でなくなったときは、その職を失う。
- 6 前項ただし書の場合における新たに選挙された組合長及び副組合長の任期は、前任者の残任期間とする。

(平19年3月30日全改)

第11条 組合長は、組合を統括し、かつ、これを代表する。

- 2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故があるときは組合長の職務を代理する。
- 3 会計管理者は、組合の会計事務をつかさどる。

(平19年3月30日一部改正)

(職員)

第12条 この組合に、必要な職員を置くことができる。

- 2 前項の職員は、組合長が任免する。

(災害基金運用委員会)

第13条 この組合に災害基金運用委員会（以下「災害基金委員会」という。）を置く。

- 2 災害基金委員会は、組合の議会において議員の互選によって選出された委員4人及び学識経験者のうちから組合長が議会の同意を得て委嘱する委員2人をもつて組織する。
- 3 議員の互選による委員は、組合市の長2人、組合町村の長2人とする。
- 4 災害基金委員会に、委員の互選によって定める委員長を置く。
- 5 災害基金委員会は、条例に定めるところにより、災害基金の管理その他に関し組合長の諮問に応ずる。

(平元年3月30日一部改正)

(均てん化基金運営委員会)

第13条の2 この組合に、均てん化基金運営委員会（以下「均てん化基金委員会」という。）を置く。

- 2 均てん化基金委員会は、7人の委員をもつて組織する。
- 3 委員のうち6人は、次に掲げる者のうちから次に掲げる人数を、組合長が議会の同意を得て委嘱する。残りの1人は、この組合の事務局長をあてる。

- (1) 公営競技施行権の指定を受けている組合市の長 1人
- (2) 公営競技施行権の指定を受けている組合町村の長 1人
- (3) 公営競技施行権の指定を受けていない組合市の長 1人
- (4) 公営競技施行権の指定を受けていない組合町村の長 1人
- (5) 学識経験者 2人

4 均てん化基金委員会は、条例に定めるところにより、均てん化基金の管理その他に関し組合長の諮問に応ずる。

(平元年3月30日追加)

(監査委員)

第14条 この組合に、監査委員3人を置く。

- 2 監査委員は、組合長が議会の同意を得て、組合の議員のうちから1人、識見を有する者のうちから2人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、4年とする。
- 4 組合の議員のうちから選任された監査委員の任期は、前項の規定にかかわらず、議員の任期をこえることができない。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行なうことを妨げない。

(平7年8月2日一部改正)

第4章 業務

(災害基金の積立て及び納付)

第15条 組合市町村は、毎年度、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定に基づく当該市町村の前年度の基準財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）の100分の0.5に相当する金額（その金額が1,000万円をこえるときは1,000万円）（以下「普通納付金」という。）を組合へ納付するものとする。

- 2 組合市町村は、前項の規定にかかわらず、当該市町村の普通納付金の額をこえる額（以下「任意納付金」という。）を納付することができる。
- 3 組合市町村は、その普通納付金の累積額（第18条の規定による配分金を含む。以下本章において同じ。）が、条例で定めるところにより、基準財政需要額の100分の5に相当する金額（その金額が1億円をこえるときは1億円）に達したときは、その後の積立てを行なわないことができる。
- 4 普通納付金及び任意納付金は、災害基金に繰入れる。

(平元年3月30日一部改正)

(均てん化基金の積立て)

第15条の2 公営競技収益金均てん化納付金は、均てん化基金に繰入れる。

(平元年3月30日追加)

第16条 この組合は、組合市町村から任意納付金（第18条の規定による配分金を含む。）の取

りくずしの申し出があつたときは、第17条の規定にかかわらず、当該任意納付金を取りくずし、当該市町村に交付するものとする。

(災害基金の取りくずし及び交付)

第17条 この組合は、組合市町村において次の各号に該当する場合が生じ、取りくずしの申請をした場合においては、災害基金を取りくずし、当該市町村に取りくずし金を交付するものとする。

- (1) 災害による減収補てんを要するとき。
- (2) 災害応急事業費の支出を要するとき。
- (3) 災害復旧事業費の支出を要するとき。
- (4) その他災害に関する費用の支出を要するとき。

2 前項の災害及び取りくずしの範囲は、条例で定める。

3 取りくずし金の交付を受けた組合市町村は、その交付を受けた日の属する年度の翌年度から、第15条第1項の規定による納付を更新しなければならない。

4 普通納付金の累積額をこえる取りくずし金の交付を受けた組合市町村にあつては、当該市町村の納付すべき普通納付金の額は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該普通納付金の累積額をこえる部分に相当する金額に達するまで、基準財政需要額の100分の1に相当する金額（その金額が2,000万円をこえるときは2,000万円）とする。

(平元年3月30日一部改正)

(利子等の配分)

第18条 この組合は、災害基金の管理によって生じた収入及び補助金その他の収入を、条例に定めるところにより各組合市町村の普通納付金及び任意納付金の累積額に応じて配分し、年度末に災害基金に繰入れるものとする。ただし、普通納付金の累積額に対する配分のうちの一部については、これを配分しないで災害防止を目的とする事業に補助することができる。

2 この組合は、均てん化基金の管理によって生じた収入を年度末に均てん化基金に繰入れるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、この組合は、災害基金及び均てん化基金の管理によって生じた収入、補助金並びにその他の収入の一部を、組合の経費に充てることができる。

(平元年3月30日平7年8月2日一部改正)

第5章 会計

(基金の管理)

第19条 この組合は、基金を有利かつ確実な方法により管理しなければならない。

(組合の経費の支弁方法)

第20条 この組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもつて充てるものとする。

- (1) 災害基金及び均てん化基金の管理により生ずる収入
- (2) 補助金

(3) その他の収入

(平元年3月30日一部改正)

第6章 雑則

(解散に伴う事務の承継)

第21条 この組合が解散した場合においては、福津市がその解散に伴う事務を承継する。

附 則 (昭和48年4月10日許可)

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日許可)

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成7年8月2日許可)

(施行期日)

- 1 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による知事の許可の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、変更後の福岡県市町村災害共済基金組合格約第14条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則 (平成19年3月30日許可)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月22日許可)

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による知事の許可の日から施行する。

【資料編 4.6-5】 罹災証明交付申請書

罹災証明交付申請書

宇美町長 様

※ 太線枠内を記入してください。

年 月 日

申請者 (窓口に来られた方)	住 所 電話 ()	
	ふりがな 氏 名	罹災者との関係 ☐ 本人 ☐ 同居の親族 ☐ その他 ※ その他の場合は委任状が必要
この証明書の用途	被災者支援制度の手続のため、()に提出 税控除・保険請求・その他 ()	

罹災証明書の交付について、次のとおり申請します。

罹災者 (申請者と同じ場合は記載不要)	住 所 ふりがな 氏 名 電話 ()					
罹災世帯 の構成員	氏 名	続 柄	年齢	氏 名	続 柄	年齢
		世帯主				
罹災した家屋 の所在地など	(申請者の住所と同じ場合は記載不要) 福岡県糟屋郡宇美町					
	☐ 住家 ☐ 非住家(☐ 持家 ☐ 貸家 ☐ 借家(所有者))					
罹災日時	年 月 日 () 午前・午後 時頃					
罹災原因	☐ 台風 ☐ 暴風 ☐ 豪雨 ☐ 崖崩れ ☐ 地震 ☐ その他 ()					
罹災状況						
添付書類	☐ 被害状況の写真 ☐ 被害場所の見取り図 ☐ 被害場所の位置図 ☐ その他 ()					

調査結果	被害の程度	☐ 全壊	☐ 大規模半壊	☐ 半壊	☐ 準半壊
		☐ 準半壊に至らない(一部損害)		☐ 流失	☐ 床上浸水
		☐ 床下浸水 ☐ その他 ()			

罹災証明書について

- この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- 記入上の留意点は、裏面をご参照ください。

記入上の留意点

- 1 罹災証明書は、災害により被害を受けた家屋（専用住宅、併用住宅）について「被害の程度」を証明する書面です。
- 2 申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示してください。
- 3 「この証明書の用途」欄には、罹災証明書を使用する目的（公的支援、税の減免等）を記入してください。
- 4 「証明書」は原則として一世帯に一枚の発行となりますので大切に保管してください。複数必要な場合は、申請者にてコピーして使用してください。
- 5 代理人が申請する場合は、委任状を提出し、申請時に代理人本人であることが確認できるものを提示してください。ただし、代理人が申請者の同居の親族である場合は、委任状は不要です。
- 6 「罹災場所」欄には、被害のあった建物の住所（登記の地番ではありません。）を記入してください。また、アパートなどの建物名称等も記入してください。
- 7 「罹災した家屋の所在地など」欄には、該当する項目にレ点を記入ください。
- 8 「罹災日時」・「罹災原因」欄には、日時の記入および該当する項目にレ点を記入ください。
- 9 「罹災状況」欄には、罹災した内容をできる限り詳細かつ具体的に記入してください。
例1 「大雨による増水で〇〇丁目一帯が浸水し、床上〇〇cm浸水した。」
例2 「地震により住宅の1階部分がつぶれて使用不能になった。」
例3 「〇〇年〇〇月〇〇日の台風第〇〇号により屋根の破損」
なお、住家の場合には、母屋を中心に記入してください。

【資料編 4.6-6】 被災証明申請書

被災証明申請書

宇美町長 様

※ 太線枠内を記入してください。

年 月 日

申請者 (窓口に来られた方)	住 所	
	電話 ()	
	ふりがな 氏 名	被災者との関係 ☐ 本人 ☐ 同居の親族 ☐ その他 ※ その他の場合は委任状が必要
この証明書の用途	税控除・保険請求・その他()	

被災証明書の交付について、次のとおり申請します。

被災者 (申請者と同じ場合は記載不要)	住 所 ふりがな 氏 名 電話 ()
被災した物件 の所在地など	(申請者の住所と同じ場合は記載不要) 福岡県糟屋郡宇美町 ☐ 住家 ☐ 非住家 ☐ その他 ()
被災日時	年 月 日 () 午前・午後 時頃
被災原因	☐ 台風 ☐ 暴風 ☐ 豪雨 ☐ 崖崩れ ☐ 地震 ☐ その他 ()
被災状況	
添付書類	☐ 被害状況の写真 ☐ 被害場所の地図 ☐ 修復費用の請求書、領収書又は見積書 ☐ その他 ()

被災証明書

上記のとおり、被災したことを証明します。

年 月 日

宇美町長

被災証明書について

- この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- 記入上の留意点は、裏面をご参照ください。

記入上の留意点

- 1 被災証明書は、災害により住家以外の不動産（店舗、事務所、工場、倉庫等）又は、動産（家財や自動車等）被害を生じた旨の届出がなされた事実を証明するものです。被害の程度（全壊・半壊等）を証明するものではありません。
- 2 申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示してください。
- 3 「この証明書の用途」欄には、証明書を使用する目的（税の減免、保険請求等）を記入してください。
- 4 「証明書」は原則として一世帯に一枚の発行となりますので大切に保管してください。複数必要な場合は、申請者にてコピーして使用してください。
- 5 代理人が申請する場合は、委任状を提出し、申請時に代理人本人であることが確認できるものを提示してください。ただし、代理人が申請者の同居の親族である場合は、委任状は不要です。
- 6 「被災した物件の所在地など」欄には、被害のあった建物の住所（登記の地番ではありません。）を記入してください。また、アパートなどの建物名称等も記入してください。
- 7 「被災した物件の所在地など」欄には、該当する項目にレ点を記入ください。
- 8 「被災日時」・「被災原因」欄には、日時の記入および該当する項目にレ点を記入ください。
- 9 「被災状況」欄には、被災した内容をできる限り詳細かつ具体的に記入してください。
例1 「大雨による増水で〇〇丁目一帯が浸水し、車が水没した。」
例2 「地震により住宅の門柱や塀が倒壊した。」
例3 「〇〇年〇〇月〇〇日の台風第〇〇号によりカーポートの屋根が破損した。」
なお、住家の場合には、母屋を中心に記入してください。
- 10 車両が被災した場合は「破損箇所」と「標識番号」が確認できる写真及び「見積書又は請求書等」の添付をお願いします。

【資料編 4.6-7】 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約

昭和 27 年 10 月 29 日規約第 1 号
 改正 昭和 33 年 4 月 1 日規約第 1 号
 昭和 38 年 4 月 1 日規約第 1 号
 昭和 47 年 4 月 1 日規約第 1 号
 昭和 57 年 3 月 5 日県指令 56 地行第 758 号
 昭和 57 年 9 月 25 日規約第 2 号
 平成 4 年 10 月 9 日県指令 4 地行第 246 号許可
 平成 9 年 10 月 1 日県指令 9 地行第 418 号許可
 平成 17 年 1 月 24 日県指令 16 地第 5553 号許可
 平成 17 年 2 月 4 日県指令 16 地第 5874 号許可
 平成 17 年 3 月 17 日県指令 16 地第 6981 号許可
 平成 17 年 3 月 21 日県指令 16 地第 7052 号許可
 平成 17 年 3 月 22 日県指令 16 地第 7057 号許可
 平成 17 年 3 月 28 日県指令 16 地第 7224 号許可
 平成 17 年 10 月 11 日県指令 17 地第 3719 号許可
 平成 18 年 1 月 10 日県指令 17 地第 5851 号許可
 平成 18 年 2 月 3 日県指令 17 地第 6679 号許可
 平成 18 年 3 月 2 日県指令 17 地第 6901 号許可
 平成 18 年 3 月 17 日県指令 17 地第 7255 号許可
 平成 18 年 3 月 23 日県指令 17 地第 7316 号許可
 平成 18 年 3 月 23 日県指令 17 地第 7317 号許可
 平成 18 年 8 月 24 日県指令 18 地第 2448 号許可
 平成 18 年 11 月 30 日県指令 18 地第 4336 号許可
 平成 19 年 3 月 30 日県指令 18 地第 6889 号許可
 平成 21 年 1 月 1 日市町村第 4746 号許可

(名称及び組織)

第 1 条 この組合は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合（以下「組合」という。）と称し県下全町村並びに大川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市及びみやま市をもって組織する。

(組合の処理する事務)

第 2 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条の規定による非常勤消防団員に係る災害補償に関する事務
- (2) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条の 3 の規定による消防作業に従事した者及び救急業務に従事した者に係る災害補償に関する事務
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 の規定による水防団長又は水防団員に係る災害補償に関する事務
- (4) 水防法第 45 条の規定による水防に従事した者に係る災害補償に関する事務
- (5) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る災害補償に関する事務

- 2 前項各号に掲げる事務を処理するに必要な事務
(事務所)

第3条 組合の事務所は福岡市博多区千代4丁目1番27号福岡県自治会館内に置く。
(組合議会の組織及び選挙)

第4条 組合議会の議員（以下「議員」という。）の定数は10人とし、議員は、各郡町村会長の職にある者をもってこれにあてる。

- 2 議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。
(組合の執行機関の組織及び選任)

第5条 組合に組合長1人及び副組合長1人を置く。

- 2 組合長は、福岡県町村会長の職にある者を、副組合長は、同副会長の職にある者のなかからこれにあてる。
3 組合に会計管理者を1人置く。
4 会計管理者は、組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が命ずる。

第6条 組合に必要職員を置き、組合長が任免する。
(監査委員)

第6条の2 組合に監査委員を2人を置く。

- 2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。
3 監査委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまでは、その職務を行うことを妨げない。
(報酬及び費用弁償)

第7条 組合長、副組合長、監査委員及び議員には、報酬を支給しない。但し、必要に応じ実費を弁償することができる。
(経費の負担)

第8条 組合の経費は、市町村の分担金並びに補助金その他の収入をもってあてる。

- 2 分担金の分賦割合は、条例でこれを定める。
(雑則)

第9条 前各条に定めるものの外必要な事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）中市に関する規定を準用する。

附 則

(施行の日)

この規約は許可の日から施行する。

附 則（昭和33年4月1日規約第1号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和38年4月1日規約第1号）

この規約は、許可の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年4月1日規約第1号）

この規約は、許可の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月5日県指令56地行第758号）

この規約は、許可の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年9月25日規約第2号）

この規約は、許可の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（平成4年10月9日県指令4地行第246号許可）

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則（平成9年10月1日県指令9地行第418号許可）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成17年1月24日県指令16地第5553号許可）

この規約は、平成17年1月24日から施行する。

附 則（平成17年2月4日県指令16地第5874号許可）

この規約は、平成17年2月4日から施行する。

附 則（平成17年3月17日県指令16地第6981号許可）

この規約は、平成17年3月20日から施行する。

附 則（平成17年3月21日県指令16地第7052号許可）

この規約は、平成17年3月21日から施行する。

附 則（平成17年3月22日県指令16地第7057号許可）

この規約は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年3月28日県指令16地第7224号許可）

この規約は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成17年10月11日県指令17地第3719号許可）

この規約は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成18年1月10日県指令17地第5851号許可）

この規約は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成18年2月3日県指令17地第6679号許可）

この規約は、平成18年2月11日から施行する。

附 則（平成18年3月2日県指令17地第6901号許可）

この規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則（平成18年3月17日県指令17地第7255号許可）

この規約は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年3月23日県指令17地第7316号許可）

この規約は、平成18年3月25日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 23 日県指令 17 地第 7317 号許可）

この規約は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 24 日県指令 1 8 地第 2448 号許可）

この規約は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 11 月 30 日県指令 1 8 地第 4336 号許可）

この規約は、県知事の許可の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定及び第 4 条第 1 項の改正規定は、平成 19 年 1 月 29 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日県指令 18 地第 6889 号許可）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 10 日市町村第 4746 号許可）

この規約は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

第4章 様式一覧

救助事務の処理に必要な帳簿様式

○災害救助法による救助の実施について

(昭和40年5月11日 社施第99号)

(各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知)

改正 平成13年7月25日 社援発第1286号

第10 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次に定めるところによる。

名称	様式
1 救助の種目別物資受払状況	様式 6
2 避難所設置及び収容状況	様式 7
3 応急仮設住宅台帳	様式 8
4 炊き出し給与状況	様式 9
5 飲料水の給与簿	様式 10
6 物資の給与状況	様式 11
7 救護班活動状況	様式 12
8 病院診療所医療実施状況	様式 13
9 助産台帳	様式 14
10 被災者救出状況記録簿	様式 15
11 住宅応急修理記録簿	様式 16
12 生業資金貸付台帳	様式 17
13 学用品の給与状況	様式 18
14 埋葬台帳	様式 19
15 死体処理台帳	様式 20
16 障害物除去の状況	様式 21
17 輸送記録簿	様式 22
18 令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況	様式 23
19 令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況	様式 24
20 扶助金の支給状況	様式 25
21 損失補償費の状況	様式 26
22 法第34条の補償費の状況	様式 27
23 法第35条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載すること	

【様式－1】 参集記録票

○参集後に各自が班単位で記入すること

整理番号 _____

■災害対策班名 _____ 班

■場 所 _____ ■報告日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

NO	氏 名	参 集 時 間	自 宅 等 の 状 況
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	

【様式－2】 参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入し、班長へ提出すること

整理番号

■報告者氏名

■災害対策班名

班

■参集報告

○参集日時

年 月 日 時 分

■見聞情報（参集時に見聞きした情報）

- 自宅付近の状況
- 道路の状況
- 建物被害の状況
- 救助者の有無
- 火災の発生状況
- その他気づいたこと

■地図・略図

火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する

【様式－3】 自衛隊の災害派遣要請(依頼)

1 知事への自衛隊災害派遣依頼様式

(町長→県知事)

	文書番号
	年 月 日
福岡県知事殿	
宇美町長	印
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。	
記	
1. 災害の情報及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事由	

	文書番号
	年 月 日
福岡県知事殿	
宇美町長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考事項	

2 自衛隊災害派遣要請様式

(県知事→自衛隊)

陸上自衛隊第4師団長 殿

福岡県知事

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します。
記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事由

【様式－4】 自衛隊の災害派遣部隊の撤収(依頼)

陸上自衛隊第4師団長 殿

福 岡 県 知 事

自衛隊の災害派遣の撤収について（要請）

自衛隊法第83条により、災害派遣を要請しましたが、応急作業が一応終わりましたので、下記のとおり撤収方をお願いします。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣人員等及び従事作業の内容
- 3 その他参考事項

【様式-5】 行方不明者名簿

[illegible]

【様式－6】 医療救護所開設状況報告

医療救護所開設状況報告								
年 月 日 時 分現在				受信日時		月 日 時 分		
発信機関		部			発 信 者			
受信機関		部			受 信 者			
場 所								
従事者数				軽 症	中毒症	重 傷	計	左のうち 要搬送者
医 師	看護婦	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
執 っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

【様式－7】 避難者名簿

[illegible]

【様式－8】 避難者カード

避難者カード No. _____							
避難所名				担当職員名			
住所：						地区名	
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	そ の 他		

離散家族

氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	そ の 他		

(注) 世帯ごとに作成

【様式－9】 避難所運営記録

避難所運営記録				
月 日 時 分現在		受信日時		月 日 時 分
発信機関	避難所		発信者	
受信機関			受信者	
避難者数	男	女	計	備考
	人	人	人	
(運営状況)				
(問題点・要望等)				

【様式－10】 物品の受払簿(避難所用)

[illegible]

【様式－11】 物品の受払簿(物資集配拠点用)

[illegible]

【様式－12】 遺体処理票・遺留品処理票

■遺体・遺留品処理票

遺 体 処 理 票

[宇美町]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	遺 骨 処 理 番 号	第 号
	焼 骨 日 時 場 所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
納 骨 場 所		

遺 留 品 処 理 票

[宇美町]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	主 な 遺 留 品	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
遺留品保管場所		

【様式－13 義援金品受領書】

義 援 金 品 受 領 書

No. _____

金 額 ¥ _____

品 名	数 量	備 考

以上のとおり受領致しました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

宇美町災害対策本部長
宇美町長

印

【様式－14 福岡県被害状況等の調査・報告様式】

報告内容	報告区分			報告先機関名	様式
	即報	詳報	確定報告		
災害概況及び被害状況 (※1)	○			地方本部 県警戒本部・県対策本部 (上記未設置時) 県防災危機管理局 (上記未設置時)	第1号、 第2号の1
被害状況 (※2)			○	県警戒本部・県対策本部 県防災危機管理局 (上記未設置時)	第2号の1
社会福祉施設関係被害	○			粕屋保健福祉事務所	第2号の2
保健環境関係被害	○	○	○	粕屋保健福祉事務所	第2号の3、 第3号の1
商工業関係被害	○	○	○	福岡中小企業振興事務所	第2号の4、 第3号の2
農業関係被害	○	○	○	福岡農林事務所	第2号の5、 第3号の3～15
林業関係被害	○	○	○	福岡農林事務所	第2号の6～10
土木関係被害	○	○	○	福岡県土整備事務所	第2号の13、 第3号の16
建築都市関係被害	○	○	○	県建築都市部	第2号の 14, 15、第3号 の17
教育関係被害	○	○	○	福岡教育事務所	第2号の16

【様式 災害概況即報(様式第1号)】

様式第1号

〔災 害 概 況 即 報〕

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	宇美町
報告者名	

災害名 _____ (第 報)

(中間市 → 地方本部 → 県本部)

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死 者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況						避難状況				
						勧告・指示自主の別	日時	地区名	避難先	人員

様式第2号の1

〔 即 報 〕
〔 確 定 〕

市 町 村 名		報 告 者 名					
宇 美 町				(市町村→地方本部→県本部)			
地 方 本 部 名		報 告 者 名		報 告 日 時			
福岡農林事務所長				月 日 時 分現在			
区 分			被 害	被 害	被 害	被 害	被 害
人 的 被 害	死 者		人				
	行 方 不 明 者		人				
	負 傷 者	重 傷	人				
		軽 傷	人				
住 家 被 害	全 壊		棟				
			世帯				
			人				
	半 壊		棟				
			世帯				
			人				
	一 部 破 損		棟				
			世帯				
			人				
	床 上 浸 水		棟				
			世帯				
			人				
床 下 浸 水		棟					
		世帯					
		人					
非 住 家	公 共 建 物	棟					
	そ の 他	棟					
そ の 他	田 畑	流 出 ・ 埋 没	ha				
		冠 水	ha				
		流 出 ・ 埋 没	ha				
		冠 水	ha				
	文 教 施 設	個所					
	医 療 機 器	個所					
	道 路	個所					
	橋 り よ う	個所					
	河 川	個所					
	港 湾	個所					
	砂 防	個所					
	清 掃 施 設	個所					
	崖 く ず れ	個所					
	鉄 道 不 通	個所					
	被 害 船 舶	隻					
	航 空 機 被 害	機					
	水 道	戸					
	電 気	回線					
	ガ ス	戸					
	ブ ロ ッ ク 塀 等	個所					

区 分		被 害	被 害	被 害	被 害	被 害
り	災 世 帯 数	世帯				
り	災 者 数	人				
火 災 発 生	建 物	件				
	危 険 物	件				
	そ の 他	件				
公 共 文 教 施 設		千円				
農 林 水 産 業 施 設		千円				
公 共 土 木 施 設		千円				
そ の 他 の 公 共 施 設		千円				
そ の 他	農 産 被 害	千円				
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額		千円				
災害対策本部		設 置	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
		解 散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
被 害 救 助 法 適 用			月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
消防職員出動延人数		人				
消防団員出動延人数		人				

【福祉施設被害即報(様式第2号の2)】

様式 2 号の 2

〇〇〇〇災害による福祉施設被害即報

市 町 村 名：宇美町
福祉事務所名：粕屋保健福祉事務所

施設の種別	施設名	所在地	設置主体	被害状況	被害額	復旧の対応状況

【救護を要する傷病者即報(様式第2号の3)】

様式第2号の3

〇〇〇〇災害による救護を要する傷病者即報

(保健所長へ)
(保健複素部長へ)

市町村名：宇 美 町
保健所名：粕屋保健福祉事務所

即 報 月 日			月		日		即 報 時 間		時		即 報 回 数	第		回
被 害 地 等	災 害 発 生 日 時	傷 病 者 数	内 訳						傷病者収容状況		救護の状況	備 考		
			死 傷 者			罹 病 者								
			死者	重傷	軽傷	重症	軽症	伝染病	収容ヵ所数	収容人員				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
		人	人	人	人	人	人	人	ヵ所	人				

【商工被害状況即報(様式第2号の4)】

様式第2号の4

〇〇〇〇災害による商工被害状況即報

(商工事務所所長へ)

市 町 村 名 : 宇 美 町

(商 工 部 長 へ)

商工事務署名 : 福岡商工事務所

				即 報 日 時	月 日 時現在	即報回数 回			
被害項目		被 災 事業所数	被 災 従業員数	被 災 総 額	土 地 (千円)	建 物 (千円)	機械設備 (千円)	商品・原材料 仕掛品等 (千円)	備 考
業 種	区 分								
商 業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
工 業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
工 業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
合 計		(うち)	(うち)	(うち)					

注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。

2. A～Dの日は区分は、次の区分によること。

A---事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。

B---事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。

又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30 cm以上1m未満のもの。

C---①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。

②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。

③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。

D---A～Cに該当しない被害。

3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業

工業は、 " の製造業

その他は、 " の鉱業、建設業、輸送・通信業、サービス業

【農業関係被害即報(様式第2号の5)】

様式第2号の5

〇〇〇〇災害による農業関係被害即報

(農林事務所長へ)

宇 美 町

(農政部長へ)

福岡農林事務所長

作物等名		被害推定面積等	被害推定金額	被害発生状況	主な被害発生地域
農作物	水稲作	h a	万円		
	麦				
	野菜				
	果物				
	花き				
	飼料作物				
	その他				
	作物小計				
家畜		頭、羽			
畜産施設		件			
温室等栽培施設		件			
共同利用施設（農協等）		件			
農地・農業用施設		箇所			
その他					
合計					

【山林【林地】被害状況即報・詳報・確定報告(様式第2号の6)】

様式第2号の6

〇〇〇〇災害による山林【林地】被害状況

即報
詳報
確定

報告

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

市町村名：宇 美 町
農林事務所名：福岡農林事務所

区分 市町村	崩 壊 地						地 す べ り 地						備 考
	山 腹			溪 流			山 腹			溪 流			
	箇所数	被 害	金 額	箇所数	被 害	金 額	箇所数	被 害	金 額	箇所数	被 害	金 額	
		h a	千円		h a	千円		h a	千円		h a	千円	
計													

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、溪流は被害延長を記入する。地すべり地の溪流被害については、面積を併記すること。
なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

【山林【治山施設】被害状況即報・詳報・確定報告(様式第2号の7)】

様式第2号の7

〇〇〇〇災害による山林【治山施設】被害状況

報告

(農林事務所所長へ
(水産林事務部長へ

市町村名：宇 美 町
農林事務所名：福岡農林事務所

施設名	災害箇所 (郡、市、町、 村、大字、字)	工 種	被 害		備 考
			数 量	金 額	
計					

【山林【林道】被害状況即報・詳報・確定報告(様式第2号の8)】

様式第2号の8

〇〇〇〇災害による山林【林道】被害状況 即 報
詳 報
確 定 報告

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

市 町 村 名：宇 美 町
農林事務所名：福岡農林事務所

区分 市町村	路線名	道路			橋梁				計		備 考
		箇所番号	延長	金額	箇所番号	延長	金額	箇所数	延長	金 額	
		m	千円			m	千円		m	千円	

(注) 応急工事を必要とするものについては備考欄にその旨を記載すること。

【山林【森林】被害状況即報・詳報・確定報告(様式第2号の9)】

様式第2号の9

〇〇〇〇災害による山林【森林】被害状況

報 報
報 報
定 定

報告

(農林事務所長へ)

(水産林務部長へ)

市 町 村 名：宇 美 町

農林事務所名：福岡農林事務所

[illegible]

【山林【作業路・林産物・苗畑・林業施設】被害状況(様式第2号の10)】

様式第2号の10

〇〇〇〇災害による山林【作業路・林産物・苗畑・林業施設】被害状況

【 報 告 書 確 定 詳 報 】

(農林事務所長へ)

(水産林務部長へ)

市 町 村 名：宇 美 町

農林事務所名：福岡農林事務所

[illegible]

【水産被害状況即報・詳報・確定報告(様式第2号の11)】

様式第 2 号の 11

年 月 日 調べ

〇〇〇〇災害による水産被害状況

即報
詳報
確定

報告

(農林事務所長へ)

(漁業・市町村・合計)

(水産林務部長へ)

宇 美 町

区分	共 同 施 設					非 共 同 施 設				漁 船				漁 具			副漁具			養 殖 施 設						養 殖 物				漁 場 被 害				組合在庫等				そ の 他		計				備 考
										＊１隻ごとに記入																												水 産 関 係 被 害						
被害別および金額	施設名	事業主体数	単位数	被害額	概況	施設名	経営大数	単位数	被害額	登録番号	ト力の有無	動力の大きさ	被災者の加入	種類	経営大数	被害額	種類	経営大数	被害額	養殖養殖対象物別模数	量	被保険の加入種数	量	単位数	被害額の加入場所等	堆積物の量	単位数	被害額の別量	単位数	被害額の別数	量	被災額の件数	経営大数	被害額										
減失																																												
大破																																												
中破																																												
小破																																												
計										合 計 集 隻																																		
										隻																																		

(注) 1.「減失」とは、被害対象が全損するか又は行方不明となり、災害発生終息あと3日以上経過してもその存在が不明の場合をいう。(被害金額単位：千円)

「大破」「中破」「小破」とは、被害対象が7割以上、3割以上7割未満および3割未満の被害を受けた場合をいう。

2. この様式が、単協ごとに一組を作成し、その集計をまとめた市町村の集計の2種類を提出する。

3. 市町村長は、有明・豊前海区漁場関係被害については、有明・豊前海研究所長あてに報告する。

4. 市町村長は、筑前海区及び内水面漁場関係及び漁港関係被害については、水産林務部長あて（水産振興課経由）報告する。

【漁港被害状況報告(様式第2号の12)】

様式第2号の12

〇〇〇〇災害による漁港被害状況 報告

(水産林務部長へ)			宇 美 町	
漁 港 名	被 害 箇 所	数 量	被 害 額	被 害 状 況
計				

(注) 町長は、水産林務部長あて（漁港課経由）に報告する。 (被害金額単位：千円)

【土木被害状況即報(様式第2号の13)】

様式第2号の13

〇〇〇〇災害による土木被害状況即報

(土木事務所長へ)
(土木部長へ)

市町村名：宇美町
土木事務所名：福岡土木事務所

被害報告表										報告者 第 報		受理者 調査率		%	
										年 月 日		時 現在			
災害発生年月		月 日～ 月 日				災害名									
災害救助法発令等		市町村名		発令月日		月 日		市町村名		発令月日		月 日			
市町村名															
連続雨量		mm		日 時 ～ 日 時		mm		日 時 ～ 日 時		mm		日 時 ～ 日 時			
日雨量		mm		日 時 ～ 日 時		mm		日 時 ～ 日 時		mm		日 時 ～ 日 時			
時間雨量		mm		日 時 ～ 日 時		mm		日 時 ～ 日 時		mm		日 時 ～ 日 時			
時間最大風速		m/秒		日 時 分		m/秒		日 時 分		m/秒		日 時 分			
平均風速				日 時 分 ～ 時 分				日 時 分 ～ 時 分				日 時 分～ 時 分			
工 種		県 工 事				市 町 村 工 事				計					
		箇所		金額		箇所		金額		箇所		金額			
河 川															
海 岸															
砂 防 設 備															
地 す べ り 防 止 施 設															
急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設															
道 路															
橋 梁															
港 湾															
下 水 道															
計															
主な公共土木施設の被害															
河川・海岸	事業主体	区分	水系名	河川・海岸名	被災位置			被災延長		被害額		被害内容 (破堤・溢水等)			
		級	水系												
		級	水系												
		級	水系												
道路	事業主体	区分	路線名		被災位置			被災延長		被害額					
道路交通止	事業主体	区分	路線名	地先名	全面・一部の別及び被災状況	延長	幅員	被害額	応急の有無	応急工事見込額 千円	バス路線有無	交通量 台	迂回路の有無	交通止年月日	解除予定年月日
		道	線									/			
		道	線									/			
		道	線									/			
		道	線									/			
		道	線									/			
		道	線									/			
		道	線									/			
		道	線									/			
一般被害（人的被害）								(建物被害)							
区 分		場 所			原 因		区 分		主 な 場 所		原因 (破堤、溢水内水)				
死 者		名					全 壊		戸						
行方不明		名					半 壊		戸						
							流 失		戸						
							床 上 浸 水		戸						
							床 下 浸 水		戸						

【建築物被害状況即報(様式第2号の14)】

様式第2号の14

〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

(土木事務所経由)

.....知事殿 年 月 日 宇美町長名.....印 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の減滅を報告します。							受付年月日番号	
							※	
1. 災害市町村名		宇美町						
2. 災害種別		火災・風水害・震災・その他			3. 火災件数			
4. 被害区分		全焼・全壊・全流失		半焼・半壊・半流失		計		8. 建築物の 損害見積額 (千円)
5. 建築物の数(戸) 床面積の合計		建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 (㎡)	建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 (㎡)	建築物 の数 (戸数)	床面積の 合計 (㎡)	
7. 用途別	6. 構造別							
住居	木造	戸		戸		戸		
	その他	戸		戸		戸		
	計	戸		戸		戸		
鉄工業	木造							
	その他							
商業 サービス業	木造							
	その他							
公務文教	木造							
	その他							
その他	木造							
	その他							
合計	木造							
	その他							
	計							

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。
ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

【都市施設等被害状況即報(様式第2号の15)】

様式第2号の15

〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

年 月 日現在

宇 美 町
福岡土木事務所
流域下水道事務所

種 別	県 分		市 町 村 分		計	
	箇 所	金 額 千円	箇 所	金 額 千円	箇 所	金 額 千円
街路						
都市公園						
下水道						
公営住宅						
計						

主な都市施設等の被害

種別	事業主体	箇所名	被害状況	被害額 千円	復旧の対応状況
街路					
都市公園					
下水道					
公営住宅					

【教育施設関係被害状況即報(様式第2号の 16)】

様式第 2 号の 1 6

〇〇〇〇災害による教育施設関係被害状況即報

年 月 日現在

(単位：千円)						被災年月日			災害名			市町村名	宇美町
設置者名	学 校 名	施 設 区 分								合 計 C+D +E+F	被害の概要等		
		建 物					工作物 D	土 地 E	設 備 F				
		全・半壊A		補修 B	建物計C								
		面積(㎡)	金 額		面積(㎡)	金 額							

【衛生被害状況詳報・確定報告(様式第3号の1)】

様式第3号の1

〇〇〇〇災害による衛生被害状況

詳報
確定

報告

集団避難所の収容人員

防疫日報

(保健福祉部長へ)

保健所名： 粕屋福祉環境事務所

番号		1				2				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
月	区	赤痢感患者発生数				発生 前年同期赤痢患者数				防疫活動をしている市町村数 (応援を除く)	防疫活動をしている保健所数 (応援を除く)	防疫活動従事者数 保健所職員(雇上職員を含む)	防疫活動従事者数 本庁職員(雇上職員を含む)	清潔方法を行なった戸数	消毒方法を行なった戸数	そ族昆虫駆除を行なった戸数	の供給を受けた人員 伝染病予防法による家用水	の供給を受けた人員 災害救助法による飲料水	検疫調査人員	細菌検査実施人員	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考
		真性	疑似	保菌者	死者	真性	疑似	保菌者	死者														
月日	当日																						
	累計																						
月日	当日																						
	累計																						
月日	当日																						
	累計																						

【商工被害状況詳報・確定報告(様式第3号の2)】

様式第3号の2

〇〇〇〇災害による商工被害状況

詳報
確定

報告

(商工事務所長へ)

宇 美 町

(商 工 部 長 へ)

福岡商工事務所

項目 被害		被 災 事業所数	被 災 従業員数	被災総額				
業種	区分			土 地	建 物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等	備 考
商 業	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)	(うち)	(うち)				
工 業	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)	(うち)	(うち)				
その他	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)	(うち)	(うち)				
合 計		(うち)	(うち)	(うち)				

(注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。

2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。

A 事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。

B 事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。

又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上したもの。

C ①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。

②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。

③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。

D A～Cに該当しない被害

3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業

工業は、 " の製造業

その他は、 " の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

【水稻被害状況詳報・確定報告 その1(様式第3号の3)】

様式第3号の3

〇〇〇〇災害による水稻被害状況 詳報
確定 報告 (その1) 初期の被害

市町村名: 宇 美 町

農林事務所名: 福岡農林事務所

災害の種類

調査年月日 年 月 日 時現在

作物名	市町村名	総栽培面積	10アール 当り 収量	基準 収量	冠水								土砂流入		流失埋没						合計		被害金額	備考 主な被害 地域名等
					2日間		3日間		4日間		5日間				減収 量 小計	植替可能		植替不可能		減収 量 小計	減収 量	被害 減収 率		
					被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量		被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量					
	宇美町	ha	kg	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	t	ha	t	ha	t	ha	t	t	t	%	千円	

注1 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。

注2 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること

【水稻被害状況詳報・確定報告 その2(様式第3号の4)】

様式第3号の4

〇〇〇〇災害による水稻被害状況 詳報
確定 報告 (その2) 中後期の被害

市町村名: 宇 美 町

農林事務所名: 福岡農林事務所

災害の種類 調査年月日 年 月 日 時現在

作物名	市町村名	総栽培面積	10アール 当り 収量	基準 収量 1	浸水 被害 面積	冠 水			倒 伏			塩 害			葉・籾			葉・籾の損傷			合 計				備 考
						被害 面積	減収 量 2	被害 率 2÷1	被害 面積	減収 量 2	被害 率 2÷1	被害 面積	減収 量 2	被害 率 2÷1	被害 面積	減収 量 2	被害 率 2÷1	被害 面積	減収 量 2	被害 率 2÷1	被害 面積	減収 量 3	被害 率 3÷1	被害 金額	
	宇美町	ha	kg	t	ha	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	千円	

注1 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。

注2 被害の態様が、「土砂流入」及び「流失埋没」の場合は、空欄に区分して記入すること。

注3 被害の態様が、複合している場合は、被害が大きい方の態様の中に記入すること。

【水稻被害状況詳報・確定報告 その3(様式第3号の5)】

様式第3号の5

〇〇〇〇災害による水稻被害状況 詳報
確定 報告 (その3) 干 害

市町村名：宇 美 町

調査年月日 年 月 日 時現在

農林事務所名：福岡農林事務所

市町村 名	総栽培 面 積	10アール 当 り 収 量	基準 収量	5日間未満持続				5日間以上持続				10日間以上持続				15日間以上持続				20日間以上持続			
				乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態	
				被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率
宇美町	ha	t	t	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%

市町村 名	25日間以上持続				30日間以上持続				枯 死 面 積	塩 害		合 計		被害金額	備 考 (主な被害地域名等)
	乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態					被 害 減収量	被 害 減収率		
	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率		面 積	被害率	2	2÷1		
宇美町	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	ha	%	t	%	千円	

注1 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

【農作物被害状況詳報・確定報告(様式第3号の6)】

様式第 3 号の 6

〇〇〇〇災害による農作物被害状況 詳報
確定 報告 (水稻を除く)

市町村名: 宇 美 町
農林事務所: 福岡農林事務所

災害の種類

調査年月日 年 月 日 時現在

農林事務所：福岡農林事務所

農作物名	市町村名	総栽培 面積 1	被害面積				被害面積ごと減収量				単価 (kg当 たり)	被害 金額 (3×4)	平年10 a 当た り収量	基準 収量 (1×6)	既 収穫量	収穫 残量 (7－8)	被害 面積率 (2÷1)	被害 減収率 (3÷7)	被害損害 状況 主な被害 地域名
			30% 未満	30～ 70%	70% 以上	計 2	被害面積			計 3									
							30% 未満	30～ 70%	70% 以上										
	宇美町	ha	ha	ha	ha	ha	t	t	t	t	円	円	kg	kg	kg	kg	%	%	

注 1 被害面積の数値は、原則として小数点以下第 1 位までとする。(小数点以下第 2 位は四捨五入する。)

注 2 花きにおける減収量等の単位は千本(千鉢)、単価は 1 本(1 鉢)とする。

注 3 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

【農業関係施設被害状況詳報・確定報告(様式第3号の7)】

様式第3号の7

〇〇〇〇災害による農業関係施設被害状況 詳報
確定 報告

市町村名：宇 美 町
農林事務所：福岡農林事務所

災害の種類				調査年月日 年 月 日 時現在												農林事務所：福岡農林事務所											
施設の 種 類	作物名	市町村名	全 壊				大 破				中 破				小 破				ビニール破損				合 計				備 考 (被害地域名)
			件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	件数	棟数	面積	被害金額	
		宇美町	件	棟	m²	円	件	棟	m²	円	件	棟	m²	円	件	棟	m²	円	件	棟	m²	円	件	棟	m²	円	

注1 「全壊」・・・全く使用に耐えないもの、「大破」・・・被害程度が70%以上、「中破」・・・被害程度が30%以上70%未満、「小破」・・・被害程度が30%未満、「ビニール破損」・・・ビニールが破れ使用できないものをいう。

注2 報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農業協同組合及び同連合会所有のものについては（ ）書きで、また、それ以外の共同利用施設のものについては〔 〕書きで内数として記入すること。

【樹体被害状況詳報・確定報告(様式第3号の8)】

様式第3号の8

〇〇〇〇災害による樹体被害状況 詳報
確定 報告

市町村名：宇 美 町
農林事務所：福岡農林事務所

災害の種類 _____ 調査年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時現在

樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被害程度別面積及び被害額								被害損傷状況 被害地域名
			甚		中		軽		計		
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	
	宇美町	成 園									
		未成園									
		成 園									
		未成園									
		成 園									
		未成園									
		成 園									
		未成園									
		成 園									
		未成園									
		成 園									
		未成園									
		成 園									
		未成園									

注 被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。
甚：樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、又はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改植を要すると認められるもの。
中：30%以上 70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準じるもの。

【畜産関係被害状況詳報・確定報告 その1(様式第3号の9)】

様式第3号の9

〇〇〇災害による畜産関係被害状況 詳報
確定 報告 (その1)

市町村名：宇 美 町

農林事務所名：福岡農林事務所

災害の種類 () 調査年月日 年 月 日

市町村名	家畜等																													
	乳 用 牛									肉 用 牛									豚									馬		
	成牛(生後1年以上)			子牛(生後1年未満)			計			成牛(生後1年以上)			子牛(生後1年未満)			計			成豚(生後100日以上)			子豚(生後100日未満)			計					
	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額
宇美町		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円
農林事務所計																														

【畜産関係被害状況詳報・確定報告 その2(様式第3号の 10)】

様式第 3 号の 1 0

〇〇〇災害による畜産関係被害状況

〔詳報
確定〕

報告 (その 2)

市 町 村 名 : 宇 美 町

農林事務所名 : 福岡農林事務所

災害の種類 () 調査年月日 年 月 日

市町村名	家 畜 等																					合 計			備 考
	採 卵 鶏									ブロイラー			め ん 羊			その他（ ）			その他（ ）						
	成鶏(孵化後5ヶ月以上)			雛（孵化後5ヶ月未満）			計																		
	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	被害 数量	単 価	被害 額	
宇美町		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円			千円	
農林事務所計																									

【畜産関係被害状況詳報・確定報告 その3(様式第3号の11)】

様式第3号の11

〇〇〇災害による畜産関係被害状況 詳報
確定 報告 (その3)

市町村名: 宇 美 町
農林事務所名: 福岡農林事務所
災害の種類 () 調査年月日 年 月 日

市町村名	飼 料 用 作 物																			
	牧 草（イタリアンライグラス）									と う も ろ こ し										
	総栽培 面 積 ① h a	被害面積		被 害 減収量 ③ トン	単価 ④ 円	被 害 額 ⑤ (③×④) 千円	平年10 a 当り収量 ⑥ k g	基準収穫量 ⑦ (①×⑥) トン	被害面積率 ⑧ (②÷①) %	被害率 ⑨ (③÷⑦) %	総栽培 面 積 ① h a	被害面積		被 害 減収量 ③ トン	単価 ④ 円	被 害 額 ⑤ (③×④) 千円	平年10 a 当り収量 ⑥ k g	基準収穫量 ⑦ (①×⑥) トン	被害面積率 ⑧ (②÷①) %	被害率 ⑨ (③÷⑦) %
		計②	うち30 %未満									計②	(30% 未満)							
宇美町																				
農林事務所計																				

市町村名	飼 料 用 作 物																			合 計			
	ソ ル ガ ム									そ の 他													
	総栽培 面 積 ① h a	被害面積		被 害 減収量 ③ トン	単価 ④ 円	被 害 額 ⑤ (③×④) 千円	平年10 a 当り収量 ⑥ k g	基準収穫量 ⑦ (①×⑥) トン	被害面積率 ⑧ (②÷①) %	被害率 ⑨ (③÷⑦) %	総栽培 面 積 ① h a	被害面積		被 害 減収量 ③ トン	単価 ④ 円	被 害 額 ⑤ (③×④) 千円	平年10 a 当り収量 ⑥ k g	基準収穫量 ⑦ (①×⑥) トン	被害面積率 ⑧ (②÷①) %	被害率 ⑨ (③÷⑦) %	総栽培面積 h a	被害面積 h a	被害金額 千円
		計②	うち30 %未満									計②	(30% 未満)										
宇美町																							
農林事務所計																							

【畜産関係被害状況詳報・確定報告 その4(様式第3号の 12)】

様式第 3 号の 1 2

〇〇〇災害による畜産関係被害状況

詳報
確定

 報告 (その 4)

災害の種類 () 調査年月日 年 月 日 市 町 村 名 : 宇 美 町
農林事務所名 : 福 岡 農 林 事 務 所

市 町 村 名	畜 舎										鶏 舎										牧 野		牧 道		牧 柵		その他		合 計	
	全壊		大破		中破		小破		計		全壊		大破		中破		小破		計		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額										
宇美町		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
農林事務所計																														

(注) 「全壊」とは全く使用に耐えないか、流失又は埋没したもの、「大破」とは、被害程度が 70%以上、「中破」とは、被害程度が 30%以上 70%未満、「小破」とは、被害程度が 30%未満のものをいう。

【農地農業用施設被害状況詳報・確定報告(様式第3号の13)】

様式第3号の13

〇〇〇災害による農地農業用施設被害状況

〔詳報〕
〔確定〕

報告

市町村名：宇 美 町

農林事務所名：福岡農林事務所

災害の種類（ ） 調査年月日 年 月 日

[illegible]

【農業協同組合及び農業協同連合会の在庫品被害状況(様式第3号の15)】

第3号の15

〇〇〇〇災害による農業協同組合及び農業協同連合会の在庫品被害状況

〔詳報〕
〔確定〕 報告

市町村名：宇 美 町
農林事務所名：福岡農林事務所

災害の種類（ ） 調査年月日 年 月 日

市町村名	生産資材												その他							
	種類				種類				種類				種類				種類			
	数量	単位	単価 (円)	被害額 (千円)	数量	単位	単価 (円)	被害額 (千円)	数量	単位	単価 (円)	被害額 (千円)	数量	単位	単価 (円)	被害額 (千円)	数量	単位	単価 (円)	被害額 (千円)
宇美町																				

【土木被害状況詳報・確定報告(様式第3号の16)】

様式第3号の16

〇〇〇〇災害による土木被害状況 詳報
確定 報告
(土木事務所長へ)
(土木部長へ)

宇 美 町
福岡土木事務所長

区 分		前 回 ま で の 報 告 分						今 回 の 報 告 分		年 間 の 合 計
		自 月 日 至 月 日 の災害		自 月 日 至 月 日 の災害		自 月 日 至 月 日 の災害		自 月 日 至 月 日 の災害		
県	河 川									
	海 岸									
	砂 防									
	道 路									
	橋 梁									
	港 湾									
	計									
市 町 村 工 事	河 川									
	海 岸									
	道 路									
	橋 梁									
	計									
合 計										

【建築物被害状況詳報・確定報告(様式第3号の17)】

様式第3号の17

〇〇〇〇災害による建築物被害状況

詳報
確定

報告

(土木事務所経由)

知 事 殿 年 月 日 宇美町長名 印 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失 を報告します。							受付年月日番号 ※	
1. 被災地区市町村名		宇美町						
2. 災 害 種 別		火災・風水害・震災・その他		3. 火 災 件 数				
4. 被 害 区 分		全焼・全壊・全流失		半焼・半壊・半流失		計		
5. 建築物の数(戸数) 床面積の合計		建築物の 数(戸数)	床面積の 合計(m ²)	建築物の 数(戸数)	床面積の 合計(m ²)	建築物の 数(戸数)	床面積の 合計(m ²)	
7. 用途別	6. 構造別						8. 建築物の損 害見積額 (千円)	
住 居	木 造	戸		戸		戸		
	その他	戸		戸		戸		
	計	戸		戸		戸		
鉄工業	木 造							
	その他							
商 業 サービス業	木 造							
	その他							
公務文教	木 造							
	その他							
そ の 他	木 造							
	その他							
合 計	木 造							
	その他							
	計							

(注) イ ※欄は記入しないこと。

ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。

ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。

ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

【被害額報告(様式第4号)

様式第4号

様式第4号

〇〇〇〇災害による被害額報告

〇〇〇部

(第 報) 月 日

区 分	被 害 総 額 (千円)										計		
	総務部	企画振興部	保健福祉部	環境部	生活労働部	商工部	農政部	水産林務部	土木部	建築都市部		企業局	教育庁
公 共 文 教 施 設													
農 林 水 産 業 施 設													
公 共 土 木 施 設													
そ の 他 の 公 共 施 設													
小 計													
その他	農産被害												
	林産被害												
	畜産被害												
	水産被害												
	商工被害												
	林 地												
	県 営 林												
	そ の 他												
被 害 総 額													

防災関係機関連絡先

名 称	T E L	防災行政無線	(防災無線)FAX	住 所
宇美町役場	092-932-1111 FAX 933-7512	78-341-70	78-341-75	宿直室 78-341-72
宇美町消防団				宇美町役場内
福 岡 県				
【防災危機管理局】	092-641-4734 FAX 643-3117		1-78-700-7390 ~7394、7899	福岡市博多区東公園 7-7
防災企画課	092-643-3112	78-700-7021		〃
課長	092-643-3106	78-700-7020		〃
防災企画係	092-643-3112	78-700-7021		〃
防災情報係	092-643-3114	78-700-7024		〃
原子力安全対策係	092-643-3115	78-700-2487		〃
国民保護係	092-643-3123	78-700-2489		〃
消防防災指導課				〃
消防係	092-643-3111	78-700-7025		〃
防災指導係	092-643-3113	78-700-7023		〃
災害対策本部室		78-700-7500 ~7504		〃
統制室	092-643-3116	78-700-7026		〃
宿直室		78-700-7027		〃
通信機械室		78-700-7028		〃
総合政策課	092-643-3156	78-700-7032		〃
社会活動推進課	092-643-3379	78-700-7092		〃
保健医療介護総務課	092-643-3238	78-700-7042		〃
福祉総務課	092-643-3244	78-700-7082		〃
環境政策課	092-643-3354	78-700-7052		〃
商工政策課	092-643-3413	78-700-7062		〃
農林水産政策課	092-643-3468	78-700-7072		〃
県土整備総務課	092-643-3636	78-700-7102	78-700-7396	〃
河川管理課	092-643-3666	78-700-7103		〃
砂防課		78-700-7104		
道路維持課		78-700-7105		
建築都市総務課	092-643-3704	78-700-7112		〃
会計課	092-643-3772	78-700-7122		〃
教育庁総務企画課	092-643-3857	78-700-7132		〃
企業局管理課	092-643-3785	78-700-7142		〃
福岡県土整備事務所 総務課長	092-641-0161	78-810-711	78-810-761	(粕屋総合庁舎) 福岡市東区箱崎 1-18-1
粕屋総合庁舎		78-810-XXX		
福岡農林事務所 福岡地方本部	092-735-6121	78-900-701		(福岡西総合庁舎) 福岡市中央区赤坂 1-8-8
粕屋保健福祉事務所 救助・防疫救護班	092-939-1500	78-900-70		粕屋町戸原東 1-7-26

名 称	T E L	防災行政無線	(防災無線) FAX	住 所
警察・消防				
県警察本部 警備課	092-641-4141	78-700-7202		福岡市博多区東公園 7-7
粕屋警察署	092-939-0110			粕屋町上大隈 147-1
宇美交番				宇美町宇美 4-1-10
粕屋南部消防本部 粕屋南部消防署	092-935-5111			志免町田富 170
指定地方行政機関				
陸上自衛隊 第3部防衛班 第2部情報班	092-591-1020 第3部防衛班	78-983-70 78-983-71		
西空指令部当直幕僚室 西空指令部防衛部	092-581-4031 防衛部運用課	78-984-71 78-984-72		
福岡法務局 粕屋出張所	092-721-4601 092-938-2258			粕屋町長者原 278-1
九州森林管理局 福岡森林管理署	092-843-2100			福岡市早良区百道 1-16-29
福岡労働基準局 福岡中央労働基準監督署	092-761-5607			福岡市中央区長浜 2-1-1
福岡管区气象台	090-725-3601	78-981-70	78-981-75	福岡市中央区大濠 1-2-36
指定公共機関				
粕屋南郵便局	092-935-1450			志免町田富 162-1
西日本電信電話(株) 九州支店	092-476-6161			福岡市博多区博多駅東 2-3-1
九州電力送配電 福岡支社	092-733-6541		092-733-6542	福岡市中央区渡辺通 2-1-82
西部ガス福岡支社	092-633-2323		092-631-3794	福岡市東区東浜 1-10-75
九州旅客鉄道(株) 宇美駅	092-932-0030			宇美町宇美 5-13-1
NHK福岡放送局	092-724-2800	78-982-無し	092-724-2886	福岡市中央区六本松 1-1-10
日本赤十字社福岡県支部	092-523-1171	78-980-0	092-521-2552	福岡市南区大楠 3-1-1
日本銀行福岡支店	092-725-5511			福岡市中央区天神 4-2-1
その他防災上重要な機関				
粕屋農業協同組合 宇美支所	092-932-2800			宇美町宇美 4-11-1
宇美町社会福祉協議会	092-931-1008		092-931-1009	宇美町宇美 2-1-11
福岡県医師会	092-431-4564			福岡市博多区博多駅南 4-2-10
福岡県薬剤師会	092-271-3791			福岡市博多区住吉 2-20-1-5
福岡県歯科医師会	092-771-3531			福岡市中央区大名 1-12-42
粕屋医師会	092-652-3100			久山町久原 3168-1
粕屋薬剤師会	092-271-3791			粕屋町仲原 132-1
粕屋歯科医師会	092-712-1764			福岡市中央区大名 1-12-43
福岡県 介護保険広域連合	092-643-7055		092-641-2432	福岡市博多区千代 4-1-27 福岡自治会館 3F